

壮瞥町地域防災計画

令和5年3月

壮瞥町防災会議

第1章 総則	7
第1節 目的	8
第2節 計画の構成	8
第3節 計画の効果的推進	9
第4節 用語の定義	9
第5節 防災計画の修正	10
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第7節 町民及び事業者の基本的責務等	15
第2章 壮瞥町の概要	18
第1節 自然条件	19
第2節 災害の概要	19
第3章 防災組織	20
第1節 防災会議	21
第2節 災害対策本部	23
第3節 気象予警報等の伝達計画	30
第4章 災害予防計画	38
第1節 風水害予防計画	39
第2節 水防計画	41
第3節 雪害・融雪災害予防計画	45
第4節 積雪・寒冷対策計画	45
第5節 土砂災害予防計画	46
第6節 建築物災害予防計画	47
第7節 複合災害に関する計画	47
第8節 消防計画	48
第9節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	48
第10節 避難体制整備計画	49
第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	58
第12節 情報収集・伝達体制整備計画	62
第13節 相互応援（受援）体制整備計画	63
第14節 自主防災組織育成等に関する計画	64
第15節 そうべつ情報館活用計画	66

第5章 災害応急対策計画-----67

第1節 応急活動体制-----	68
第2節 災害情報通信計画-----	71
第3節 災害情報等の収集、伝達計画-----	75
第4節 災害広報・情報提供計画-----	78
第5節 避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画-----	84
第6節 応急措置実施計画-----	95
第7節 災害警備計画-----	97
第8節 交通応急対策計画-----	98
第9節 輸送計画-----	102
第10節 食料供給計画-----	104
第11節 給水計画-----	106
第12節 衣料、生活必需物資供給計画-----	108
第13節 石油類燃料供給計画-----	110
第14節 上下水道施設対策計画-----	111
第15節 医療救護計画-----	113
第16節 防疫計画-----	116
第17節 家庭動物等対策計画-----	119
第18節 文教対策計画-----	120
第19節 住宅対策計画-----	123
第20節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画-----	126
第21節 障害物除去計画-----	129
第22節 応急土木対策計画-----	131
第23節 応急飼料計画-----	133
第24節 労務供給計画-----	134
第25節 ヘリコプター要請計画-----	136
第26節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画-----	139
第27節 広域応援・受援計画-----	143
第28節 災害ボランティアとの連携計画-----	145
第29節 災害救助法の適用計画-----	147

第6章 地震災害対策計画-----150

第1節 壮瞥町における過去の地震-----	151
第2節 北海道における地震の想定-----	151
第3節 計画での地震想定-----	154
第4節 地震に強いまちづくり推進計画-----	155
第5節 火災予防計画-----	157
第6節 液状化災害予防計画-----	159

第7節 積雪・寒冷対策計画	159
第8節 土砂災害予防計画	160
第9節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	160
第10節 避難体制整備計画	160
第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	160
第12節 自主防災組織育成等に関する計画	160
第13節 防災訓練計画	160
第14節 防災知識の普及計画	161
第15節 町民の心構え	163
第16節 応急活動体制	166
第17節 地震情報の伝達計画	169
第18節 災害情報等の収集、伝達計画	172
第19節 災害広報・情報提供計画	172
第20節 避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画	173
第21節 地震火災対策計画	173
第22節 被災建築物安全対策計画	174
第23節 災害警備計画	175
第24節 交通応急対策計画	175
第25節 輸送計画	175
第26節 食料供給計画	175
第27節 給水計画	176
第28節 衣料、生活必需物資供給計画	176
第29節 石油類燃料供給計画	176
第30節 生活関連施設対策計画	176
第31節 医療救護計画	177
第32節 防疫計画	177
第33節 廃棄物等処理計画	178
第34節 家庭動物等対策計画	178
第35節 文教対策計画	178
第36節 住宅対策計画	178
第37節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	178
第38節 障害物除去計画	178
第39節 応急土木対策計画	178
第40節 応急飼料計画	179
第41節 労務供給計画	179
第42節 ヘリコプター要請計画	179
第43節 自衛隊派遣要請及び活動要請計画	179
第44節 広域応援・受援計画	179
第45節 災害ボランティアとの連携計画	179
第46節 災害救助法の適用計画	179

第7章 事故災害対策計画	180
第1節 道路災害対策計画	181
第2節 航空災害対策計画	185
第3節 危険物等災害対策計画	188
第4節 林野火災対策計画	194
第5節 大規模な火事災害対策計画	198
第8章 火山災害対策計画	202
第1節 有珠火山の概況	203
第2節 有珠山の火山活動	203
第3節 火山現象に関する情報等の収集、伝達計画	206
第4節 災害情報通信計画	210
第5節 火山観測体制	210
第6節 避難体制整備計画	211
第7節 二次災害の予防対策	211
第8節 防災知識普及計画	211
第9節 防災訓練計画	212
第10節 警戒レベルに応じた基本的な行動	212
第11節 応急活動体制	214
第12節 災害広報・情報提供計画	218
第13節 避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画	219
第14節 災害警備計画	223
第15節 積雪・寒冷対策計画	223
第16節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	223
第17節 被災建築物安全対策計画	223
第18節 交通応急対策計画	223
第19節 輸送計画	223
第20節 食料供給計画	224
第21節 給水計画	224
第22節 衣料、生活必需物資供給計画	224
第23節 石油類燃料供給計画	224
第24節 医療救護計画	224
第25節 防疫計画	224
第26節 廃棄物等処理計画	224
第27節 家庭動物等対策計画	225
第28節 文教対策計画	225
第29節 住宅対策計画	225
第30節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	225

第31節 障害物除去計画	2 2 5
第32節 応急土木対策計画	2 2 5
第33節 応急飼料計画	2 2 5
第34節 労務供給計画	2 2 6
第35節 ヘリコプター要請計画	2 2 6
第36節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	2 2 6
第37節 広域応援・受援計画	2 2 6
第38節 災害ボランティアとの連携計画	2 2 6
第39節 災害救助法の適用計画	2 2 6
第9章 災害復旧・被災者救護計画	2 2 7
第1節 災害復旧計画	2 2 8
第2節 廃棄物等処理計画	2 3 0
第3節 被災者援護計画	2 3 2
第10章 防災訓練計画	2 3 4
第11章 防災知識の普及計画	2 3 6

第 1 章

総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、壮瞥町防災会議が作成する計画であり、壮瞥町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、壮瞥町及び防災関係機関がその機能のすべてを挙げて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町の防災に万全を期することを目的とする。

- (1) 壮瞥町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、町内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関する事
- (3) 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関する事
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関する事
- (5) 災害復旧に関する事
- (6) 防災訓練に関する事
- (7) 防災思想の普及に関する事

第2節 計画の構成

壮瞥町地域防災計画は、本編のほか、資料編から構成する。本編は、次の章から構成する。これらの計画は、北海道地域防災計画及び有珠火山防災計画とも調整を図る。

- 第1章 総則
- 第2章 壮瞥町の概要
- 第3章 防災組織
- 第4章 災害予防計画
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 地震災害対策計画
- 第7章 事故災害対策計画
- 第8章 火山災害対策計画
- 第9章 災害復旧・被災者救護計画
- 第10章 防災訓練計画
- 第11章 防災知識の普及計画

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を未然に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害をできるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

防災対策は、行政による公助はもとより、自らの安全は自ら守る自助、身近な地域コミュニティ等による共助のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 水防法 水防法（昭和24年法律第193号）
- (4) 町防災会議 壮警町防災会議
- (5) 本部（長） 壮警町災害対策本部（長）
- (6) 町防災計画 壮警町地域防災計画
- (7) 防災関係機関 壮警町防災会議条例（昭和37年条例第13号）第3条第5項に定める委員の属する機関
- (8) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する原因（放射性物質の大量放出、多数の遭難を伴う船舶の沈没及び大規模事故）により生ずる被害をいう。
- (9) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び災害の復旧を図ることをいう。
- (10) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特に配慮する者をいう。
- (11) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第5節 防災計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行う。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって、計画の変更(削除)を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

前号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
室蘭開発建設部 有珠道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達・収集に関すること (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援 (北海道開発局現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)に関すること (3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること (5) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること (6) 国道の整備並びに災害復旧に関すること (7) 補助事業に係る指導、監督に関すること
北海道農政事務所 札幌地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること
北海道森林管理局 後志森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山の実施に関すること (3) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること

	(4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること
室蘭地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること (2) 非常通信協議会の運営に関すること

2 自衛隊

陸上自衛隊第7師団 第71戦車連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること
----------------------	--

3 北海道

胆振総合振興局 地域創生部	(1) 総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関すること (2) 町長の実施する応急措置の調整等に関すること (3) 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
胆振総合振興局 保健環境部保健行政室	(1) 被災地の防疫の実施指導、感染症、清掃指導に関すること (2) 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること (3) 被災地の医薬品及び衛生材料等の需給に関すること
胆振総合振興局 室蘭建設管理部 洞爺出張所	(1) 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策並びに災害復旧対策の実施に関すること (2) 災害時の関係河川の水位、雨量情報の収集及び報告に関すること (3) 水防技術の指導に関すること (4) 水防警報を発表すること

4 北海道警察

北海道警察 札幌方面伊達警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること (2) 災害情報の収集に関すること
--------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害警備本部の設置運用に関する事 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 (5) 犯罪の予防、取締り等に関する事 (6) 危険物に対する保安対策に関する事 (7) 広報活動に関する事 (8) 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事
--	--

5 壮瞥町

壮瞥町（町長部局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議に関する事 (2) 本部の設置及び組織の運営に関する事 (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害 予防応急対策の総合調整を講ずる事 (4) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行う事 (5) 自主防災組織の充実を図る事 (6) 住民の自発的な防災活動の促進を図る事 (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する 活動を支援する事 (8) 防災訓練の実施に関する事 (9) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関する 事 (10) 防災に関する施設、設備の整備に関する事 (11) 応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関する事 (12) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の指示に関する事 (13) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関する事 (14) 災害時における保健衛生及び文教対策に関する事 (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事 (16) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関するこ と (17) 要配慮者（避難行動要支援者）の把握及び擁護に関する事 (18) 防災ボランティアの受入れに関する事 (19) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事
壮瞥町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこ と (2) 児童生徒に対する防災に関する知識の普及に関する事 (3) 避難等に係る学校施設の使用に関する事 (4) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事

6 西胆振行政事務組合消防本部（以下、「西胆振消防本部」という。）

西胆振消防本部	(1) 災害時における町民の避難誘導及び救急救助出動に関すること (2) 町の要請に基づき、防災対策の支援、協力に関すること (3) その他消防業務に関すること
---------	--

7 指定公共機関

東日本電信電話株式会社 北海道南支店苫小牧営業所 (株式会社N T T東日本 北海道支店苫小牧営業所)	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
日本赤十字社北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること (2) 北海道災害義援金募集委員会の運営に関すること (3) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救護活動連絡調整を行うこと
北海道電力ネットワーク 株式会社室蘭支店	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること
日本郵便株式会社 壮瞥郵便局 久保内郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること (2) 郵便の非常取扱いを行うこと (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと
日本通運株式会社 室蘭支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送についての関係機関の支援を行うこと

8 指定地方公共機関

一般社団法人 胆振西部医師会	(1) 災害時における応急医療及び医療関係機関との連絡調整に関すること
-------------------	-------------------------------------

9 自主防災組織を構成する者又は学識経験者

北海道大学大学院 理学研究院附属地震 火山研究観測センター	(1) 災害時における専門的見地からの助言等に関すること
壮瞥町防災学識 アドバイザー	(1) 災害時における専門的見地からの助言等に関すること

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

とうや湖農業協同組合 壮瞥支所 胆振西部森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること (3) 共済金支払いの手続きを行うこと
壮瞥町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること (2) 被災商工業者に対する経営指導、金融対策の実施に関すること
そうべつ観光協会	(1) 観光客等の避難誘導の協力に関すること
道南バス株式会社 洞爺営業所	(1) 観光客等の避難誘導の協力に関すること (1) 災害時におけるバスによる輸送の確保に関すること (2) 救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等についての関係機関への支援に関すること
壮瞥町社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援対策に関すること (2) ボランティアの募集、受付、活動支援に関すること (3) 災害時における炊き出し、救援物資等の配給に関すること
壮瞥町女性団体連絡協議会 壮瞥町赤十字奉仕団 壮瞥町民生委員協議会	(1) 災害時における炊き出しの支援を行うこと。 (2) 町が行う被災者に対する救助活動の協力を行うこと
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること
医療法人交雄会 そうべつ温泉病院 医療法人倭会三恵病院	(1) 災害時における医療及び防疫対策の協力に関すること

第7節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全、安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災、減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開する。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等、保険証、免許証、マイナンバーカード、補聴器、医薬品、預金通帳、印鑑、キャッシュカード等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ 隣近所との相互協力関係のかん養

エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握（がけ崩れへの注意等）

オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ 要配慮者（避難行動要支援者）及び来町者への配慮

キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ケ 建物の補強、家具の固定

コ 消火器の用意、火気器具の点検や火気周辺の可燃物への注意

(2) 災害時の対策

ア 地域における被災状況の把握

イ 近隣の負傷者や要配慮者（避難行動要支援者）に対する救助、支援

- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町、防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があつたときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるように努める。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資、資材又は役務の供給、提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。また、不特定多数の人が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）、消防計画等の策定
- イ 防災体制の整備、各自の役割分担の明確化
- ウ 事業所の耐震化（ロッカー等の重量物の転倒防止措置など）の促進
- エ 予想被害からの復旧計画の策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保
- ク 重要書類等の非常持ち出し品の確認

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業継続又は早期再開・復旧

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。また、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (2) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図る。

第2章

壮瞥町の概要

第1節 自然条件

1 位置・地勢等

(1) 位置・地勢・面積

本町は、北海道の南西部に位置し、東経 141° 4′ 23″ ～140° 49′ 39″、北緯 42° 30′ 12″ ～42° 38′ 56″ にあって、総面積は 205.01k m²。東西 22.256 km、南北 15.165 km の長さをもっている。東は伊達市大滝区、白老町及び登別市に接し、南西は伊達市、西及び西北は洞爺湖町に接している。

(2) 地質

地質は、有珠山及び樽前山系の典型的な火山性土であり、表層埴土が浅く、火山灰、砂礫混入層が厚く、地力の減耗流亡と保湿度に乏しく、干害を被りやすい。

(3) 主な山岳・主な河川

主な山岳に、オロフレ山（海拔 1,230.8m）、有珠山（大有珠（標高 733m）、昭和新山（同 398m）、有珠新山（同 669m））があり、主な河川として長流川（延長 46.8 km）、弁景川（同 11.2 km）、レルコマベツ川（同 10.2 km）、パンケ川（同 9.0 km）及びクボナイ川（同 2.5 km）がある。

2 気象

本町は、冬季アジア大陸から襲来する低気温の影響で、多量の降雪となるが、平野部は比較的少なく、冬の気温が高く、四季の変化が穏やかである。

西部方面と久保内以東とでは気温に差があり、降雨量も西部より倍加する。気温は、年平均 8.1 度前後、夏 20 度、冬マイナス 2 度程度で、道内でも快適な地である。

第2節 災害の概要

壮瞥町の災害の概要は、資料編のとおりである。

第3章

防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1節 防災会議

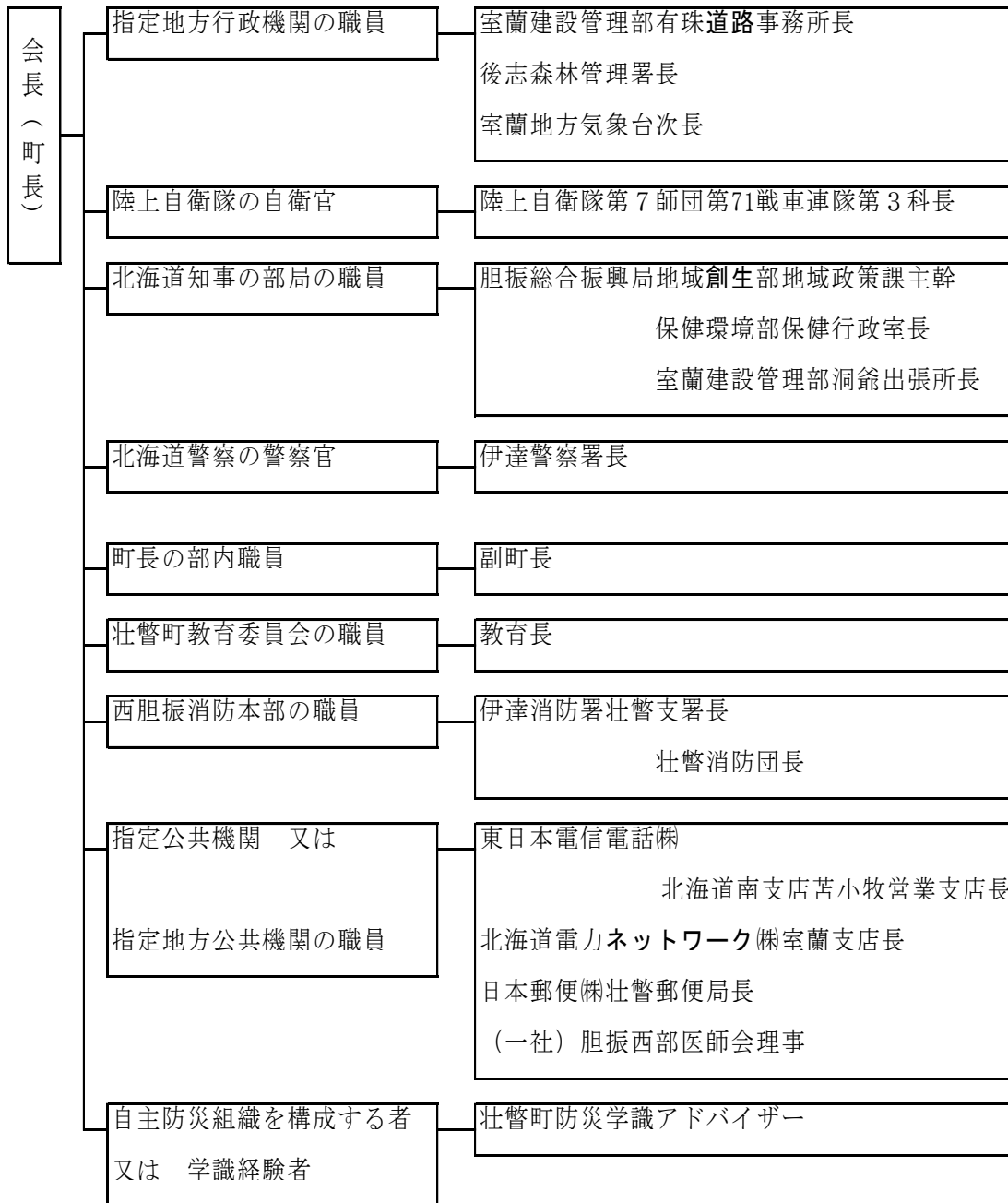
1 防災会議の組織及び所掌事務

壮瞥町防災会議は、町長を会長として、壮瞥町防災会議条例（昭和37年条例第13号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害時においては、関係機関相互の連絡調整等を行うものとする。

2 防災会議の運営

壮瞥町防災会議条例（資料編）の定めるところによる。

3 防災会議の構成



第2節 災害対策本部

町長は、災害時、災害の状況に応じて、基本法第23条の2及び壮瞥町災害対策本部条例（昭和37年条例第14号）の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

1 本部

(1) 本部の設置基準

本部の設置は、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。

イ 災害が発生し、その規模又は範囲から特に対策を必要とするとき。

ウ 気象、地象及び水象に関する情報又は特別警報、警報が発せられ、対策を必要とするとき。

エ 震度5弱以上の地震が発生したとき。

オ 地震による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

カ 有珠山の噴火警報（火口周辺規制）／噴火警戒レベル2が発表されたとき。

(2) 組織及び所掌分掌

本部の組織及び所掌分掌は、別表1、2のとおりとする。

(3) 設置場所

本部は、壮瞥町役場に置く。ただし、大規模な災害により庁舎が使用不能となった場合、又は使用不能となるおそれがある場合には、次の代替場所に本部を設置する。

なお、この場合、速やかにその旨を関係機関に連絡する。

代替場所　　そうべつ情報館

(4) 廃止の時期

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

(5) 通知

本部長は、本部を設置したときは、直ちに本部員等に通知するとともに標識を役場庁舎正面玄関に掲示する。

また、次に掲げる者のうち、必要と認めるものに速やかに通知する。なお、廃止した場合は、設置の場合に準じる。

ア 胆振総合振興局長

イ 町防災会議構成機関の長

ウ 隣接市町長

2 現地対策本部

- (1) 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生区域に現地対策本部を設置することができる。
- (2) 現地対策本部には現地対策本部長及び現地対策本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれにあてる。
- (3) 現地対策本部長は、常に本部と連携を保ち、的確な指示や情報交換により適切な措置を講ずる。

3 本部の配備体制

- (1) 本部は、災害の防御及び被害の軽減並びに災害発生後における災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため非常配備の体制を確立する。ただし、本部が設置されない場合にあっても、町として必要と認める場合には、非常配備に関する基準による体制を確立する。
- (2) 非常配備の基準
 - ア 災害時（一般災害、地震、火山災害等）における非常配備体制は、災害の規模、発災状況等に応じ、第1非常配備、第2非常配備、第3非常配備の3段階とする。
 - イ 非常配備の種別、配備時期、内容、要員の基準等については、各災害種別毎の災害応急対策計画に定めるとおりとする。

4 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員（各班長）で組織し、本部の職務遂行上の重要事項について協議する。

- (1) 会議の開催
 - ア 会議は、本部長が必要に応じ招集し開催する。
 - イ 災害の規模及び態様により、本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。
- (2) 協議事項
 - ア 非常配備体制に関すること。
 - イ 災害情報及び被害状況の分析並びに災害対策活動の基本方針に関すること。
 - ウ 防災関係機関等に対する応援の要請及び救助法の適用申請に関すること。
 - エ その他災害対策に関する重要な事項
- (3) 会議事項の周知

会議決定事項のうち、本部長及び本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

5 本部の運営及び庶務

本部及び会議の運営について必要な事項は、本部長が指示する。なお、本部の庶務は、総務課において処理する。

6 本部長の職務代理者の決定

本部長不在時の指揮命令系統確立のため、当該職務を代理する者の順位は、次のとおりとする。

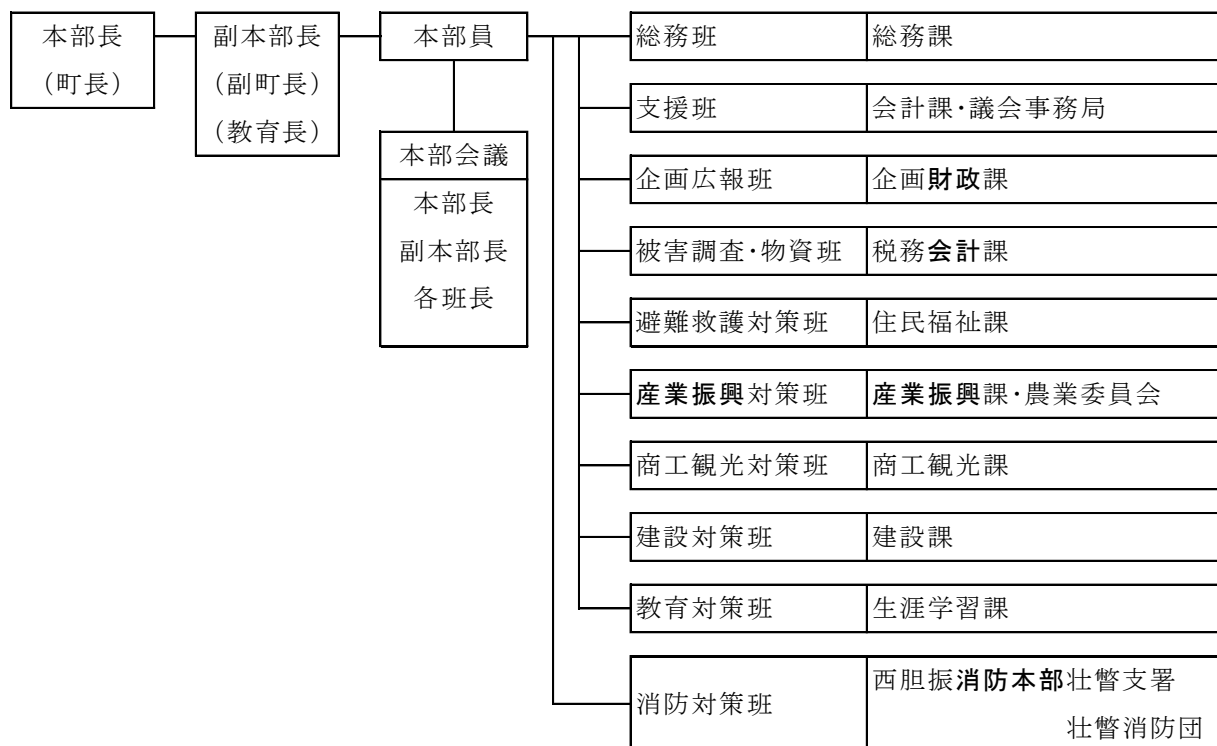
- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

7 町長の権限の委任

町長は、必要に応じ、次の権限を職員に委任することができる。

- 基本法第23条の2 災害対策本部の設置
- 基本法第56条 警報の伝達と警告
- 基本法第59条 設備及び物件の除去、保安その他必要な事前措置
- 基本法第60条 避難のための立ち退きの指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示並びに避難の解除
- 基本法第62条 災害の拡大を防止するために必要な応急措置
- 基本法第63条 警戒区域の設定
- 基本法第64条 土地、建物その他の工作物、土石、竹林、その他の物件の使用若しくは収用等
- 基本法第65条 住民を防災業務に従事させること。

別表1 災害対策本部組織



町長は、災害対策本部を設置する場合は、あらかじめ、防災活動に従事する西胆振消防本部の職員のうち、壮警支署に在勤する職員を壮警町職員に併任する。

火山噴火災害のような大規模災害の場合には、複数の班をグループにまとめて、人員や業務や調整して対応する。

別表2 本部の所掌事務

班	担当課	所掌事務
総務班 班 長 総 務 課 長	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長の指揮命令の伝達に関すること。 3 本部の庶務に関すること。 4 各班との連絡調整に関すること。 5 関係市町村及び関係機関との連絡に関すること。 6 防災関係機関への災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 7 避難情報に関すること。 8 自衛隊の派遣要請に関すること。 9 庁舎の電力及び通信連絡機能の確保に関すること。 10 職員の非常招集に関すること。 11 災害応急対策従事者の公務災害補償に関すること。 12 災害応急対策従事者の災害用装備品等の貸与及び寝具の調達供給に関すること。 13 労務供給の調整に関すること。 14 災害時の車両確保及び配車に関すること。 15 災害時の輸送車両等の協力要請に関すること。 16 公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 17 防災行政無線の管理及び運用に関すること。 18 救助法に基づく救助の実施の総括に関すること。 19 被災に伴う証明書に関すること。 20 被害状況調査の取りまとめの総括及び報告に関すること。 21 災害記録及び防災記録の総括に関すること。 22 特命事項に関すること。 23 その他、他の班に属さないこと。
支援班 班 長 議会事務局長	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の業務支援に関すること。
企画広報班 班 長 企画財政課長	企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 災害資料、災害写真等の収集発表に関すること。 4 国、道その他関係機関への陳情等の調整に関すること。 5 自治会との連絡及び協力要請に関すること。

被害調査 ・物資班 班 長 税務会計課長	税務会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般被害（人的被害、住家被害及び非住家被害）状況の調査に関する こと。 2 災害に伴う税の減収見込み額等の把握に関する事。 3 被災者の税の減免に関する事。
避難救護対策班 班 長 住民福祉課長	住民福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救援活動及び避難誘導に関する事。 2 仮設避難所の運営に関する事。 3 避難所の設置及び管理に関する事。 4 被災者に対する生活保護に関する事。 5 社会福祉施設の被害状況の把握及び災害対策に関する事。 6 ボランティア等支援活動団体の受入態勢の支援に関する事。 7 避難状況の記録及び報告に関する事。 8 被災者相談所に関する事。 9 災害時の人口及び世帯数の把握に関する事。 10 遺体の処理及び埋葬に関する事。 11 被災者の炊き出し及び食品の給与に関する事。 12 被災者の生活必需品の調達及び給与に関する事。 13 被災者の健康管理に関する事。 14 被災者の救護、医療及び助産に関する事。 15 医薬品等の輸送に関する事。 16 医療救護所の開設及び運営に関する事。 17 医療機関との連絡調整に関する事。 18 衛生資材の確保及び配布に関する事。 19 独居老人、障害者の安否の確認や健康状態の把握に関する事。 20 災害時の防疫に関する事。 21 塵芥の収集及びし尿処理に関する事。 22 災害時の公害防止対策に関する事。 23 家庭動物対策に関する事。
産業振興対策班 班 長 産業振興課長 農業委員会 局長	産業振興課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災農家の援護対策に関する事。 3 農業災害補償に関する事。 4 被災地の病虫害駆除及び家畜の防疫に関する事。 5 家畜飼料の応急対策に関する事。 6 農業用施設、治山施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 7 応急対策に必要な資機材等の調達、配分、保管及び輸送に関する 事。

商工観光対策班 班 長 商工観光課長	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客の避難対策に関する事。 2 観光施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 3 商工業の被害調査及び復旧対策に関する事。 4 被災商工業者の支援対策に関する事。 5 被災中小企業の振興に関する事。 6 災害時の雇用対策に関する事。 7 その他避難救護対策の支援に関する事。
建設対策班 班 長 建設課長	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木関係、都市計画関係施設、公共施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路、河川、橋等の保護及び応急対策に関する事。 3 水防警戒区域の警戒巡視に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 浸水防止対策に関する事。 6 泥流対策に関する事。 7 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関する事。 8 被災公営住宅に関する事。 9 応急危険度判定士による被災建築物の危険度判定に関する事。 10 被災地における建築制限に関する事。 11 被災住宅の応急修理に関する事。 12 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事。 13 上下水道施設の災害対策に関する事。 14 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 15 被災地における飲料水の確保及び輸送に関する事。
教育対策班 班 長 生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設及び社会教育施設の災害対策に関する事。 2 学校施設、社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 災害時の応急教育対策及び教職員の動員に関する事。 4 学校、社会教育施設の利用者に対する避難の勧告、指示等の伝達に関する事。 5 学校施設における避難所の設置の協力に関する事。 6 社会教育施設の応急利用に関する事。 7 胆振教育局との情報共有に関する事。 8 その他避難救護対策の支援に関する事。
消防対策班 班 長 西胆振消防本部 壮警支署長 壮警消防団長	壮警支署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防、警戒並びに災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被災地における人命救助、救急救護及び避難誘導に関する事。 3 その他被災地における応急作業に関する事。
	壮警消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防、警戒並びに災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被災地における人命救助、避難誘導に関する事。 3 その他被災地における応急作業に関する事。

第3節 気象予警報等の伝達計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象等（地震に密接に関連するものを除く）の特別警報、警報、注意報並びに気象情報等の収集及び伝達等については、次のとおりとする。

1 予報区

気象警報、注意報や天気予報の発表区域の図（胆振・日高地方）



府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区 域 名	市町村を まとめた区域	二次細分区域名
胆振・日高地方 (室蘭地方気象台)	胆振地方	胆振西部	伊達市伊達、伊達市大滝、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
		胆振中部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町
		胆振東部	安平町、厚真町、むかわ町
	日高地方	日高西部	日高町日高、日高町門別、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報等

気象等に関する特別警報・警報・注意報、洪水・土砂災害、河川の氾濫、火災等に関する情報の種類、発表基準は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報で、発表は市町村単位で発表される。

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても呼びかけられる。

※地面現象の特別警報は大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(2) 気象等に関する警報

① 概要

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

② 基準（壮瞥町の場合）

現象の種類			基準
大雨	浸水害	表面雨量指数基準	13
	土砂災害	土壌雨量指数基準	112
大雪（12時間降雪の深さ）			平地 40cm、山間部 50cm
暴風（平均風速）			陸上 18m/s
暴風雪（平均風速）			18m/s 雪による視程障害を伴う

洪水	流域雨量指数基準	長流川流域 36.8, レルコマベツ川流域=8.5, パンケ川流域=8.7, 弁景川流域=12.8
記録的短時間大雨情報 (1 時 間 雨 量)		100mm

(3) 気象等に関する注意報

① 概要

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などに災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

② 基準（壮瞥町の場合）

現象の種類		基準	
大雨 (雨量)	表面雨量指数基準	7	
	土壌雨量指数基準	57	
大雪（12時間降雪の深さ）		平地 25cm、山間部 30cm	
強風（平均風速）		陸上 12m/s	
風雪（平均風速）		陸上 12m/s 雪による視程障害を伴う	
濃霧（視程）		200m	
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾	燥	最小湿度 35%、実効湿度 65%	
な	だ	れ	24時間降雪の深さ 30cm 以上 積雪の深さ 40cm 以上で日平均気温 5℃以上
着	雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
融	雪	24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計 60mm 以上	
霜	（最低気温）	3℃以下	
低	温	通年（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上連続	

(4) 洪水警報及び注意報

① 概要

種類	概要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当する。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

② 基準

現象の種類		基準
洪水警報 (雨量)	流域雨量指数基準	長流川流域 =36.8, レルコマベツ川流域=8.5, パンケ川流域=8.7, 弁景川流域=12.8
洪水注意報 (雨量)	流域雨量指数基準	長流川流域 =29.4, レルコマベツ川流域=6.8, パンケ川流域=6.9, 弁景川流域=10.2

(5) 水位到達情報

種類	概要
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当する。

氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂 キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(7) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

① 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫（黒）」：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当
- ・「危険（紫）」：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒（赤）」：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意（黄）」：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※「災害切迫」（黒）、「警戒」（赤）は避難情報の発令対象区域の絞り込みに活用

② 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

③ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫（黒）」：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。
- ・「非常に危険（うす紫）」：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒（赤）」：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意（黄）」：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- ・土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>
- ・浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>
- ・洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(8) 火災に関するもの

① 火災気象通報

実効湿度65%以下で最小湿度35%以下が予想されるとき、若しくは平均風速が陸上で12m/s以上が予想される場合。なお、平均風速が基準値以上であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

② 火災警報

西胆振消防本部の管理者及び副管理者は、北海道から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が次に定める火災警報発令基準に該当し、かつ火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

ア 実効湿度が60%以下であって、最小湿度が40%以下となり、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。

イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

3 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日

にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険（うず紫）」が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

※壮瞥町における記録的短時間大雨情報の基準： 1時間雨量100mm

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に「胆振・日高地方」として発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。情報の有効時間は、発表から1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

4 気象予警報の伝達系統

次図に示す気象予警報等伝達系統図に基づき、電話、無線、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達する。

(1) 受領伝達責任者

関係法令に基づく「気象予警報」の受領、周知の責任者（以下「受領伝達責任者」とい

う。)は、防災担当課長とする。

(2) 気象予警報を収受した場合の措置

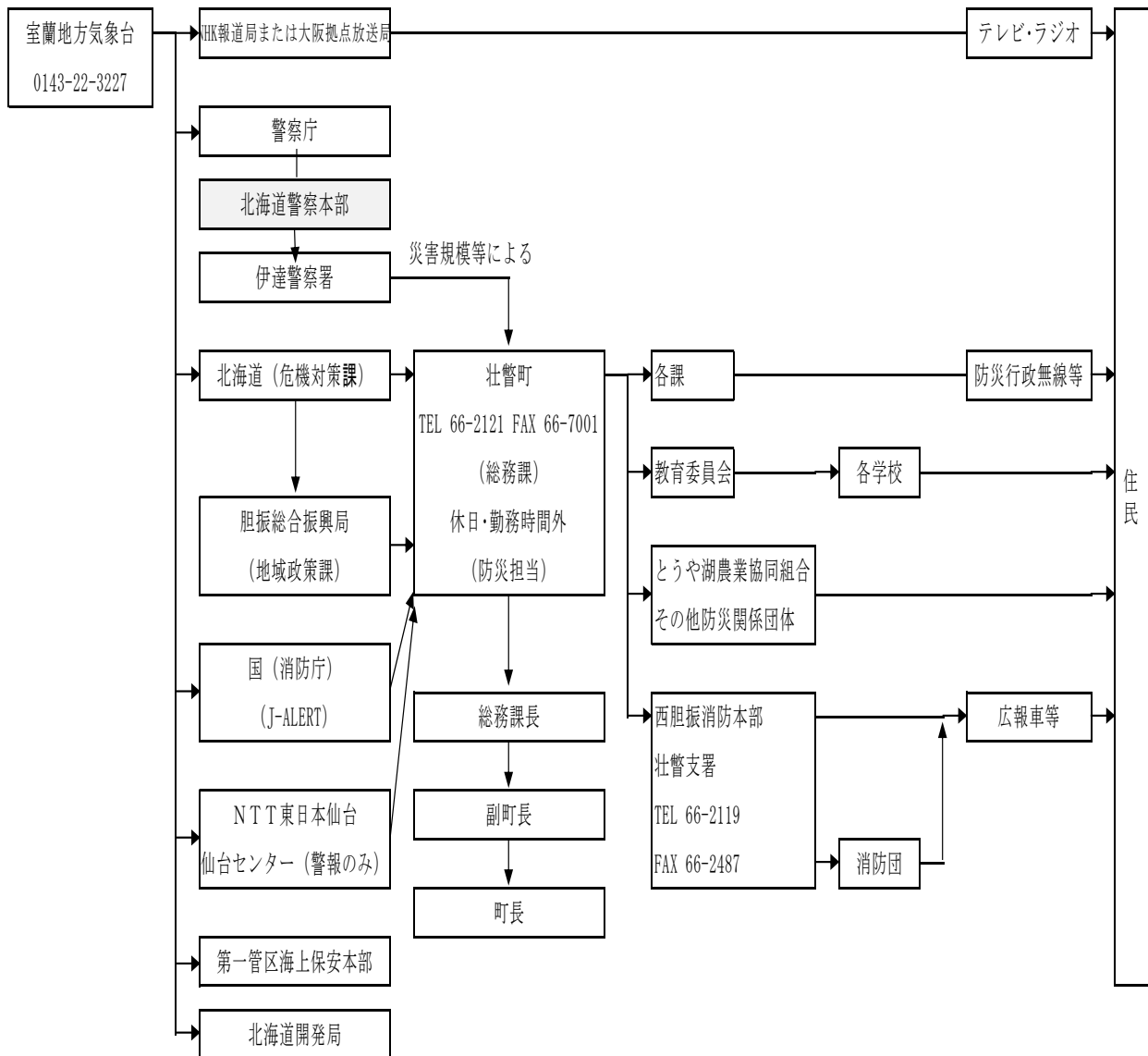
ア 執務時間内の場合

防災担当課職員は気象予警報を受けたときは、直ちに防災担当課長に報告してその指示を受け、必要に応じ関係各部及び関係機関に通知する。

イ 執務時間外の場合

勤務時間外の「気象予警報」の取扱いは、防災担当者が受領し、受領伝達責任者に連絡する。

気象予警報等伝達系統図



第4章

災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防はあらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者（指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共団体、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上の重要な施設の管理者）は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第1節 風水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画及び風による公共施設、農耕地及び農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 水害予防計画

(1) 現況

水防上警戒を要する区域は、資料編のとおりである。

(2) 予防対策

ア 気象等特別警報、警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

イ 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。

(ア) 当該浸水想定区域ごとの洪水予警報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保を図るために必要な事項

(イ) 洪水時の迅速かつ円滑な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

ウ 要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

エ 町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保を図るための必要な事項並びに洪水時の迅速かつ円滑な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。

オ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法の規定に基づき、当該利用施設の利用者の避難の確保および浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。また、当該利用施設の所有者または管理者は、計画を作成した時、遅滞なく、これを町長に報告しなければならない。

2 風害予防計画

(1) 予防対策

ア 気象等特別警報、警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

イ 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。

ウ 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。（家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法）

(ア) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

(イ) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。

(ウ) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

(エ) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

エ 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

第2節 水防計画

この計画は、町の水防事務の円滑な事務を推進するために必要な事項を定め、洪水及びその他の水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害の軽減を図る。

1 水防の責務

(1) 壮瞥町（水防管理団体）の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たすものとする。

(2) 北海道（胆振総合振興局、室蘭建設管理部）

ア 北海道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努める。

イ 知事は、室蘭地方気象台が水害のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知する。

(3) 居住者等の義務

町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者若しくは消防機関の長（消防長）から、水防に従事することを求められたときは、これに従う。

2 水防組織及び所掌事務

町は、洪水及びその他による水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、水防に関する事務を処理するために、壮瞥町災害対策本部条例の定めるところに準じ水防本部を組織するものとし、水防本部の庶務は総務班において行う。

なお、水防本部の組織及び所掌事務は、第3章第2節「災害対策本部」を準用する。

3 警察との協力応援

水防管理者及び消防機関の長（消防長）は、次の事項について警察に協力応援を求めることができる。

- (1) 警察通信施設の使用
- (2) 警戒区域の監視
- (3) 警察官の出動
- (4) 避難のための立ち退きを指示した場合の通知

4 水害区域の現況

町の区域内の河川、低地帯等での水防上特に重要な警戒を要する区域は、本章第1節「風水害予防計画」の定めるとおりである。

5 水防資材の整備

毎年整備計画を立て、水防資機材整備を図るものとし、常に一定の資材を準備しておくほか、あらかじめ資機材業者と協定し、緊急時に調達しうる数量を確認して災害に備えておく。

6 気象予警報の通信連絡

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状態に注意するとともに、室蘭地方気象台から発表される次の水防活動のための各種予警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動用気象予警報の種類

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予警報 気象業務法（昭和 27 年 法律第 165 号）第 14 条 の 2 第 1 項	大雨注意報・大雨警報 ・大雨特別警報 洪水注意報・洪水警報	室蘭地方 気象台	水防活動用として特に発表されるもの ではなく、一般向け注意報、警報及び特 別警報に含めて発表（気象予警報等と同 様の伝達系統）

7 水防活動

(1) 水防警報

北海道が発令する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準 [※1]
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動 期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。 [待機発令水位 H=309.65m]
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を 警告するもの。	雨量、水位、流量とその他 の河川状況により必要と認めるとき（氾濫注意水位）。 [準備発令水位 H=309.80m]
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水 位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。[出動発令水位 H=310.14m]
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂 等河川の状況を示	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき（氾濫危険水位）。 [指示発令水位 H=310.44m]

	しその対応策を指示するもの。	
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

[] 内は長流川優徳水位観測所における基準水位

(2) 非常配備体制

ア 町

水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第5章第1節「応急活動体制」に定める非常配備体制により水防業務を処理する。

イ 消防機関

水害に対処するための消防機関の出動等必要事項は、西胆振消防本部が定める「消防計画」による。

(3) 非常監視及び警戒

水防管理者が非常配備を指示したときは、建設対策班及び消防対策班は、町内の水防区域を巡視する等監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、水防管理者に速やかに報告し、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡する。

なお、警戒監視に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

ア 裏のりの漏水又は飽水によるき裂及びびがけ崩れ

イ 表のりで水当たりの強い場所のき裂及びびがけ崩れ

ウ 天端のき裂又は沈下

エ 堤防の越水状況

オ 橋梁とその他構造物と堤防の取付け部分の異常

カ ため池等については、アからオまでのほか、次の事項について注意する。

(ア) 取入口の閉塞状況

(イ) 流域の山崩れの状態

(ウ) 流入水及び浮遊物の状況

(エ) 余水土及び放水路付近の状況

(オ) 重ね池の場合の上部ため池の状況

(カ) 樋管の漏水によるき裂及びびがけ崩れ

(4) 非常監視及び警戒時の安全配慮

洪水及び内水のいずれの場合においても、安全確保に留意した活動を行う。また、建設対策班及び消防管理班も安全確保を行うものとする。

安全確保のための施策

ア 水防活動時の安否確認を可能にするため、無線機を携行する。

イ 巡視及び警戒は必ず複数の人員で作業を行い、単独での作業は行わない。

ウ 町(災害対策本部)は巡視及び警戒作業の出発時に必要な安全確保の指示を行う。

エ 活動が長期化する場合、適宜人員を交替させる。

オ 気象状況の急変について、情報を入手させるとともに、町(災害対策本部)からも必要な情報を提供する。

(5) 応急対策

町は、町が管理する河川等に水防作業が必要な異常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、建設対策班が中心となり、最も適切な工法により迅速かつ的確に作業を実施する。

8 水防信号

水防信号は、水防法第 20 条の規定により、北海道知事が定めたものを用いるものとし、その信号は、次のとおりである。

北海道水防標識及び信号等に関する規則（昭和 26 年北海道規則第 118 号）

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘要
第 1 信号	●休止 ●休止 ●休止	5 秒-15 秒 5 秒-15 秒 5 秒-15 秒 5 秒-15 秒 ●-休止-●-休止-●-休止-●-休止	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第 2 信号	●-●-● ●-●-●	5 秒-6 秒 5 秒-6 秒 5 秒-6 秒 5 秒-6 秒 ●-休止-●-休止-●-休止-●-休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信号	●-●-●-● ●-●-●-●	10 秒-5 秒 10 秒-5 秒 10 秒-5 秒 10 秒-5 秒 ●-休止-●-休止-●-休止-●-休止	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの
第 4 信号	乱 打	1 分-5 秒-1 分 ●-休止-●	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを知らせるもの

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

9 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに胆振総合振興局に報告する。

- ア 消防機関を出動させたとき。
- イ 他の水防管理団体の応援が必要となったとき。
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

町（水防管理団体）は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理するとともに、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに胆振総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第3節 雪害・融雪災害予防計画

雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は北海道地域防災計画に定める「北海道雪害対策実施要綱」（資料編）及び「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料編）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する。

第4節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害対策は北海道地域防災計画に定める「積雪・寒冷対策計画」（資料編）に基づき防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する。

第5節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

1 現況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく急傾斜地、土石流、地すべりの危険箇所数は、次のとおりである。

（令和4年3月現在）

区 分	箇 所 数
急傾斜地崩壊危険箇所	14
土石流危険溪流箇所	47
地すべり危険箇所	10

※土砂災害危険箇所を資料編に掲載

その内、本町における、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおりである。

（令和4年3月現在）

区 分	土砂災害警戒区域	内) 特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険箇所	14 (未定)	14 (未定)
土石流危険溪流箇所	47 (未定)	36 (未定)
地すべり危険箇所	10 (未定)	0 (未定)

※土砂災害警戒区域指定箇所を資料編に掲載

2 予防対策

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流箇所及び地すべり危険箇所の周知を行うとともに北海道と協力して危険区域の指定と整備を促進していく。

- (1) 特に土砂災害等の警戒を要する区域の監視を随時実施するなど管理に万全を期するとともに、住民に対し、急傾斜地や河川の異常の報告や住民自身による防災措置などの周知・啓発を図る。
- (2) 土砂災害防止法第7条により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集、避難体制等のほか、次の事項を定めるとともに、ハザードマップを作成し周知する。
 - ア 土砂災害警戒情報等の伝達方法
 - イ 警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合

の伝達方法

- (3) 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、土砂災害防止法の規定に基づき、当該利用施設の利用者の避難の確保および浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。また、当該利用施設の所有者または管理者は、計画を作成した時、遅滞なく、これを町長に報告しなければならない。

第6節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物の防御に関する計画は、次のとおりである。

1 建築物防災の現状

本町においても、人口の市街地への集中が見られ、建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれ大きい。

2 予防対策

老朽化した木造建築物等が密集する地区は、大規模災害時に大火災となる等、防災上危険な状況にあるため、耐火建造物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造建造物等の外壁、軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び北海道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第7節 複合災害に関する計画

町、北海道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実させるための対策は、次のとおりである。

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。

- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画、マニュアル等の充実に努める。
- 3 町及び北海道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。

第8節 消防計画

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条及び基本法第42条の規定に基づき町内における火災及びその他の災害を防除し、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、かつ、被害を軽減するために必要な事項について、事前又は事後の計画を総合的に定めることを目的とするもので、その運営等の内容については、別に定める「西胆振消防本部消防計画」による。

第9節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

1 食料等の確保

- (1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、

パーティション、ブルーシート、土のう袋

- (2) 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、第1章第7節「町民及び事業者の基本的責務等」による備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図り、積雪・寒冷・暑さ対策として扇風機や暖房器具及び燃料等の備蓄・調達確保に努める。

3 備蓄倉庫等

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

所管等	用途	所在地	施設名
壮瞥町	集中管理	壮瞥町字南久保内 145 番地 8	壮瞥町防災備蓄センター
壮瞥町	集中管理予備	壮瞥町字南久保内 14 番地 22	旧久保内保育所
壮瞥町	分散管理	壮瞥町字滝之町 287 番地 7	壮瞥町地域交流センター山美湖
壮瞥町	分散管理	壮瞥町字南久保内 145 番地 8	壮瞥町農村環境改善センター
壮瞥町	分散管理	壮瞥町字滝之町 284 番地 2	壮瞥町保健センター

※感染症予防対策用品は壮瞥町保健センターで保管する。

第 10 節 避難体制整備計画

災害から住民及び観光客の生命、身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等についての計画は、次のとおりとする。

1 避難誘導體制の構築・整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前からの避難の環境づくりが重要である。

避難及び避難誘導に当たっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるが、要配慮者（避難行動要支援者）には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努める。

そのため、職員は第 4 章第 11 節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」及び第 5 章第 5 節「避難救出計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導體制の構築・整備に当たって、次のとおり実施する。

(1) 避難誘導體制の構築

ア 町は、大規模火災、風水害、地震等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるように努める。

- イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- ウ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- エ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- オ 町及び北海道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- カ 町は、小学校就学前の子ども達の安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所などの施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 避難誘導體制の整備

町は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等の住民組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるように整備する。

特に要配慮者（避難行動要支援者）、危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。

イ 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。

特に、浸水や土砂災害の危険箇所にある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始する。

(3) 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

(4) 避難情報の伝達体制の整備

町は、避難勧告等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」により、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

(5) 避難路の安全確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難に当たっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努める。

イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し、啓発及び指導を行う。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形、地質、施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、予め当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

図表 指定緊急避難場所の基準

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (* 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)						
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a 2)						異常な現象による水圧、液力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a 1)		施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a 3)
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない	

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

(出展：北海道地域防災計画)

(2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- (5) 町は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

指定緊急避難場所（令和4年3月現在）

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
1	壮警小学校体育館	壮警町字滝之町435	○	○	○	○	○	○	○
2	壮警中学校体育館	壮警町字滝之町420-5	○	○	○	○	○	○	○
3	壮警高等学校体育館	壮警町字滝之町235-13	○		○	○	○		○
4	壮警町遊学館	壮警町字滝之町242	○		○	○	○		○
5	ゆーあいの家	壮警町字滝之町290-44	○	○	○	○	○		○
6	壮警町保健センター	壮警町字滝之町284-2	○	○	○	○	○		○
7	そうべつ子どもセンター	壮警町字滝之町432-9	○	○	○	○	○	○	○
8	久保内小学校体育館	壮警町字南久保内142-4	○		○	○	○	○	○
9	壮警町青少年会館	壮警町字南久保内14-22	○		○	○	○	○	○
10	壮警町農村環境改善センター	壮警町字南久保内145-8	○	○	○	○	○	○	○
11	旧蟠溪ふれあいセンター	壮警町字蟠溪26-1	○	○	○	○	○	○	○
12	オロフレほっとピアザ	壮警町字弁景204-7	○	○	○	○	○	○	○
13	旧立香ふれあいセンター	壮警町字立香142	○	○	○	○	○	○	○
14	仲洞爺公民館	壮警町字仲洞爺22-5	○		○	○	○	○	○
15	来夢人の家	壮警町字仲洞爺30-10	○	○	○	○	○	○	○
16	壮警町町民公園	壮警町字滝之町287-1他	○	○	○	○	○		
17	そうべつ情報館i(多目的広場)	壮警町字滝之町384-1他	○	○	○	○	○	○	
18	壮警中学校グラウンド	壮警町字滝之町420-5	○	○	○	○	○	○	
19	壮警町総合グラウンド	壮警町字滝之町234-6	○	○	○	○	○		
20	久保内小中学校グラウンド	壮警町字南久保内142-4	○		○	○	○	○	
21	壮警町地域交流センター山美湖	壮警町字滝之町287-7	○	○	○	○	○		
22	湯人家	壮警町字蟠溪8-10	○	○	○	○	○	○	○
23	蟠岳荘	壮警町字蟠溪18	○	○	○	○	○	○	○

3 指定避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (4) 町は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について努める。

ア 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所の生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。

(7) 町は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

指定避難所（令和4年3月現在）

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数	駐車場台数(※)
1	壮警小学校体育館	壮警町字滝之町435	○	144人	47台
2	壮警中学校体育館	壮警町字滝之町420-5	○	144人	35台
3	壮警高等学校体育館	壮警町字滝之町235-13	○	126人	3(56)台
4	壮警町遊学館	壮警町字滝之町242	○	81人	22台
5	ゆーあいの家	壮警町字滝之町290-44	○	13人	12(50)台
6	壮警町保健センター	壮警町字滝之町284-2	○	32人	24台
7	そうべつ子どもセンター	壮警町字滝之町432-9	○	116人	27台
8	久保内小学校体育館	壮警町字南久保内142-4	○	103人	10台
9	壮警町青少年会館	壮警町字南久保内14-22	○	86人	9台
10	壮警町農村環境改善センター	壮警町字南久保内145-8	○	98人	64台
11	旧蟠溪ふれあいセンター	壮警町字蟠溪26-1	○	44人	5台
12	オロフレほっとピアザ	壮警町字弁景204-7	○	12人	44(124)台
13	旧立香ふれあいセンター	壮警町字立香142	○	55人	10台
14	仲洞爺公民館	壮警町字仲洞爺22-5	○	14人	8台
15	来夢人の家	壮警町字仲洞爺30-10	○	8人	89台
16	壮警町地域交流センター山美湖	壮警町字滝之町287-7	○	66人	80台
17	湯人家	壮警町字蟠溪8-10	○	9人	10台
18	蟠岳荘	壮警町字蟠溪18	○	10人	5台

※駐車場台数欄の（ ）内は施設周辺の駐車場台数を加えた数

4 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

5 防災マップ等の作成及び住民への周知

町は、住民の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ等を作成し、印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

6 避難計画の作成

町は、住民、観光客等、特に要配慮者が災害時において、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、事業者や自主防災組織等の育成を通じて避難体制を確立する。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - カ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所、指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知徹底伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報

第5章第4節「災害広報・情報提供計画」による。

7 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備する。なお、個人データの取扱いには十分留意する。

第 1 1 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりとする。

1 安全対策

町及び社会福祉施設の管理者は、災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすく、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、これら要配慮者の安全の確保等を図るために、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

町は、防災担当課と福祉担当課をはじめとする関係課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、個別避難計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

また、避難支援等関係者と避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

ア 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次に掲げる要件とするが、具体的には避難行動要支援者計画に定める。

- (ア) 要支援・要介護認定を受けている者
- (イ) 障害者
- (ウ) 避難行動時に支援が必要な者
- (エ) 上記以外で町長が必要と認めた者

イ 避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者

名簿情報を提供する避難支援等関係者となるものは、次に掲げる機関、団体及び個人とする。

- (ア) 消防機関
- (イ) 警察機関
- (ウ) 民生委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) 自治会

エ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

カ 個別避難計画の作成

町は、基本法第49条第14項及び第15項に規定する個別避難計画情報について、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

キ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

ク 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ケ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

コ 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所の生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

※福祉避難所

既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障をきたす人のケアや、要配慮者に配慮した設備等がある避難所。

なお、福祉避難所は、各避難所での避難生活及び保護が困難な要配慮者の受け入れを行う二次避難所として開設する。

(2) 社会福祉施設等の安全対策

ア 防災設備の整備等

社会福祉施設等の利用者及び入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者であるため、施設の災害に対する安全性を高めるよう努めることが重要である。

そのため、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時等において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくこととする。

特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民や福祉ボランティア等との交流に努め、災害時に支援協力が得られるような体制づくりを進める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について、理解や関心を深めるための防災教育を定期的実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努める。

2 外国人に対する対策

町は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害時において、迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施

第12節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、次のとおりとする。

1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象予警報及び災害情報等の取扱いに関する要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め防災会議会長（町長）に報告する。
- (2) 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画に掲載するよう努める。
- (3) 町及び防災会議構成機関は、災害の予測、予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測、観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

2 町、北海道及び防災関係機関

- (1) 町、北海道及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (2) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集、伝達を行うため、情報の収集、伝達手段の多重化、多様化に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

第13節 相互応援（受援）体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、次のとおりとする。

また、町、北海道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援、受援に関する連絡、要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積、輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援、受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

2 相互応援（受援）体制の整備

- (1) 町は、北海道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町、北海道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第14節 自主防災組織育成等に関する計画

町民の生命、身体及び財産を守るために、日頃町民一人ひとりが防災についての知識と防災行動力を高め、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進し、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図る。

1 地域住民による自主防災組織の設置及び育成

(1) 設置及び育成の主体

町は、基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の充実を図ることが位置づけられていることから、本町においては自治会等を対象として組織化を図ることとし、指導、助言を積極的に行って、実効ある自主防災活動の推進と育成に努める。

また、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出、救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

(2) 自主防災組織の編成及び活動班

自主防災組織は、基本的には、自治会等の組織を利用した適正な規模で編成される。一般的な活動班の編成と役割は、次のとおりとする。

ア 庶務班（防災知識の普及啓発、防災訓練など）

イ 情報班（情報の収集、伝達）

ウ 消火班（出火防止と初期消火活動）

エ 救出救護班（負傷者の救出救護）

オ 避難誘導班（住民の避難場所、避難所等への誘導と避難行動要配慮者対策）

カ 給食給水班（食料、飲料水の配分）

(3) 自主防災組織に対する町の支援

町は、自主防災組織を育成するため、次の対策を講じる。

ア 活動の指導、助言

(ア) 組織が実施する防災訓練に対して、消防職員、防災担当職員及び車両等を派遣して指導するとともに、訓練用資機材を支給又は貸与すること。

(イ) 組織が実施する防災に関する研修会、学習会等に対して、消防職員又は防災担当職員を講師として派遣すること。

(ウ) 組織の活動に寄与する情報を提供すること。

2 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

①防災資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none">・防災資機材の整備・備蓄品の管理
②地域の危険箇所の把握	<ul style="list-style-type: none">・地域の危険箇所の把握・地域の避難路、避難場所の把握・要配慮者対策
③災害時の活動習得	<ul style="list-style-type: none">・消火訓練・避難訓練・給食給水訓練・DIG（災害図上訓練）
④普及啓発活動、広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none">・広報誌の発行・火気を使用する器具の点検、整備の呼びかけ

(2) 非常時及び災害時の活動

①情報収集、伝達活動	<ul style="list-style-type: none">・被害情報、救援情報の収集と伝達・防災機関との連絡
②初期消火活動	<ul style="list-style-type: none">・消火器などの消火活動
③避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none">・住民を避難場所へ誘導・住民の安否確認・避難準備情報が出された場合の周知徹底、誘導・要配慮者の誘導、避難協力
④救出救護活動	<ul style="list-style-type: none">・負傷者の救出救護
⑤給食給水活動	<ul style="list-style-type: none">・食料、飲料水の調達と炊き出し・町が実施する救援物資の配布活動の協力

3 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第15節 そうべつ情報館活用計画

町は、地域防災拠点施設である「そうべつ情報館」を町庁舎が被災し、使用不能となった場合又は被災するおそれがある場合は、本部の代替施設として活用を図るほか、火山噴火等の非常災害時には国や北海道の現地対策本部の災害活動の拠点としての活用を図る。

また、平常時においては、そうべつ情報館設置及び管理に関する条例（平成19年条例第21号）第3条に規定する施設として活用し、地域の活性化を図る。

1 災害時における活用

- (1) 広域的な現地対策本部を設置する。
- (2) 各種災害関連情報を収集し、的確な伝達運用を図る。
- (3) 避難観光客への災害情報、避難情報の提供を図るほか、一時休憩、集合スペースとして活用する。
- (4) 関係機関の現地対策本部、待機スペースとして活用する。
- (5) 救援物資の一時集積場として活用する。
- (6) 報道関係機関への対応スペースとして活用する。
- (7) 行政サービス提供の場として活用する。
- (8) ヘリコプター離発着場として活用する。（ただし、前項（1）～（6）で使用する場合は、原則、運用停止）

2 平常時における活用

- (1) 町内のイベント、観光等の情報発信を図る。
- (2) 火山防災の情報発信を図る。
- (3) 町内農業者等が生産した農産物や加工品等の紹介、販売及び町の農業に関する情報発信を図る。

第5章

災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

1 配備体制

(1) 非常配備体制の種類と基準等

本部は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、被害の防ぎよ及び軽減並びに災害発生後における災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制をとる。この場合の配備指示者は本部長とする。

非常配備に関する基準（地震災害、火山災害を除く。）

種別	配備時期	配備内容	配備要員
情報収集 (警戒体制)	1 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 災害の発生が予想され、その対策に備える必要があるとき。	各種情報の収集を行うとともに、災害の発生が予想される場合の職員参集連絡を速やかに行える体制	《総務班》 防災担当課長、 防災担当職員 ※その他状況に応じ関係課職員
第1非常配備 (初動体制)	1 局地的に災害の発生するおそれがあるとき、又は一部地区で災害が発生しはじめたとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	初期の活動に当たるとともに、状況によってさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制	総務班長 避難救護対策班長 企画広報班長 産業振興対策班長 商工観光対策班長 建設対策班長 消防対策班長 ※状況に応じた所要職員を招集
第2非常配備 (出動体制)	1 数地区にわたり相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各班の所管の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制	各班長全員 ※各班所属職員のうち状況に応じた所要職員を招集し、その他の職員は自宅待機
第3非常配備 (総動員体制)	1 全域にわたる災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な被害が発生したとき。	本部全員をもって当たるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全員

(注) 本部が設置されない場合にあっても、必要に応じて基準に準じた体制をとることができる。

(注) 災害の規模、特性等に応じ、基準によらず臨機の配備をすることができる。

(2) 配備体制の確立

本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を関係班長に通知し、本部長より通知を受けた各班長等は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。

なお、各班長等は、本部の非常配備に関する基準により、その連絡系統を明らかにしておく。

2 職員の動員体制

(1) 本部職員等に対する伝達

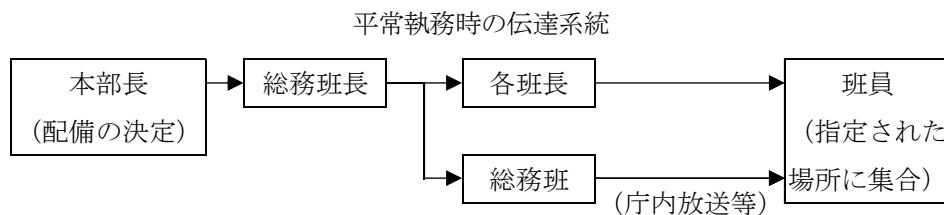
ア 平常執務時の伝達系統

職員の動員は、本部長の決定に基づき、総務班長は各班長に対し配備体制を伝達するとともに、総務班は庁内放送等で各班員にも周知する。

イ 休日又は勤務時間外の伝達系統

日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、防災担当職員に連絡する。連絡を受けた職員は、防災担当課長に連絡し、防災担当課長は関係課長及び関係職員に通知する。

- (ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知されたとき。
- (イ) 自ら災害発生的事実を察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (エ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



(2) 職員の非常登庁参集

職員は、勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、又は、災害の発生あるいは災害のおそれがあるとの情報を察知したときは、災害の状況により所属の長又は職員相互に連絡のうえ、又は自らの判断により登庁する。なお、本部が設置された場合は、電話又は口頭等により職員に連絡し、これを受けた職員は直ちに登庁する。

(3) 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により班長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、所属班長及び本部員に報告して指示をあおぎ、現場での指揮監督を行う。

(4) 各班別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は必要に応じて各班の所属する班員を他の班に応援させる。

(5) 非常配備体制下の活動

各配備体制等における各班の活動は、おおむね次により実施する。

情報収集 (警戒体制)	1 防災担当課長は、気象、地象、水象に関する情報の収集や北海道及び関係機関との情報連絡等を行い、必要に応じ関係班へ状況報告を行う。 2 報告を受けた関係各課の所属長は、いつでも第1非常配備体制に移行できる(勤務時間外は自宅待機)体制をとる。
第1非常配備 (初動体制)	1 総務班長は、関係班長に連絡し所属職員のうち、状況に応じた所要人員を招集させる。 2 関係班長は、次の措置をとり、その状況を総務班長に報告する。 ア 初期の災害対策活動に当たる。 イ 装備、物資、資機材等を点検し、必要に応じて被災地又は被災予想地区へ配置する。 ウ 関係班及び災害対策に関係する外部機関との連絡を密にして、活動体制を強化する。
第2非常配備 (出動体制)	1 総務班長は、全班長及びあらかじめ定められている各班の職員を招集する。 2 各班長は、所掌事務に関する情報収集及び連絡体制を強化する。 3 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。その他の職員は、所属する課で待機(勤務時間外は自宅待機)する。 イ 装備、物資、資機材等を点検し、必要に応じて被災地又は被災予想地区へ配置する。 ウ 災害対策に関係する外部機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。
第3非常配備 (総動員体制)	1 各班は、あらかじめ定められている所掌事務により活動体制を整備し、災害応急対策に全力を傾注する。 2 各班長は、活動状況を随時本部長に報告する。

3 住民組織等の活用

災害の状況により、住民の協力が必要と認められた場合は、本部長は住民組織等に対し、主に次に掲げる協力を要請する。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の搬出
- (2) 避難所内における救護活動
- (3) 在宅高齢者、在宅身体障がい者等の要配慮者に対する安否確認及び避難誘導
- (4) 避難者の確認、掌握及び誘導
- (5) 緊急炊き出し
- (6) その他救護活動に必要で協力を求めた事項

第2節 災害情報通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速に行うための通信施設、系統及び通信途絶時における措置については、次のとおりとする。

1 災害通信の連絡方法

(1) 胆振総合振興局（地域創生部地域政策課）

通信の相手方	平日	休日・夜間
NTT 回線	0143-24-9570 0143-22-5170 (FAX)	0143-24-9570
北海道総合行政情報ネットワーク	6-750-2191	
IP 電話	6750-9100	
衛星携帯電話	080-2863-6911 080-2863-6912	

(2) 北海道（危機対策局危機対策課）

通信の相手方	平日	休日・夜間
NTT 回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	011-231-3398 011-231-3402 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク	6-210-22-568	6-210-22-586
IP 電話	6210-9100	

(3) 国（総務省消防庁応急対策室）

通信の相手方	平日	休日・夜間（消防庁宿直室）
NTT 回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク	6-048-500-90-49013 6-048-500-90-49033 (FAX)	6-048-500-90-49102 6-048-500-90-49036 (FAX)

2 公衆通信設備の利用

(1) 電話による通信

ア 非常通話及び緊急通話

災害時における通信方法は、原則としてNTT一般加入電話によるが、緊急の場合は非常扱い、又は緊急扱いの通話とすることができる。（公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第49条、第50条及び電気通信事業法（昭和39年法律第170号）第8条）

非常扱いの通話	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要事項を内容とする手動接続通話
緊急扱いの通話	非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話

イ 非常、緊急通話の利用方法

非常及び緊急通話を利用する場合は、次の手順によって行う。

- (ア) 102 番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケーターを呼び出す。
- (イ) NTTコミュニケーターがでたら、次の事項を告げる。
 - a 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」
 - b 予め指定した登録電話番号と機関名
 - c 通話先の電話番号
 - d 通話内容
- (ウ) NTTコミュニケーターが一度切って待つよう案内する。
- (エ) 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

ウ 災害時優先電話の利用

災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し、通信の確保を図る。

(2) 電報による通信

ア 非常電報及び緊急電報

災害時において、緊急を要するため電報を発信する場合は、公衆電気通信法第 15 条及び電気通信事業法第 8 条に基づき非常扱い、又は緊急扱いの電報として発信することができる。

非常扱いの電報	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要事項を内容とする手動接続電報
緊急扱いの電報	非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

イ 非常電報及び緊急電報の利用方法

非常及び緊急電報を利用する場合は、次の手順によって行う。

- (ア) 115 番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケーターを呼び出す。
- (イ) NTTコミュニケーターがでたら、次の事項を告げる。
 - a 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」
 - b あらかじめ指定した登録電話番号、通話責任者名等
 - c 届け先、通信文等

3 専用通信設備の利用

(1) I P無線機

配備状況

呼出名称	設置・配備先	種別	備考
壮警1～6（計6台）	総務課	I P無線機	携帯型

(2) 町防災行政無線（同報系）

ア 周波数 60MHz

イ 設置箇所

無線局の種別	識別信号	設置場所	備考
親局	ぼうさいそうべつ	滝之町 384-1	そうべつ情報館
	遠隔制御	〃	西胆振消防本部壮警支署
		滝之町 287-7	壮警町役場
中継局	ぼうさいそうべつ	東湖畔 3-1	
	ちゅうけいたくみのもり		
屋外拡声子局	ぼうさいたてべだんち	滝之町 229-11	
	ぼうさいあわこく	滝之町 367-1	
	ぼうさいそうべつおんせん	壮警温泉 76-1	
	ぼうさいしょうわしんざん	昭和新山 188-6	
	ぼうさいくぼない	南久保内 151	
	ぼうさいばんけい	蟠溪 18-8	
	ぼうさいなかとうや	仲洞爺 17-3	
	ぼうさいみやまえ	滝之町 245	
	ぼうさいはしぐち	滝之町 310-10	
	ぼうさいそうべつおんせんだんち	壮警温泉 58-1	
	ぼうさいしもたつか	立香 57-2	
	ぼうさいかみたつか	立香 192-13	
	ぼうさいひがしこはん	東湖畔 79-1	
	ぼうさいしもくぼない	久保内 37-3	
	ぼうさいこうない	幸内 6-1	
	ぼうさいこうない2	幸内 130-2	
	ぼうさいそうべつおんせん2	壮警温泉 106-29	
	ぼうさいなかとうや2	仲洞爺 31	
	ぼうさいべんけい2	弁景 204-5	
	ぼうさいほしの	滝之町 420	
ぼうさいたつか	立香 142		
ぼうさいみなみくぼない	南久保内 138-22		
再送信子局	ぼうさいかみくぼない	上久保内 26-2	

4 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、この節の1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずる。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 連絡すべき事項

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

災害時における情報等の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための方法については、次のとおりとする。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害の発生及び発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかに、壮警町役場、又は警察（駐在所含む。）若しくは消防署（支署含む。）に通報する。

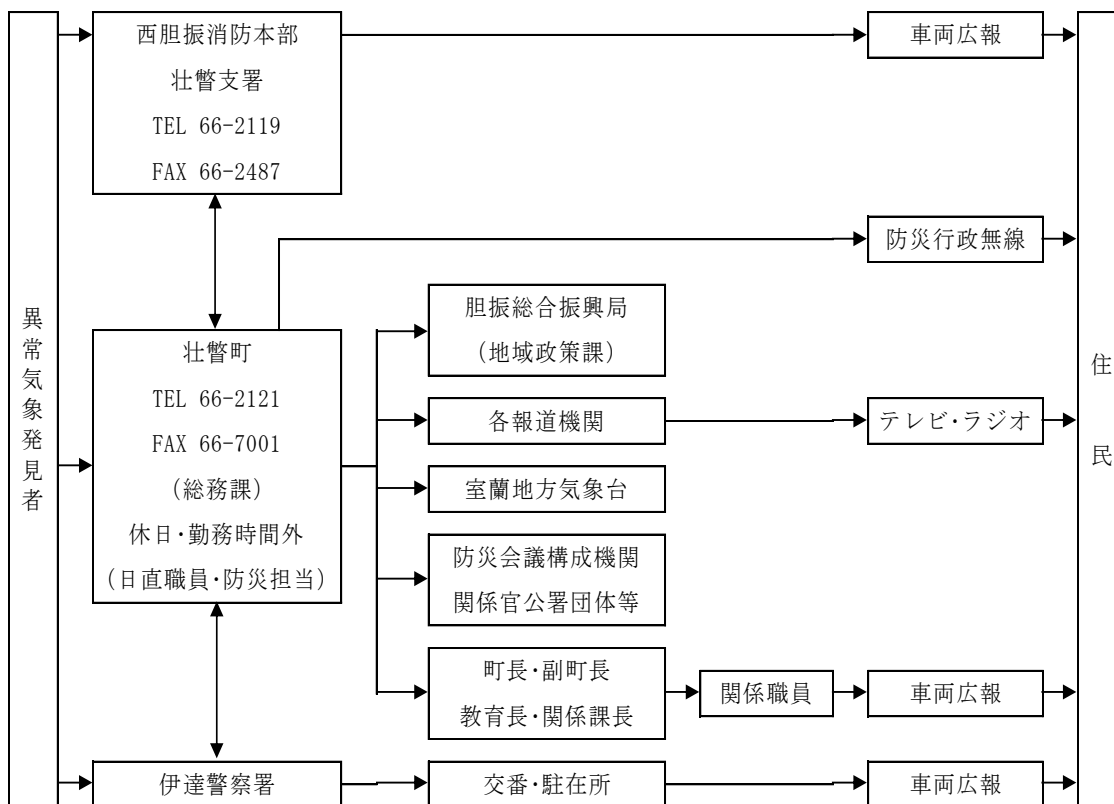
(2) 警察官等の通報

発見者から通報を受けた警察官、消防署員は、直ちにこれを確認し、壮警町役場に通報する。

(3) 町から各関係機関及び住民への通報

町は、(1)、又は(2)の通報を受けたときは、直ちにこれを確認し、必要に応じて、次の「災害情報報告伝達系統図」に基づき、関係機関に通報するとともに住民に周知する。

災害情報報告伝達系統図



2 人的及び家屋等の被害調査

- (1) 町は、速やかに応急対策を実施するため、次の災害情報収集体制に基づき被害状況を調査する。
- (2) 必要に応じて各班、関係機関及び各住民組織の応援を求めて実施する。
- (3) 被害調査を実施した者は、調査結果を総務班長を通じて、本部長に報告する。

災害情報収集体制

	情報収集内容		担 当 課
被害発生直後	1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況	各課共通
	2	家屋等の倒壊状況	建設課、税務会計課
	3	火災等の二次災害の発生状況、危険性の把握	総務課
	4	避難の必要の有無及び避難の状況	住民福祉課
	5	住民の動向	住民福祉課
	6	道路及び交通機関の被害状況	建設課、企画財政課
	7	ライフラインの被害状況	建設課、産業振興課
	8	その他災害拡大防止措置上必要な事項	各課共通
その後の段階	1	被害状況	各課共通
	2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況	総務課
	3	避難所の設置状況	住民福祉課
	4	避難生活の状況	住民福祉課
	5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況	住民福祉課
	6	ライフラインの復旧状況	建設課
	7	医療機関の開設状況	住民福祉課
	8	傷病者の収容状況	住民福祉課
	9	道路、交通機関の復旧状況	建設課、企画財政課

3 北海道への報告

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告を胆振総合振興局（地域政策課）を通じて北海道（危機対策課）に報告する。

通報・報告の種類		通報・報告の時期	
通報	災害の状況及び応急対策の概要	発災後速やかに	
	災害対策本部設置	設置後直ちに	
	被害の概要と応急復旧の見通し	被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時	
報告	災害情報	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合速やかに	
	被害状況報告	速報	被害発生後直ちに
		中間報告	被害状況が判明次第
		最終報告	応急措置が完了後 15 日以内

- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を北海道及び国（総務省消防庁）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の北海道及び国への報告に努める。
- (4) 町の報告体制
- ア 被害等の報告責任者は、総務班長とする。
 - イ 各班長等は、所管に係る災害及び災害状況を収集し、総務班長を経て副本部長及び本部長に報告する。ただし、重要事項については、各班長等が直接副本部長及び本部長に報告する。この場合、必ず総務班長を同行しなければならない。
 - ウ 本部長等は、基本法以外の法令に基づき被害報告等を行う場合は、総務班長と連絡調整を行い相違のないようにしなければならない。
 - エ 総務班長は、防災関係機関と相互に情報交換を行い、把握した状況については、「災害情報等報告取扱要領」（資料編）により速やかに北海道知事に報告する。
ただし、「直接即報基準」（資料編）に該当する火災・災害等が発生した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。
なお、通信の途絶により北海道知事に報告することができない場合は、直接消防庁に報告する。

第4節 災害広報・情報提供計画

災害時において、報道機関、道等関係機関及び住民に対する災害情報の提供、防災に対する諸対策を迅速かつ的確に周知徹底させ、人身の安定と社会秩序の維持を図るための災害広報については、次のとおりとする。

1 予防対策広報

(1) 平常時における広報

平常時において各種災害に備えて知識、心得、準備、注意等について町広報誌等を通じ適宜周知する。

(2) 災害発生前の広報

災害発生のおそれのある場合には、その災害の規模、動向、今後の予想を検討しこれに対処するため被害の防止等に必要な事項をとりまとめ、口頭、電話、文書、防災行政無線、広報車等により広報活動を実施する。

2 災害時の広報

(1) 災害情報等の収集

災害情報の収集については、本章第3節「災害情報等の収集、伝達計画」によるほか、次の要領により収集する。

ア 災害現場の情報収集及び写真撮影

イ 報道機関その他関係機関及び住民等からの取材による写真や情報の収集

ウ その他災害の状況に応じて職員の派遣による資料の収集

(2) 発表責任者及び広報担当班

ア 発表責任者

災害情報等の伝達、広報は、企画広報班長が総括責任者としてその任にあたる。

イ 広報担当班

災害情報等の伝達、広報は、企画広報班が行う。

(ア) 広報は本部長の承認を得て行う。

(イ) 広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移に関し、庁内放送等を利用して一般職員にも周知する。

(3) 広報の方法

一般住民及び被災者に対する広報は、災害時の状況をみながら次の方法により行う。

ア 新聞、ラジオ、テレビ等の利用

NHK、民間放送局に対し、避難指示を行った旨を連絡して、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送するよう協力を依頼する。

イ 広報誌、チラシ類の印刷物の利用

ウ 広報車の利用、警察・消防による広報

町の広報車及び消防車両により関係地域を巡回し伝達する。なお、必要がある場合は、警察の広報車等の出動を要請し伝達する。

エ 電話、伝達員等の利用

避難を指示した時が、災害の状況により、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、町職員、消防職員、消防団員等で組を編成し、並びに地区情報連絡員及び自主防災組織などにより個別に伝達する。

オ 防災行政無線の利用

屋外受信拡声器、戸別受信機を利用し、音声で一斉に伝達する

カ ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用

キ 説明会の開催

ク メールサービス、緊急エリアメールの利用

ケ 災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）の利用

(4) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、一般の住民に対し災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめる。また、高齢者、障がい者等の要配慮者への伝達にも留意する。

ア 災害情報

(ア) 災害情報、被災者の安否情報及び関係機関、住民への注意事項

(イ) 道路、橋梁、河川等土木施設状況（被災状況、復旧状況）

(ウ) ライフラインの被災状況（電気、上下水道、ガス等）

(エ) 災害応急対策及び復旧事業の実施状況

(オ) 火災状況（発生箇所、避難指示等）

(カ) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

(キ) 医療機関の情報、医療救護所の開設状況

(ク) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

(ケ) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

(コ) 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

イ 避難情報

(ア) 避難指示等の理由及び内容、発令日時

(イ) 避難先とその場所

(ウ) 避難経路

(エ) 注意事項

a 避難時の戸締まりをする。

b 家屋の補強及び家財道具を安全な場所へ移動する。

c 火の元に注意し、灯油、ガスの元栓を閉める。

d 携行品（例えば食料、懐中電灯、水筒、携帯用ラジオ、着替え、応急医薬品、ちり

紙、タオル、貴重品等)は、必要最小限にする。

e 服装は軽装とするも夏季・冬季を問わず危害予防の観点から長袖、長ズボンを推奨するとともに、軍手、帽子、雨合羽、防寒用具等を携行する。

f ペットについては、飼い主が自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

g 生業のために必要な物品の確保

3 報道機関に対する情報発表の方法

(1) 報道機関に対する発表については、情報の錯綜を防ぐため、あらかじめ発表の場所、時間等を決め、そのルールに基づき発表するものとし、特別の事情がない限り、個々の発表は避ける。また、該当ルールについては、関係機関とも調整を図り、情報提供が突出的にならないよう注意する。

(2) 収集した被害状況及び災害情報は、報道機関に対し、次の事項を整理して発表する。

ア 災害の種別及び発生年月日

イ 災害の発生場所又は被害激甚地域

ウ 被害調査及び発表の時限

エ 被害状況

オ 救助法適用の有無

カ その他判明した被災地の情報

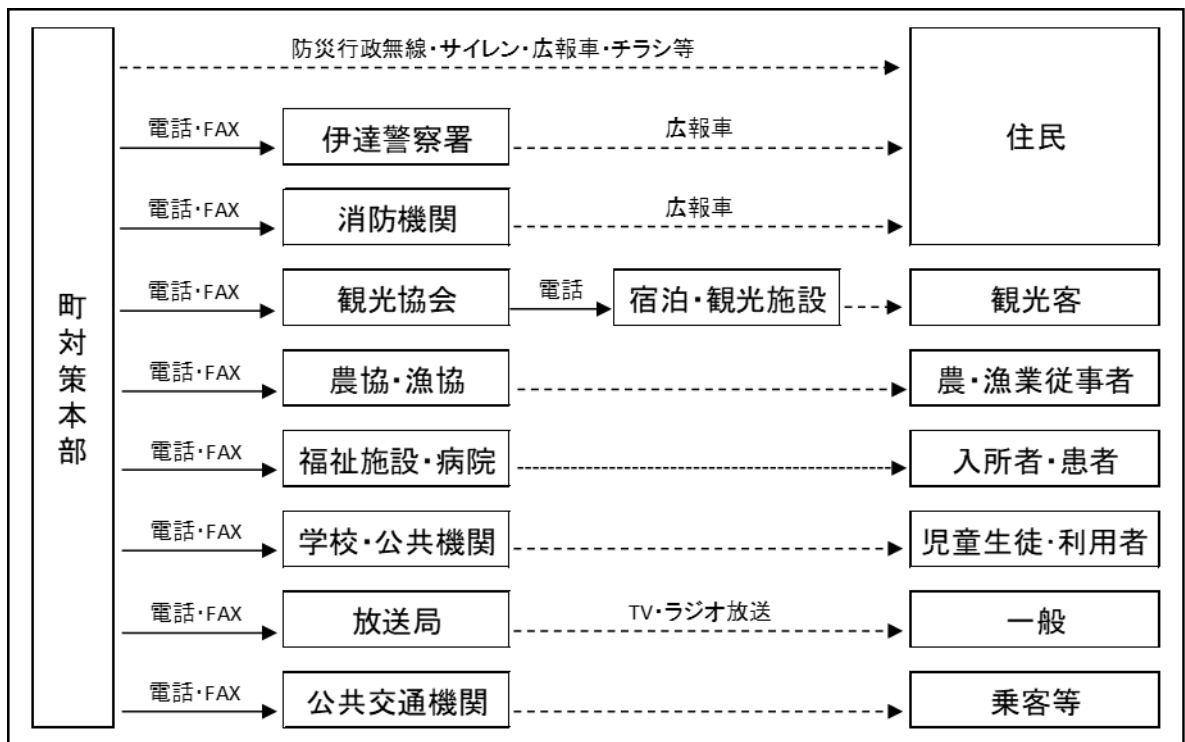
キ 応急、恒久対策の状況

ク 本部の設置又は廃止

(3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報、資料の提供を行い協力する。

4 各関係機関等に対する連絡

特に必要がある場合には、町内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者に対し必要に応じて災害情報を提供する。



5 北海道及び中央機関に対する報告、通報

(1) 北海道に対する報告

避難の指示を町長等が発令したときは（町長以外の者が発令したときは町長経由、「避難所の設置及び収容状況」（資料編）に記録するとともに、速やかに胆振総合振興局を経由し、知事に報告する。解除の場合も同様とする。

報告事項は、次のとおりである。

- ア 発令者
- イ 発令の理由
- ウ 発令日時
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

(2) 警察等関係機関と密接な連絡をとり協力を得る。

(3) 指定避難所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し、協力を得る。

6 広報写真の収集、記録映像

報告、記録に必要な写真を積極的に収集し、必要に応じて、映像記録、写真帳の作成を実施する。

7 広聴活動

企画広報班は、被災者の不安を解消するため、要望等を把握するための広聴体制を速やかに確立

し、防災関係機関及び他班の協力を得て、広聴活動を実施する。

(1) 被災者相談窓口の設置

企画広報班は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の位置に設置する。この場合、必要な関係各班に対し相談員の相談窓口への派遣を要請する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、記録し、その処理経過を明らかにするとともに、関係班又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

8 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日、性別、照会理由等を明らかにさせて行う。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
①	・被災者の同居の家族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
②	・被災者の親族（①に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
③	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡、負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

(2) 安否情報を回答するに当たっての対応

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において、回答するよう努める。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者

に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、北海道、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者から暴力を受け加害者から追跡されて、危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画

災害時に、住民の生命、身体を保護するため、避難を必要とする地域住民に対し、安全な場所への立ち退きを指示し、避難所を開設するための計画及び生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、保護することに関する計画は、次のとおりとする。

1 避難指示等の実施責任者及び措置内容

ア 町長（基本法第60条）

町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先として指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

また、町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。なお、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。

イ 水防管理者（水防法第29条）

水防管理者（水防管理団体である町長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、その状況を胆振総合振興局長に報告するとともに、伊達警察署長にその旨を通知しなければならない。

ウ 知事又はその命を受けた北海道の職員（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

知事又はその命を受けた北海道の職員は、洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、知事は、災害発生により町長が避難指示に関する措置ができないときは、町長に代わって実施する。また、知事（胆振総合振興局長）はその他の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

エ 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）

警察官は、町長から要求があったとき、又は町長が指示のできないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うも

のとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立ち退き先について指示等を行い、その場合、直ちにその旨を町長に通知する。

また、警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

オ 自衛官（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う職員、警察官がその場にいなくに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (ア) 住民等の避難等の措置等
- (イ) 他人の土地等への立入
- (ウ) 警戒区域の設定等
- (エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等
- (オ) 住民等への応急措置業務従事命令

2 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、第3章第3節「気象予警報等の伝達計画」の気象予警報等伝達系統図により、警察、消防等関係機関と密接な連絡をとり、アに掲げる事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮するとともに、イに掲げる複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がい状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるように配慮する。

避難の伝達方法、内容等は、本章第4節「災害広報・情報提供計画」による。

3 避難指示等の発令基準

(1) 避難情報等の区分と住民のとるべき行動

ア 緊急安全確保

- (ア) 発令される状況 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）
- (イ) 住民がとるべき行動 命の危険、直ちに安全確保
 - ・ 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

イ 避難指示

- (ア) 発令される状況 災害のおそれ高い
- (イ) 住民がとるべき行動 危険な場所から全員避難
- ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保（※1））する。

（※1-1）立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることから、その場を離れ、対象とする災害から安全な場所（指定避難所、安全な親戚・知人宅・ホテル旅館等の自主的な避難先）に移動すること

（※1-2）屋内安全確保

洪水等の際に、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等において、上階への移動等により計画的に身の安全を確保すること

ウ 高齢者等避難

- (ア) 発令される状況 災害のおそれあり
- (イ) 住民がとるべき行動 危険な場所から高齢者等は避難
- ・高齢者等（※2）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（※1））する。
 - ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（※2）高齢者等

高齢者等には、非難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人も含む

エ 大雨・洪水注意報（気象庁が発表）

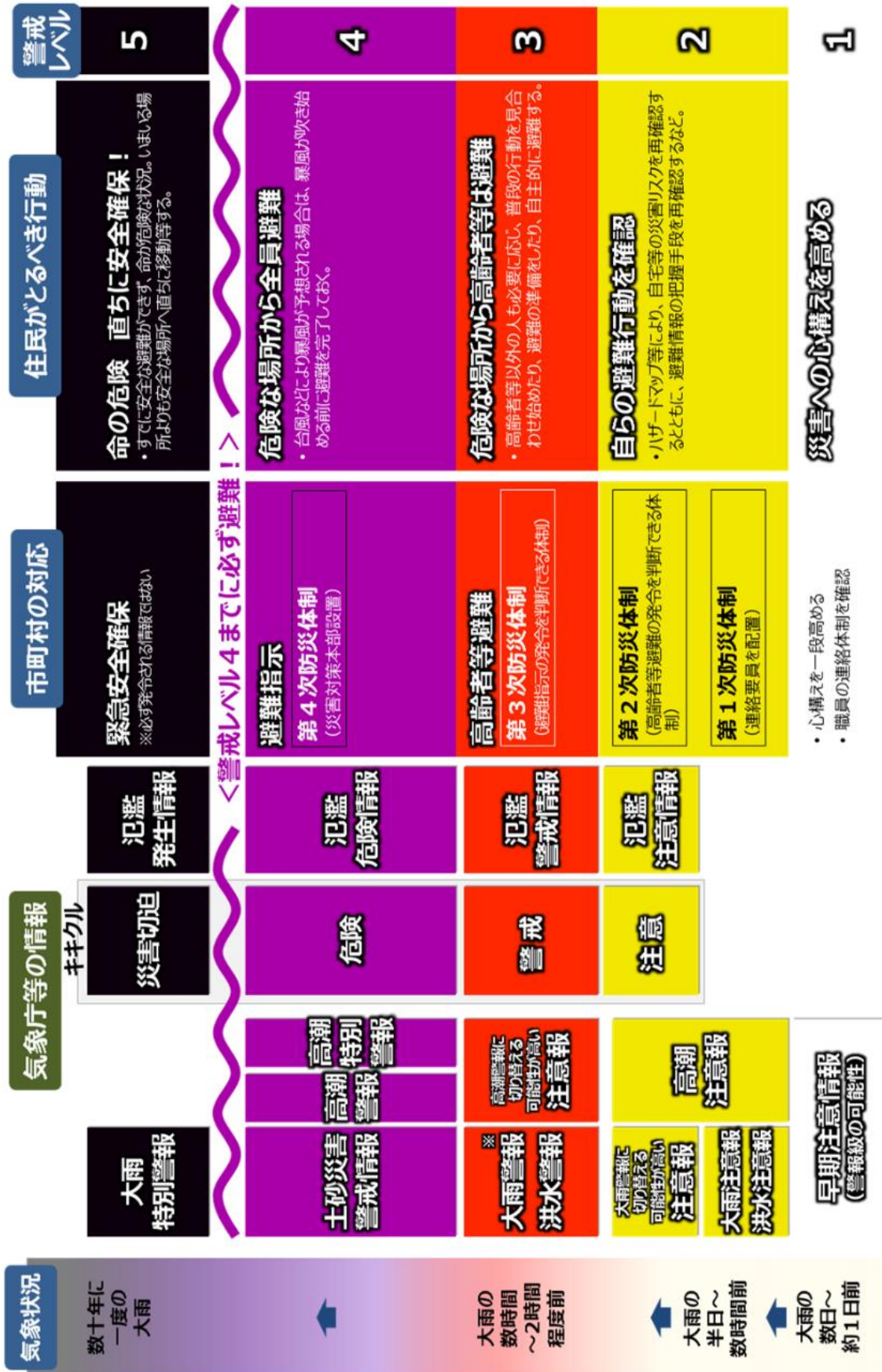
- (ア) 発令される状況 気象状況悪化
- (イ) 居住者がとるべき行動 自らの避難行動を確認
- ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミングを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認

オ 早期注意情報（気象庁が発表）

- (ア) 発令される状況 今後気象状況悪化のおそれ
- (イ) 居住者がとるべき行動 災害への心構えを高める
- ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 避難情報等の発令基準

避難情報	警戒レベル	警報レベルに相当する 情報（大雨・洪水等）	警戒レベルに 相当する情報 （水位）	キキクル
緊急安全確保	5	大雨特別警報	氾濫発生情報	災害切迫 （黒）
避難指示	4	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	危険（紫）
高齢者等避難	3	大雨警報・洪水警報	氾濫警戒情報	警戒（赤）
—	2	大雨注意報・洪水注意報	氾濫注意情報	注意（黄）
—	1	早期注意情報	—	—



＜警戒レベル4までに必ず避難！＞

※ 夜間~翌日早期(大雨警報(土砂災害))に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。
「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

4 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

町は、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、次のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

(1) 指定緊急避難場所等の指定

ア 指定緊急避難場所

震災等による家屋の倒壊や火災延焼拡大等、緊急事態が発生した場合に一時的に避難するための最寄りの公園広場や学校グラウンド等とし、原則として給食等を行わない。

なお、観光客や周辺市町村からの避難者を収容する必要があるなど、相当規模の面積が必要な場合には、本部長は、必要に応じ他の指定緊急避難場所を指定することができる。

イ 指定避難所

大雨、洪水等による家屋の浸水や流失あるいは震災、大火災等による住居の喪失等の場合に避難者を収容するための施設で、本部長が指定したものとする。

また、指定避難所指定に当たっては、原則として風水害時は浸水想定区域外の避難所を地震災害時には耐震補強された施設を指定する。

(2) 避難場所等の選定要件

指定されている指定緊急避難場所等が災害により使用不能な場合又は指定の見直しを図る場合は、次の点に留意して選定する。

ア 指定緊急避難場所の選定要件

- (ア) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空き地など空間を充分確保できること。
- (イ) がけ崩れや浸水などの危険のないこと。
- (ウ) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

イ 指定避難所の選定要件

- (ア) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- (イ) 浸水、土石流等の危険のないこと。
- (ウ) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (エ) 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質の地域であること。
- (オ) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- (カ) その他被災者が生活するうえで町が適当と認める場所であること。

(3) 指定緊急避難場所等の住民及び観光客等への周知

町は、次の事項について広報を行い、住民及び観光客等の避難に関する知識の周知徹底を図る。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地及び避難経路

イ 平常時における避難のための知識

ウ 避難時における知識

エ 避難後の心得

5 指定避難所の開設及び運営管理等

(1) 指定避難所の開設

- ア 指定避難所の開設は、原則として町が行うこととし、参集職員等の情報に基づき、指定避難所開設の必要度の高い所から職員を派遣し、指定避難所の開設に必要な業務にあたる。
- イ 必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- ウ 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。また、必要により社会福祉施設等に協力を依頼して要配慮者を搬送し、介護の体制を図る。
- エ 指定避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止箇所を設定し、避難者と児童生徒との住みわけを行い、学校機能の早期回復に配慮する。
- オ 内閣府のガイドラインや北海道が定める避難所マニュアル等を参考に、避難所における感染症対策に必要な物資・資材の事前準備に努める。

(2) 指定避難所の運営管理等

- ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民組織等の協力が得られるように努め、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。
- イ 町は、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。
- ウ 町は、指定避難所における生活環境に注意を払い、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なものとなるよう、必要な対策を講じる。
また、避難の長期化等必要に応じて、パーテーションの設置等によるプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、し尿、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
その他、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- エ 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- オ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- カ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅

館やホテル等への移動を避難者に促す。

キ 町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

(3) 指定避難所開設の報告

総務班は、指定避難所を開設した場合には、次の事項を胆振総合振興局長に報告する。

- ア 指定避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況及び収容人員
- ウ 開設期間等の見込み

6 避難誘導等

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、町担当職員が誘導員としてその責務に当たり、必要により消防職員及び警察官の協力を得て行う。

(2) 避難の順位

避難をさせる場合は、要配慮者を優先的に行う。

また、町長は、平常時から前記の者、特に自力避難の困難な避難行動要支援者の実態の把握に努める。

(3) 移送の方法

住民及び観光客の避難、立ち退きは、避難者が自ら行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合には、一時集合場所を適宜設定、広報し、町や消防車両、又は協定を締結した運送事業者等と連携し、移送する。

なお、被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、本町のみにおいて措置できないときは、町長が北海道に対し応援を求めて実施する。

(4) 避難の単位

迅速かつ確実に避難をさせるため、原則として次のとおりとするが、時間的余裕が十分ある場合には、家庭単位の避難を考慮する。

- (ア) 昼間は、児童等は学校単位、勤労者は職場単位、その他の者等は家庭単位で避難する。
- (イ) 夜間は、家庭単位で避難する。

7 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報や個別避難計画を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の在住、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。

ア 指定避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者への状況を把握し、必要に応じて、北海道、近隣市町村等へ応援を要請する。

(7) 長期避難対策

長期避難を要する事態となり、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、避難所内に要配慮者専用のスペース（部屋）等を設けるほか、別に要配慮者避難所として、壮瞥町保健センターを指定、開設し、必要なスタッフを配置する。

8 広域避難

(1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。また、町外への避難の場合、受け入れ避難施設に職員の派遣を要請する。

(2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(ア)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

9 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長に被災住民受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、北海道知事に助言を求める。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて北海道知事へ報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに北海道知事へ報告する。

ウ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに北海道知事に報告する。

エ 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、北海道知事に報告する。

(2) 道外における広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在の必要があると認めるときは、北海道知事に対し、他の都道府県知事に対し、被災住民受け入れについて、協議することを求める。

イ 町長は、北海道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

ウ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を北海道知事に報告し、及び公示するとともに、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

10 救出計画

(1) 救出要員等

救出活動は、町担当職員が消防職員及び警察と協力して作業にあたりるとともに、救護された住民の名簿を作成して本部へ報告する。

(2) 救出活動

町は、伊達警察署と緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、速やかに救助救出を要する者の発見に努める。救助救出を要する者を発見した場合は、関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救出、救護を実施する。

(3) 救護所の設置

町は、多数の要救助者がある場合は、現場近くの安全な場所に消防対策班が応急救護所を設置し、町内若しくは近隣市町の医療機関に対して、災害現場への医師の派遣を要請する。

(4) 負傷者等の措置

負傷者については、応急処置をした上、速やかに町内若しくは近隣市町の医療機関又は救護所に収容する。

また、町内若しくは近隣市町の医療機関又は救護所では治療が困難な負傷者については、自動車あるいはヘリコプターを要請し後方医療機関へ搬送する。

(5) 関係機関への応援要請

ア 多数の要救助者がある場合において、町のみでは救出困難なときは、医師会、隣接消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて第5章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、胆振総合振興局長に自衛隊の派遣の要請を依頼する。

イ 救出に要する機材、その他特殊機械類を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。

第6節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (2) 消防機関の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 北海道知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

2 町の実施する応急措置

町長及び消防機関の長、その他防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、北海道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

3 警戒区域の設定

- (1) 町長（基本法第63条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条、第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

- (3) 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条）

ア 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、

警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員及び消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防職員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。

(4) 自衛官（基本法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官を直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

第7節 災害警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施については、次に定めるところによる。

1 伊達警察署の措置

伊達警察署は、北海道警察本部及び関係機関と密接な連携のもとに災害警備の諸対策を推進するほか、大型台風の来襲、大雨、暴風等の災害時は、早期に警戒体制を確立して住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持する任に当たる。

(1) 災害警備本部の設置

災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて北海道警察本部の定めるところにより、伊達警察署に災害警備本部を設置する。

(2) 応急対策の実施

災害警備本部は、住民の避難救出、交通対策、行方不明者等の捜索等について、それぞれの節に定めるところにより、本部並びに関係機関と密接な連携を図りながら迅速に応急対策を実施する。

(3) 防犯対策の実施

ア 犯罪の未然防止

関係機関との情報交換を行い、住民避難後の住宅密集地域、避難場所、金融機関及び支援物資集積場所等の防犯対象地域・施設において、各種犯罪の発生状況又は不審情報を収集・分析し、重点的に警ら警戒及び広報を強化し、犯罪の未然防止に努める。

イ 不法行為の取締及び各種相談活動

被災地の混乱に乗じた盗犯、暴利販売等の悪質消費生活事犯及び集団による不法行為について、取締りを強化する。

また、災害発生時の混乱の中で多数予想される迷子、行方不明者等に対処し、行方不明者相談所を開設するなど、犯罪の予防及び防犯相談を行う。

ウ 地域防犯団体等に対する指導、支援

地域の自治会及び各種の防犯団体等が自主的に行う警戒、防犯活動に対して、積極的に指導、支援を行う。

第8節 交通応急対策計画

災害の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保については、次のとおりとする。

1 交通応急対策の実施

(1) 町

町道等で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

(2) 室蘭開発建設部

一般国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保に努める。

(3) 胆振総合振興局室蘭建設管理部

道道が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。また、交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

(4) 北海道公安委員会（伊達警察署）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 移動等の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 消防機関

ア 消防署員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ 消防署員は、移動等の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(6) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にはいない場合に、次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令の発出

ウ 現場の被災工作物等の除去等

2 道路の交通規制

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（伊達警察署）は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握のうえ必要な措置を行う。

(1) 道路交通網の把握

ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

伊達警察署は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要と認められる場合には、区

域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 道路管理者への通知

伊達警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き等

ア 確認場所

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条の規定に基づき北海道知事又は道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申出により、胆振総合振興局地域創生部地域政策課、伊達警察署交通課及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認標章」（資料編）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編）を交付し、交付を受けた緊急通行車両の使用人は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯する。

ウ 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策の実施に必要な、主に次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (ア) 特別警報、警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関するもの
- (イ) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関するもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの
- (オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 緊急輸送の確保に関するもの
- (ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

伊達警察署長は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、伊達警察署の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施出来る道路が必要なことから、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、その確保に努める。

なお、町内の緊急輸送道路は、次のとおりである。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路	国道453号、道道洞爺湖登別線
-----------	-----------------

5 道路の啓開

町は、北海道が定める緊急輸送道路のほか、役場、救援物資の集積場所（そうべつ情報館、壮瞥町防災備蓄センター）を結ぶ道路等を優先的に啓開し、若しくは国、北海道に啓開を要請する。

第9節 輸送計画

災害時における住民の避難、災害応急対策要員の移送や応急対策用資機材、救援物資等の輸送の方法及び範囲については、次のとおりとする。

1 実施責任者

災害応急対策のための輸送に関する計画や関係機関への要請は、町が実施する。

2 輸送の範囲

災害時における輸送の範囲は、おおむね次に掲げるものとし、人命及び身体の保護に直接かかわるものを優先する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者
- (3) 被災者救出のために必要な人員、資機材等
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等
- (5) 救援物資
- (6) 応急対策に必要な資機材等

3 輸送の順位

人員、緊急物資、資機材等の輸送は、その種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施の順に配慮して行う。

4 輸送の方法

(1) 車両輸送

ア 町有車両

各班は、原則として町所有車両を使用し、なお、不足するとき、又は一時に多数の車両を必要とするときは、総務班に配車の要請を行う。

イ 町有車両以外の車両の確保

災害の状況により町有車両のみでは輸送が困難なときは、関係機関に応援を要請し、又は、民間車両を借り上げて輸送に当たる。

(2) 航空機輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は急患者輸送など緊急輸送の必要が生じたときは、北海道（防災航空室、胆振総合振興局）へ消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターの出動要請を依頼する。

(3) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、また、積雪時には雪上車等による輸送を行う。なお、労務者の雇上げについては、第5章第24節「労務供給計画」に基づき行う。

5 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、輸送記録簿（資料編）により記録する。

第10節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりとする。

1 実施責任者

救助法が適用された場合の被災者等に対する主要食料の供給は、北海道知事の委任を受けて町長が実施する。

救助法適用に至らない災害の場合は、町長の責任により、同法の規定に準じて実施する。

なお、各機関の災害応急作業従事者等に対する食料の供給は、原則として当該機関の長の責任で実施する。

2 食料供給の対象者

- (1) 避難所に避難した者及びやむを得ない事情により避難所に滞在できない避難者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 被災して一時縁故先に避難する者
- (4) 災害応急対策従事者

3 供給する食料

供給品目は、当初、米穀類、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とするも、速やかに温食への移行による炊事を追求する。また、人工栄養を必要とする乳幼児は粉ミルク等とする。また、高齢者、障がい者などの要配慮者に配慮した食料の供給を行う。

4 供給食料の調達先

- (1) 町備蓄食料の放出（事業者との協定に基づき供給される食料を含む）
- (2) 米穀の調達は、町内の販売業者から調達するが、必要量を確保できない場合は災害救助用米穀の緊急引渡要領に基づき北海道知事（胆振総合振興局経由）を通じ、北海道農政事務所から食料の供給を受ける。
- (3) 副食及び調味料の調達は、町内の販売業者から調達するが、必要量を確保できない場合は、北海道知事を通じて供給を依頼する。

5 供給輸送の方法

食料供給の輸送等については、本章第9節「輸送計画」及び第24節「労務供給計画」により措置する。

6 炊き出し

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、避難救護対策班が主食の確保に当たり、配給を行う。

(2) 協力団体

必要に応じ、壮瞥町連合自治会、壮瞥町女性団体連絡協議会、壮瞥町民生委員協議会、壮瞥町社会福祉協議会、日本赤十字社壮瞥分区、壮瞥町赤十字奉仕団、指定避難所自主管理運営団体等に協力を依頼する。

(3) 炊き出し施設

町内における主な炊き出し施設は、第4章第10節「避難体制整備計画」に掲げる避難所に記載されている施設を利用するほか、町内の飲食店、旅館等、炊き出し可能な施設の協力を求める。

(4) 炊き出し受給者名簿

食料を供給するときは、炊き出し受給者名簿（資料編）に記録する。

第11節 給水計画

災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が困難となったときの応急給水は、次のとおりとする。

1 実施責任者

救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けた町長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、災害救助法の規定に準じて町長の責任で実施する。

2 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

3 給水方法

(1) 配水管等の復旧及び仮設による給水

配水管及び導送水管に被害を受け、配水管等が局所的に被災したときは、修繕又は仮設配管により浄水の供給を行う。

(2) 輸送による給水

上記の被害が甚大であるとき、又はその停水期間については、給水車（消防タンク車等）により、被災地域内の避難場所等へ輸送のうえ供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

(4) 供給方法の周知

供給に際しては、防災行政無線、町広報車等を利用して、給水方法、時間、場所などを事前に周知する。

(5) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、広報に努める。

4 給水施設の応急復旧

在庫資材、発注資材をもって主要配水管の復旧を順次行い、更に仮設配管を行って、臨時共用栓等を適当な間隔に配置し、被災者に生活用水を供給する。

5 応援の要請

町が自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、「日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定」（資料編）に基づく応援を要請するほか、他市町村又は北海道へ生活用水の供給の実施又はこれに要する要員の応援を要請する。また、必要により胆振総合振興局を通じ自衛隊の応援を要請する。

6 給水の記録

給水を実施した場合は、給水記録簿（資料編）により記録する。

第12節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に行うための計画は、次のとおりとする。

1 実施責任者

救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けた町長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、災害救助法の規定に準じて町長の責任で実施する。

2 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業衣、洋服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着類）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下等の類）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等の類）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ、バケツ等の類）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、石油等の類）
- (9) その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

4 実施の方法

(1) 物資の購入及び配分

避難救護対策班が、世帯構成員に応じて、救助物資を調達し、これらの物資についての配分計画をたて、給（貸）与に当たる。なお、救援物資の仕分については、被害調査・物資班が実施する。

(2) 物資の調達

生活必需品の調達は、原則として町内の販売業者から購入するものとするが、これにより必要数量を確保できない場合は、北海道（胆振総合振興局）に調達を依頼する。

(3) 要配慮者への配慮

生活必需品等の供給に際しては、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、ほ乳瓶等の確保に努め、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。また、避難所における日常生活用具の配置に際しても、要配慮者の利用を十分考慮する。

5 救援物資の集積場所

調達した物資及び近隣市町村、道等からの救援物資の集積場所は、次のとおりとする。

救援物資集積場所

施設名	所在地	電話番号
壮瞥町地域交流センター	壮瞥町字滝之町 287 番地 7	0142-66-2131
そうべつ情報館	壮瞥町字滝之町 384 番地 1	0142-66-4200
壮瞥町防災備蓄センター	壮瞥町字南久保内 145 番地 8	
旧久保内保育所	壮瞥町字南久保内 14 番地 22	

6 物資の給与又は貸与

- (1) 生活必需品等を給与又は貸与するときは、被災世帯調査票（資料編）及び生活必需品等受払簿（資料編）に記録する。
- (2) 給与又は貸与の実施時期及び費用については、本章第 29 節「災害救助法の適用計画」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」（資料編）による。
- (3) 給与又は貸与は、必要に応じ壮瞥町連合自治会、日赤奉仕団等の協力を得て行う。

7 赤十字災害救援物資の配分

住民が災害により被害を受けた場合は、「赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」に基づき配分する。

第 1 3 節 石油類燃料供給計画

災害時における石油類燃料（LPG を含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

2 石油類燃料の確保

- (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握する。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、北海道知事（胆振総合振興局経由）を通じ協力を依頼する。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (4) LPG については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第14節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策についての計画は、次のとおりとする。

1 上水道及び簡易水道

(1) 実施責任者

町が実施する。

(2) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水の供給に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 住民への広報活動を行う。

(3) 広報

町は、水道施設に被害が生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応等についての周知を図る。

2 下水道及び集落排水

(1) 実施責任者

町が実施する。

(2) 応急復旧

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずバイパス放流を行うなど緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

カ 住民への広報活動を行う。

(3) 広報

町は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について、広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第15節 医療救護計画

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、次のとおりとする。

1 実施責任者

災害発生時において、医療の途を失った者に対する応急的医療及び助産の救護は、町が行う。ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて町長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部等が実施する。

2 医療及び助産の対象者

(1) 対象者

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- イ 災害により医療を必要とする者
- ウ 災害発生の日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

医療及び助産等の救護を要する者の調査把握を速やかに行い、直ちに救護に関し、医師又は助産師の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

3 医療救護所の設置

- (1) 医療救護を必要とする地域ごとに医療救護所を設置する。
- (2) 医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置する。

4 応急医療の出動要請

災害の規模等により応急医療の必要があるときは、日本赤十字社北海道支部、胆振西部医師会、室蘭歯科医師会に対し、出動要請を行う。

5 医療及び助産の実施

(1) 救護班の編成

- ア 医療救護所を設置したときは、救護班を派遣する。
- イ 救護班の編成は、各機関の規定に基づくが、1班について医師1名、薬剤師1名、看護師1名及び補助員1名以上をもって組織する。
- ウ 胆振西部医師会に対し、医師及び看護師の派遣を要請する。

- エ 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。
- (ア) トリアージ（患者の重症度、緊急時により治療の優先順位を決めること。）
 - (イ) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (ウ) 傷病者の医療機関への搬送支援
 - (エ) 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
 - (オ) 傷病者の医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
 - (カ) 助産救護
 - (キ) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム(DMAT)のみ)
 - (ク) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

(2) 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、日本赤十字社北海道支部、医師会と連携し調達するが、困難な場合は、町長は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。

(3) 応援要請

収容施設及び医療の状況等によって必要のある場合は、近隣の医療施設、医師会、歯科医師会、薬剤師会又は関係機関に協力を要請するとともに、状況によっては北海道知事に対し救護班の派遣等を要請する。

6 医療機関

町内の医療機関は、次のとおりとする。

名 称	診療科目	所在地	電話番号
そうべつ温泉病院	内科・リハビリテーション科	字南久保内 146-12	0142-65-2221
三恵病院	精神科・内科	字仲洞翁 69	0142-66-3232
壮警歯科診療所	歯科	字滝之町 284-2	0142-66-3191

7 搬送体制の確保

- (1) 傷病者の搬送は、西胆振消防本部の救急自動車により行うが、救急車が不足する場合は北海道広域消防相互応援協定に基づき隣接の市町等に対して応援要請する。
- (2) 道路の損壊により搬送困難な場合、又は緊急を要する場合は、北海道又は自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。要請要領等は、本章第 25 節「ヘリコプター要請計画」による。

8 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法（平成 23 年法律第 205 号）の規定の適用除外措置あることに留意する。

第16節 防疫計画

災害発生地域において飲食物の腐敗、飲料水の汚染等により発生が予想される各種感染症に対する予防対策及び発生の防止対策等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に定めるもののほか次のとおりとする。

1 実施責任者

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確率を図る。

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を北海道知事の指示に従い実施する。
- (2) 胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、集団避難場所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫班の編成

- (1) 町は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務員1名、作業員2～3名をもって編成する。この場合、庁内で衛生技術者が不足するときは、北海道知事に派遣を要請し、又は薬剤師会等に協力を求める。

3 感染症の予防

- (1) 北海道知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。
 - ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
 - ウ 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
 - エ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
 - オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条）
- (2) 検病調査及び保健指導等
検病調査及び保健指導等は、道の編成する検病調査班により実施されるが、町の地区の衛生組織、その他関係機関と緊密な連携のもとに防疫情報の早期把握に努める。なお、この場合の実施要領は、次のとおりとする。
 - ア 検病調査は滞水地域で通常2日に1回以上、集団避難所においては少なくとも1日1回以上行う。

イ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診等の保健指導を行う。

(3) 予防接種

町長は、北海道知事が必要と認め指示があったときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

(4) 清潔方法

町長は、北海道知事が必要と認め指示があったときは、道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施する。なお、家屋周辺の清掃は、各個人が実施する。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分し、この場合の取扱いは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定による。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は集落排水処理施設を利用するなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

(5) 消毒の方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかに実施する。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

(7) 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的処理に留意して実施する。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

町長は、飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、当該井戸等の設置者に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」（資料編）に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について、十分指導徹底する。

4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合又は四類感染症等の発生動向に通

常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

5 指定避難所等の防疫指導

指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状態を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣類等の日光消毒等を行うように指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場の消毒の実施指導のほか、消毒薬等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底する。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底する。

6 家畜防疫

被災地における家畜、畜舎、堆肥場等において、伝染病等が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、北海道知事に報告し、北海道知事は防疫等を実施する。

第 1 7 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 実施責任者

被災地における逸走犬等の管理は、町が実施する。

2 家庭動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号 以下、この節において「道条例」という。）に基づき災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時における動物の避難は、道条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行うものとする。
- (3) 災害発生時において、北海道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第18節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、次のとおりとする。

1 実施責任者

- (1) 学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行い、救助法が適用された場合の学用品の給与は、北海道知事の委任を受けた町長が実施する。
- (2) 各学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、各学校長が具体的な応急対策計画を策定する。

2 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について、被害状況を速やかに把握し、本部との連絡報告を緊密にする。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) 教職員の被災状況
- (3) 児童生徒の被災状況
- (4) 応急措置を必要と認める事項

3 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害時は、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとる。この場合において、児童生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校又は学校職員による誘導等適切な措置をとる。

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車その他の方法により児童生徒に周知する。

(2) 施設の確保

授業実施のための校舎施設の確保は、災害の規模、災害の程度によって、おおむね次の方法による。

ア 応急復旧

被害程度により、応急修理のできる場合は、速やかに修理し、施設の確保に努める。

イ 校舎の一部が利用できない場合

使用可能な学校施設を利用する。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

近接の学校を利用するほか必要に応じて公共的施設を利用する。利用すべき施設がないときは、応急仮設校舎を建設する等の対策を講ずる。

(3) 教育の要領

被害の状況に応じ、特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

また、特別教育計画による教育の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないようにする。

イ 教育の場所として町民会館等、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化と児童生徒の安全確保等に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際には、保護者や地域住民の協力を得るようにする。）

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下が生じないように留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(4) 教職員の確保

災害時における当該学校の教職員の被災状況を把握し、教職員が不足するときは、北海道教育委員会等の協力を得て、その保に万全を期する。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として利用される場合は、次の点に留意し、保健管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして、必要に応じて消毒を実施すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできる限り隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

6 学用品の調達・給与

(1) 調達方法

教科書については、北海道教育委員会に調達を依頼し、その他の学用品については、町内の学用品店から調達する。

(2) 給与対象者

住宅の全壊、全焼、流失、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対し、救助法の適用を受けた場合は、町長が北海道知事の委任を受けて給与する。

(3) 給与品目

ア 教科書及び教材（ワークブック等）

イ 文房具

ウ 通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴等）

(4) 給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、学用品の給与状況（資料編）により記録する。

7 文化財に対する措置

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、北海道文化財保護条例（昭和 30 年道条例第 83 号）及び壮瞥町文化財保護条例（昭和 49 年条例第 8 号）による文化財は次のとおりであるが、その所有者並びに管理者には常にその保全、保護に当たり、文化財が被害を受けた場合は、北海道教育委員会の意見を徴して必要な措置を講ずる。

文化財一覧

	名 称	種 別	所在地	所有者
国指定	昭和新山	特別天然記念物	昭和新山 186 番地 1	三松 三朗・三松 泰子
町指定	紫明苑（壮瞥小屋）	史跡	滝之町 287 番地 65	壮瞥町
町指定	仲洞爺獅子舞	無形民俗文化財	仲洞爺	仲洞爺獅子舞保存会
町指定	久保内獅子舞	無形民俗文化財	久保内	久保内獅子舞保存会

第19節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、次のとおりとする。

1 実施責任者

町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行うが、事前に北海道知事からの委任を受けたときは、町長が実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

(2) 町営住宅等の利用

必要により、住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、空き町営住宅等を利用する。

(3) 応急仮設住宅

災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ応急仮設住宅を建設する。なお、救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設等に関する基本事項は、次のとおりである。

ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行うが、選定に当たっては高齢者、身体障がい者など要配慮者を優先する。

ウ 建設戸数

町は、応急仮設住宅入居対象者の要件を満たす世帯数を速やかに把握し、必要戸数を北海道に要請する。

エ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。但し、被害の程度その他必要と認め

た場合は、一戸建てにより実施する。

- (イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事が終了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

- (ウ) 費用は、救助法及び関係法令の定めによる。

オ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、政令で定める区域及び期間において設置する避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置がある（ただし、除外される消防用設備等に代わる安全確保のための措置を講じる必要がある。）ことに留意する。

(5) 住宅の応急修理

町長は、災害のため住宅が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ、住宅の応急修理を実施する。

ア 応急修理対象者

- (ア) 住宅が半壊又は半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

- (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 応急修理の範囲、費用

- (ア) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠かせない部分で必要最小限とする。

- (イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めによる。

(6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つ以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

- (ア) 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合

a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

b 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

c 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(イ) 火災による場合

a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

b 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは、北海道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

(ア) 入居者の条件

a 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であること。

b 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること。

c 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造であること。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむ得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

a 建設、買い取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4

b 借り上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5

(7) 建築資材の確保

町は、建築資材等の調達先を別に定めておく。

なお、調達が困難な場合、北海道及び関係機関にあっせん等を依頼する。

第20節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害における行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬については、次のとおりとする。

1 実施責任者

町は、救助法が適用された場合は、知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

2 行方不明者の捜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索の実施

町は、伊達警察署及び消防機関等に協力を要請し捜索を実施する。

なお、被災の状況及び行方不明者数が多数である等のため、必要と認めたときは、北海道知事（胆振総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

また、被災の状況によっては、諸機関団体及び地域住民に対しても応援を依頼して実施する。

(3) 関係機関への通報

町は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、次の事項を直ちに伊達警察署へ通報する。

ア 行方不明者数の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されると考えられる地域

オ その他行方不明の状況

3 遺体の収容処理

(1) 対象者

災害により死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができないもの

(2) 処理の範囲

ア 死体見分（警察官）

イ 検案（医師会（救助法が適用された場合は、日本赤十字社北海道支部））

- ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置（医師会（救助法が適用された場合は、日本赤十字社北海道支部））
- エ 遺体の一時保存（町）

(3) 処理方法

- ア 遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び医師会（救助法が適用された場合は、日本赤十字社北海道支部）の検案を受け、次により処理する。
 - (ア) 身元が判明し、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。
 - (イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をし、一時的な保管をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。
- イ 避難救護対策班は、遺体を到着順に收容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳（資料編）に記録し、遺体安置所に提出する。
- ウ 遺体の收容は、町内の寺院、公共建物等遺体の收容に適切な場所を選定するが、適切な建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の收容所とする。

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体（身元不明者を含む。）

(2) 埋葬の方法

ア 遺族がいる遺体

遺体を火葬又は土葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。

イ 遺族がいない遺体

遺体收容所に一定期間経過しても引取人のない遺体については、火葬に付し、町内の無縁墓碑に合葬する。

なお、遺品については、災害対策が一定程度收拾した時点で処分する。

ウ 身元不明の遺体の火葬等の処理

身元不明の遺体は、警察その他の関係機関に連絡し調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱い、行旅死亡人処理台帳（資料編）を作成後火葬に付し、災害対策が一定程度收拾した時点で遺品及び関係書類を添え、火葬骨を住民福祉課へ引き継ぐ。

5 行方不明者の搜索等の記録

行方不明者の搜索を行った場合は、行方不明搜索状況（資料編）に記録する。

6 費用及び期間

費用及び期間は、本章第 29 節「災害救助法の適用計画」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」（資料編）による。

7 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

第 2 1 節 障害物除去計画

災害時において、日常生活に著しい障害を及ぼしている土砂、樹木等を除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、次のとおりとする。

1 実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図る。

なお、住居又は、その周辺については、救助法が適用された場合は、町長が北海道知事の委任により行う。

2 道路交通の確保

避難者の安全確保、円滑な避難を促進するため、また、災害応急対策用各種の緊急物資を円滑、迅速に搬送するためにも、道路障害物の除去活動は急務となる。

このため、避難道路及び輸送道路などの応急補修、倒壊物等の障害物除去を最優先に実施し、道路交通の確保を図る。

3 交通規制

災害により道路の破損、障害物の発生等により交通が危険であると認めた場合又は応急救助活動、災害復旧工事等のためやむを得ないと認めた場合、伊達警察署と連絡協議して、交通規制、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

4 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めるとき行うが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 障害物の除去により河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) 住家又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合
- (6) その他公共的立場から除去を必要とする場合

5 除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ関係機関及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。

また、町長は必要と認める場合には、北海道知事（胆振総合振興局長）へ自衛隊の派遣を要請し、除去を行う。

(2) 障害物の除去の方法は、原状回復でなく、応急的な除去に限る。

6 障害物の集積及び保管等

障害物の集積及び保管は、次の事項に留意してできる限り被災地周辺の遊休地を利用して行う。

(1) 人命及び財産に被害を与えない安全な場所を選定すること。

(2) 交通の障害とならない場所を選定すること。

7 工作物等の保管

応急措置実施のため除去した工作物等は、基本法第 64 条第 2 項の規定によりその保管等を行う。

8 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、「障害物除去状況記録簿」（資料編）により記録する。

第 2 2 節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策は、次のとおりとする。

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、地震その他異常な天然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、なだれ、異常気象等による出水
- (3) 山崩れ
- (4) 地すべり
- (5) 土石硫
- (6) がけ崩れ
- (7) 火山噴火
- (8) 落雷

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする付属施設の被害
- (5) 河岸、その他施設の被害
- (6) 河川の埋塞
- (7) 砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

3 実施責任者

災害時における土木施設の応急対策及び応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

4 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておく。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期す。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、関係機関等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

5 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び業務計画並びに町防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施し、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなど連携を図ることにより管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第 2 3 節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、次のとおりとする。

1 実施責任者

災害時における家畜の応急対策は、町が実施する。

2 実施の方法

町は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋について、次の事項を明らかにし、とうや湖農業協同組合を通じあつせんを要請する。

また、町内において処理不可能なときは、次の事項を明らかにした文書をもって胆振総合振興局を通じ北海道に応急飼料のあつせんを要請する。

(1) 飼料（再播用飼料作物用種子を含む。）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品類及び数量）
- ウ 購入予定額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第24節 労務供給計画

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要とする場合の労務の供給は、次のとおりとする。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な要員の確保は、各班が行う。ただし、各班において処理できないときは、要請により総務班が労務者の雇用及び民間団体への協力依頼を行う。

2 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行う。

- (1) 災害応急対策の協力団体（建設協会、農協など）の動員
- (2) 自治会の動員及び被災地区以外の住民の協力要請
- (3) 労務者の雇上げ

3 労務要員の配分方法

各班長は、応急対策のため労務要員を必要とする場合は、次の事項を明示し、総務班を通じ労務要員の確保を要請する。

- (1) 労務要員を必要とする理由
- (2) 作業内容と従事場所及び集合場所
- (3) 就労予定期間と職種別所要人員数
- (4) その他必要事項

4 自治会等住民組織の活用

自治会等住民組織への協力要請事項は、本章第1節「応急活動体制」の「3 住民組織等の活用」のとおりとする。

5 労務の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療、助産の移送労務者
- (3) 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作の労務者
- (4) 食料品の搬送のための労務者
- (5) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布の労務者
- (6) 救援物資の支給のための労務者
- (7) 遺体の捜索及び処理のための労務者
- (8) 土木作業、清掃作業のための労務者

(9) その他災害応急対策等に必要な作業のための労務者

6 職業安定所への要請

町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、室蘭公共職業安定所に次の事項を明らかにして、求人申し込みをする。

- (1) 職種別、所要労働者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 宿泊施設等の状況
- (4) 期間及び賃金等の労働条件
- (5) その他必要な事項

7 賃金及び費用の負担

- (1) 費用は町が負担し、賃金は町内における同種の業務及び同程度の技能について支払われる一般の賃金水準を上回るよう努める。ただし、費用負担及び賃金は、救助法が適用された場合はこれによる。
- (2) 費用及び期間は、本章第 29 節「災害救助法の適用計画」の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」（資料編）による。

8 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、労務者雇用台帳（資料編）により記録する。

第25節 ヘリコプター要請計画

災害時におけるヘリコプターの要請についての計画は、次のとおりとする。

1 基本方針

町は、町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料編）の定めにより、広域的・機動的に活動できる各機関が保有するヘリコプターの有効活用を図る。

2 要請手続等

(1) 要請の要件

町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当する場合は、北海道にヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- イ 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

北海道（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- ア 災害の種類及び応援要請内容
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

名 称	電話番号	FAX 番号
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234

3 ヘリコプターの活動内容

ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急活動

- ア 傷病者、医師等の搬送

(3) 救助活動

- ア 被災者の救助・救出

(4) 火災防衛活動

- ア 空中消火
- イ 消防隊員、消火資機材等の搬送

(5) 広域航空消防防災応援活動

(6) その他

4 受入体制の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策等を講じる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) ヘリコプター離着陸場

本町におけるヘリコプター指定離着陸場及び離着陸可能地点は、別表のとおりである。なお、ヘリコプター離着陸可能地点は、避難場所にも指定されているので、原則として避難者の車両等の乗り入れを禁止し、安全を十分確認のうえ使用する。

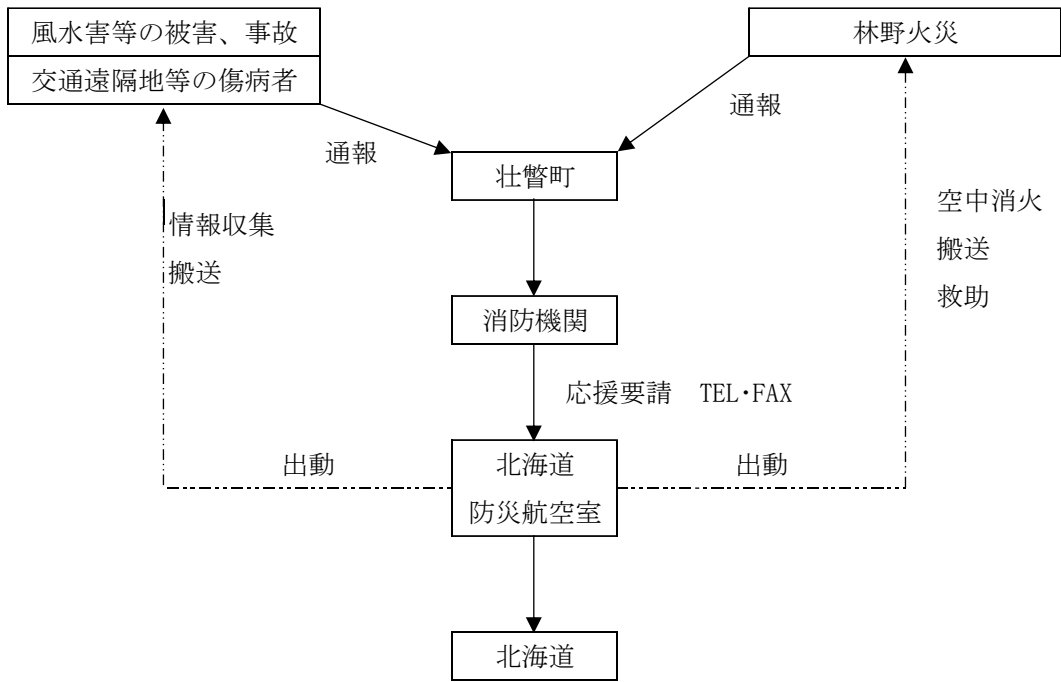
ヘリコプター着陸可能地（発着場所）

地区名	所在地	場所	面積㎡
滝之町	字滝之町 234-8	壮瞥町総合グラウンド	22,452
滝之町	字滝之町 384-1 他	そうべつ情報館（多目的広場）	12,628
滝之町	字滝之町 420-5	壮瞥中学校グラウンド	10,936
久保内	字南久保内 142-4	久保内小学校グラウンド	5,084

(3) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障がないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



第26節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

町は、住民の生命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣が必要と認められるときは北海道知事（胆振総合振興局長）を通じて、その要請を依頼する。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね、次のとおりとする。

- (1) 人命救助のため必要とする場合
- (2) 災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医務、防疫、給水、通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の要領

- (1) 自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、後日速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 人命の緊急救助に関し、北海道知事（胆振総合振興局長）に依頼する暇がないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（胆振総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接指定部隊に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに胆振総合振興局に連絡し、文書を提出する。

なお、人命救助に関しては、迅速性を要求されるため、指定部隊に対し派遣要請に先立ち情報提供する。

3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救出活動

- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊き出し及び給水
- (10) 物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

4 派遣部隊の受入体制

(1) 派遣部隊到着前の措置

胆振総合振興局又は自衛隊（指定部隊）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 部隊本部の設置場所は、本部内に置く。

イ 部隊の集結地は、役場庁舎前駐車場、そうべつ情報館駐車場とする。

ウ 宿泊所、車両、機械等駐機場所は町所有の施設等を提供する。

エ 災害派遣部隊との連絡責任者及び連絡員は、総務班をあてる。

オ 作業計画は、応援を求める作業の内容、所要人員、機械等の確保、その他必要な計画を本部会議で樹立して、災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備をしておく。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 作業計画について派遣部隊協議調整の上必要な措置をとる。

イ 北海道への報告

派遣部隊の到着後及び必要に応じ、次の事項を胆振総合振興局を經由して北海道へ報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

5 派遣部隊の撤収要請

町は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって、北海道知事（胆振総合振興局長）に報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で報告し、後日文書を提出する。

6 経費等

(1) 次の費用は、町において負担する。

- ア 資機材及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取り料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定める。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

7 要請先

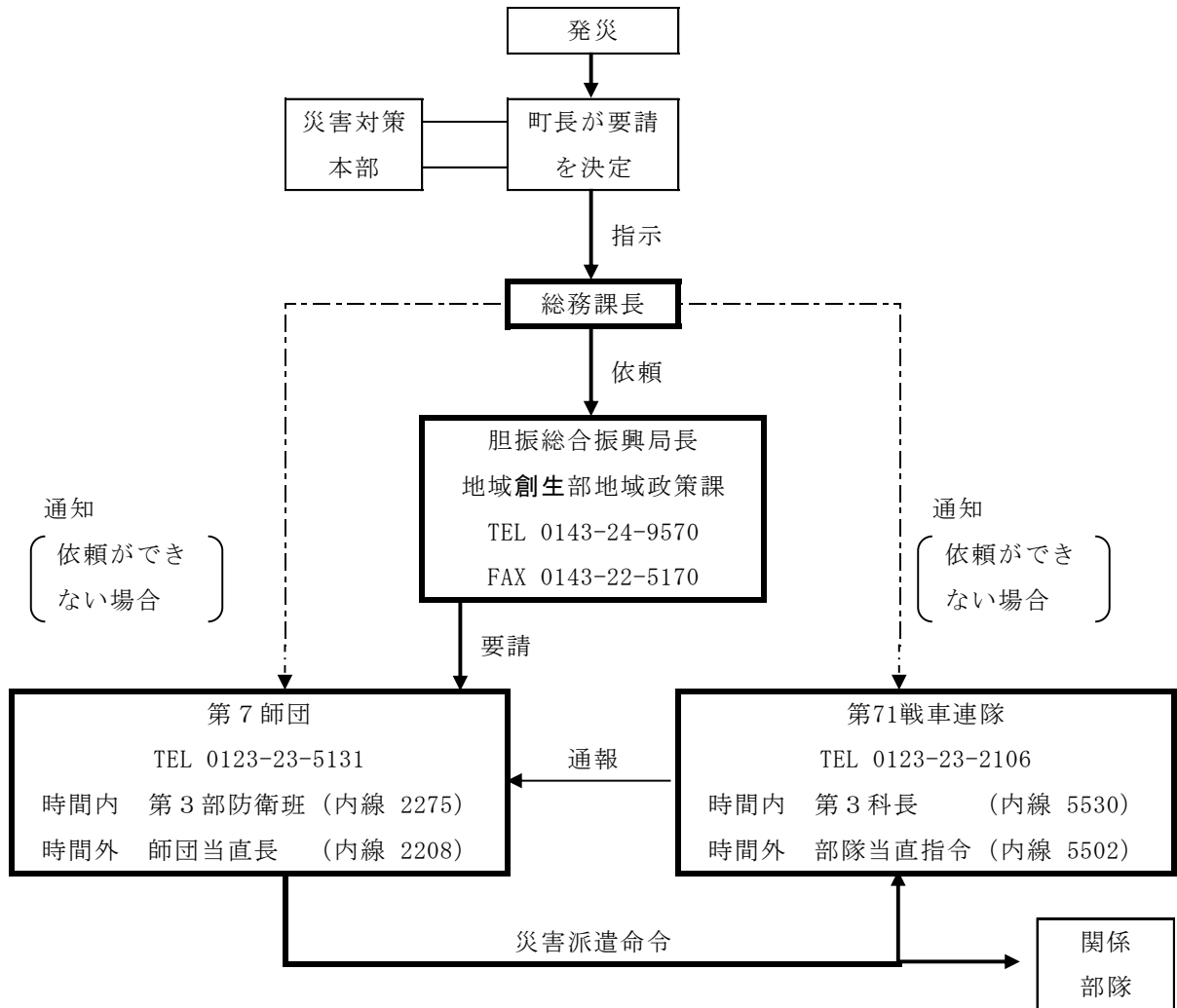
(1) 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	札幌 011-511-7116 内線 2574~2576
第 7 師団長	第 3 部防衛班	千歳市祝梅 1016	千歳 0123-23-5131 内線 2275 (当直 2208)
幌別駐屯地司令 (第 13 施設群長)	群第 3 科	登別市緑町 3 丁目 1	登別 0143-85-2011 内線 230 (当直 302)
安平駐屯地司令 (安平弾薬支処長)	支処総務科	勇払郡安平町字安平番外地	安平 0145-23-2231 内線 210 (当直 302)
白老駐屯地司令 (白老弾薬支処長)	支処総務科	白老郡白老町字白老 782-1	白老 0144-82-2107 内線 210 (当直 301)

(2) 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部航空方面隊 司令官	防衛部	青森県三沢市大字三沢後久保 125-7	三沢 0176-53-4121 内線 2353 (当直 3901)
第 2 航空団司令	防衛部	千歳市平和番外地	千歳 0123-23-3101 内線 2231 (当直 3800)

自衛隊災害派遣手続き



第27節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、次のとおりとする。

1 要請の決定

各班長は、北海道、他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要がある場合は、総務班長を通じて本部長に報告する。本部長は、直ちに本部員会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定する。ただし、そのいとまがない場合は、直接本部長が決定する。

2 応援要請

(1) 道に対する応援要請

災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条の規定に基づき道に対し応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援要請

ア 災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条の規定に基づき、他市町村に対し応援を求める。

イ 町が締結している「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町6市町防災協定」、西胆振消防本部が締結する「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、速やかに応援要請する。

(3) 指定地方行政機関に対する応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、基本法第30条の規定に基づき、道に対し職員の派遣について斡旋を求める。

ア 基本法施行令第15条の規定により、職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

イ 基本法施行令第16条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第25条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含む。

- (ア) 派遣の斡旋を求める理由

- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び受入側双方の身分を有し、双方の法令、条例及び規則の適用を受ける。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。
また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、また、地方公共団体の職員については、地方自治法第 252 条の 17 の規定による。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行う。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入れ側の規定を適用する。

4 応援受入れ体制の確立

町は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、災害時に作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておく。

第28節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、ボランティア団体の協力を得て災害応急対策を迅速・的確に実施し、災害の防止又は軽減を図る。

1 災害ボランティアとの関係

災害に際し、ボランティアによる活動が効果的に行われるためには、町はボランティアの自主性を尊重し、それぞれ主体性を持って相互に情報を交換し、連絡を取り合う等、協力していくものとする。

2 ボランティア活動に対する支援

ボランティア活動が円滑に行われるために町は、活動環境の整備等を図るものとする。

- (1) 活動拠点の提供
- (2) 活動に必要な情報提供
- (3) 支援リストの作成

3 受入体制の整備

町は日本赤十字社北海道支部及び社会福祉協議会並びに関係団体と連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、受入窓口（ボランティア自主運営センター）の設置を支援する。また、同センターはおおむね、次の活動を行う。

- (1) 被災地状況、ボランティア関連情報の収集・提供
- (2) 北海道、関係市町村との連絡調整
- (3) コーディネーターの確保
- (4) 支援受入調整
- (5) 関係機関、報道機関への情報提供

4 ボランティア団体等の活動内容

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとするが、ボランティア自主運営センターでは、被災者に対する個々の活動が過度にならないように指示し徹底を図る。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護及び看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資・資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定

- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネーター

第29節 災害救助法の適用計画

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次のとおりとする。

1 実施責任者

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用手続及び適用基準

町長は、町の地域に係る災害に関し、その被害が別表の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、直ちにその旨を胆振総合振興局長に報告しなければならない。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

3 救助の実施

知事は、救助法を適用した場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

(1) 救助の種類と実施期間

ア 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定－市町村 設置一道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班一道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）

助産	分娩の日から7日以内	医療班一道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救助	3日以内	市町村
住宅の応急修理	3か月以内（国の災害対策市町村本部が設置された場合は6か月以内）	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村

（注） 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

イ 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

(2) 胆振総合振興局長への報告

町長は、前号の救助を実施したときは、直ちに胆振総合振興局長に報告する。

4 救助記録書類の作成

町長は、救助を実施したときは、救助法施行令に基づく厚生労働省の通達等（「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日 社施第99号））に定められた、救助の種類に応じた救助記録書類を作成しておかなければならない。

別表

災害救助法の適用基準

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
壮 警 町 (5,000 人未満)	30	15	被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適 用			
<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失、又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家が損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%～70%のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20%以上 50%未満のもの ・床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 			

第6章

地震災害対策計画

第1節 壮瞥町における過去の地震

1 壮瞥町の地質

壮瞥町の地質は、先第三系を基盤岩とし、中期中新世～鮮新世の熱水変質した火山岩類、洞爺カルデラとそれに伴う噴出物、有珠山の火山活動に伴う噴出物が覆っている。火山性の堆積物が大半を成し、堆積岩・深成岩はごくわずか、変成岩は認められない。

このように、有珠火山による典型的な火山性土であり、表層埴土が浅く、火山灰、砂礫混入層が厚く、地力の減耗流亡と保湿性に乏しく、干害を被りやすい。

2 過去の地震災害

発生日時	地震名・震源地	規模等	被害状況等
昭和43年5月16日 午前9時49分	1968年十勝沖地震 三陸はるか沖	M7.9 震度4 (壮瞥)	地震により公営住宅等に被害が発生している。 公営住宅被害 3箇所 39戸 土木被害 1件 被害総額 456千円

第2節 北海道における地震の想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝からの陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と1993年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

その他、青森県西方沖、チリ沖地震などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の発生確率等の長期評価については、次のとおりである。

【活断層】

主要断層帯名	地震規模 (マグニ チュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0~7.5 程度	ほぼ0~1 %	ほぼ0~2 %	ほぼ0~3 %	13000年 -17000年	14000年前 以後
黒松内低地断層帯	7.3程度 以上	2~5% 以下	3~9% 以下	7~20% 以下	3600年-5000 年程度以上	約5900年前 -4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~ 0.002%	1000年-2000 年程度	1739年 -1885年
同 (南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以 上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0~2%	ほぼ0~4%	ほぼ0~8%	7500年- 15000年程度	約11000年前 -2200年前
増毛山地東縁断層帯・沼 田一砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以 上	不明
同 (沼田一砂川付近 の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯 (西部)	7.2程度	ほぼ0~ 0.03%	ほぼ0~ 0.06%	ほぼ0~ 0.1%	4000年程度	2世紀 -1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0~ 0.01%	ほぼ0~ 0.02%	ほぼ0~ 0.05%	9000年- 22000年程度	約4300年前 -2400年前
十勝平野断層帯 (主部)	8.0程度	0.1~0.2%	0.2~0.3%	0.5~0.6%	17000年- 22000年程度	不明
同 (光地園断層)	7.2程度	0.1~0.4%	0.2~0.7%	0.5~1%	7000年- 21000年程度	約21000年前 以後に2回
標津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年 -8000年	約5100年前以後

(注) 算定基準日：令和3年(2021年)1月1日

2. 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和4年(2022年)1月1日）

（海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率）

経年等により値が変わったもの

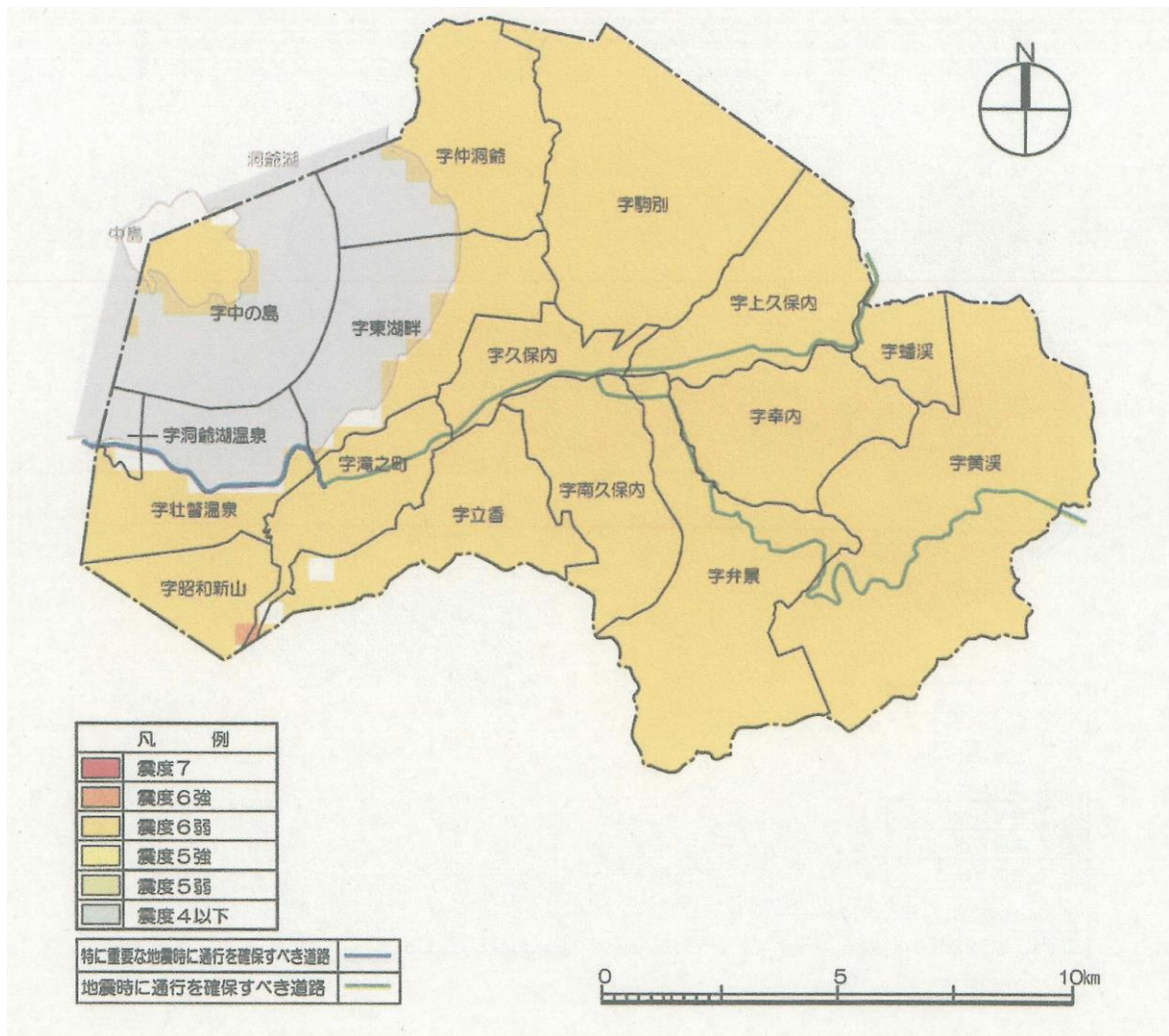
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	我が国の海溝型地震の発生頻度評価 ⁽¹⁾⁽²⁾		地震発生確率 ⁽¹⁾⁽³⁾			地震後経過率 ⁽¹⁾⁽²⁾	平均発生間隔 ⁽¹⁾⁽¹⁾ 最新発生時期 (ポアソン過程を適用したものを除く)	
		ランク	色	10年以内	30年以内	50年以内			
千島海溝沿いの地震（第二版）	超巨大地震（17世紀型） ⁽⁷⁾⁽⁴⁾	8.8程度以上	Ⅲ＊ランク	2%～10%	7%～40%	10%～60%	1.01～1.19	約340年～380年 17世紀	
	十勝沖	8.0～8.6程度	Ⅱランク	0.3%	10%程度	40%程度	0.23	80.3年 18.3年前	
	根室沖	7.8～8.5程度	Ⅲ＊ランク	30%程度	80%程度	90%程度以上	0.75	65.1年 48.5年前	
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5前後	Ⅲランク	20%程度	60%程度	80%程度	-	35.5年 -	
	小さいプレート間地震 ⁽¹⁾ ひとまわり	十勝沖・根室沖	7.0～7.5程度	Ⅲランク	40%程度	80%程度	90%程度	-	20.5年 -
		色丹島沖・択捉島沖	7.5程度	Ⅲランク	50%程度	90%程度	90%程度以上	-	13.7年 -
	十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）	Mt8.0程度 ⁽⁷⁾⁽¹⁶⁾	Ⅲランク	20%程度	50%程度	70%程度	-	39.0年 -	
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震	8.4前後	Ⅲランク	10%程度	30%程度	40%程度	-	88.9年 -	
	沈み込んだプレート内のやや深い地震	7.8程度	Ⅲランク	20%程度	50%程度	70%程度	-	39.0年 -	
	海溝軸の外側で発生する地震 ⁽¹⁾⁽⁵⁾	8.2前後	Ⅲランク	-	-	-	-	- -	
日本海溝沿いの地震	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0程度	Ⅰランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.02	550年～600年程度 10.8年前	
	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	Ⅲランク	0.007%～4%	10%～30%	70%程度	0.55	97.0年 53.6年前	
	宮城県沖	7.9程度	Ⅱランク	9%	20%程度	40%程度	-	109.0年 -	
	小さいプレート間地震 ⁽¹⁾ ひとまわり	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.0～7.5程度	Ⅲランク	70%程度	90%程度以上	90%程度以上	-	8.8年 -
		岩手県沖南部	7.0～7.5程度	Ⅲランク	10%程度	30%程度	40%程度	-	88.2年 -
		宮城県沖	7.0～7.5程度	Ⅲランク	50%程度	90%程度	90%程度以上	-	12.6～14.7年 -
		宮城県沖の海溝寄りの地震（巨震発生確率）	7.4前後	Ⅲランク	ほぼ0%～0.7%	70%～80%	90%程度以上	0.28	38.0年 10.8年前
			福島県沖	7.0～7.5程度	Ⅲランク	20%程度	50%程度	70%程度	-
		茨城県沖	7.0～7.5程度	Ⅲランク	40%程度	80%程度	90%程度	-	17.6年 -
	海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）	Mt8.6～9.0 ⁽¹⁶⁾⁽¹⁰⁾	Ⅲランク	9%	30%程度	40%程度	-	102.8年 -	
	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5程度	Ⅲランク	30%～40%	60%～70%	80%～90%	-	22.0年～29.4年 -	
	海溝軸外側の地震	8.2前後	Ⅱランク	2%	7%	10%程度	-	411.2年 -	

第3節 計画での地震想定

本計画で設定する地震は、壮瞥町耐震改修促進計画（平成22年3月作成）において公表されているものを使用した。

想定する地震のタイプは、「海溝型の地震」、「内陸の活断層で発生する地震」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3つのタイプがあるが、本計画における地震の想定には、これらの3つのタイプの地震のうち、最大の揺れが発生することが予測される「全国どこでも起こりうる直下の地震」を選択し、北海道立北方建築総合研究所で作成したデータをもとに想定した。

壮瞥町耐震改修促進計画における「全国どこでも起こりうる直下の地震」として想定する地震の規模は、マグニチュード6.9を設定している。この想定地震による町内の想定震度を示した「揺れやすさマップ」は次のとおりであり、昭和新山地区の一部で震度6強となるほか、町内のほぼ全域で震度6弱（平均震度5.77）となる。



出典：市町村揺れやすさマップ（壮瞥町）「北海道立北方建築総合研究所」

気象庁の震度階級と計測震度との関係

気象庁の震度階級	震度 4 強	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
計測震度	－4.4	4.5－4.9	5.0－5.4	5.5－5.9	6.0－6.4	6.5－

出典：市町村揺れやすさマップ「北海道立北方建築総合研究所」

第4節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

1 建築物の耐震・不燃化の推進

(1) 防災上重要な公共施設の整備

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、役場をはじめ防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、精密診断、補強工事等を行っていく。

(2) 一般建築物の耐震性の向上

町は、建築物の耐震化の重要性を広く住民、事業所等に対し広報を行うとともに、町内の建築物の耐震性を高めるための相談、指導体制の整備を推進する。

2 道路の整備

震災時において道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設及び拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備及び地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の拡幅等の整備を推進する。

3 公園等の整備

災害時における避難場所あるいは救援部隊の前線基地や物資輸送の中核となる公園、グラウンド等の整備を推進する。

4 緑地の整備

緑地は、火災の延焼防止や避難地として重要な役割を担っており、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅密集地域においては、植樹等の措置をとり、延焼の防止を図る。

5 消防水利の確保・整備

大規模地震では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が極めて高い。

このため、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 河川水の緊急利用

流水利用についての調査、検討を行い、河川水の有効利用の整備を図る。

(2) 耐震性防火水槽等の設置

庁舎等の災害対策活動拠点及び学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性防火水槽の計画的整備又はプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

6 通信連絡体制の整備

震災時には、施設の被害又は町内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策の検討が必要である。

(1) 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保

(2) 停電時の非常用電源の確保

(3) 通信設備の耐震化、免震化の推進

7 水道施設及び排水施設の整備

町は、老朽管の布設替えを推進するとともに、耐震強化対策を実施する。

また、処理場、ポンプ場、管梁等の根幹的施設についても、その対策を図っていく。

8 液状化対策等

町は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第5節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりとする。

なお、計画の具体的内容及び細目については「西胆振消防本部消防計画」の定めるところによる。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、西胆振消防本部壮警支署は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 西胆振消防本部壮警支署は、一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 西胆振消防本部壮警支署は、防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 西胆振消防本部壮警支署は、ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

西胆振消防本部壮警支署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生の危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

西胆振消防本部壮警支署は、消防活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について、次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

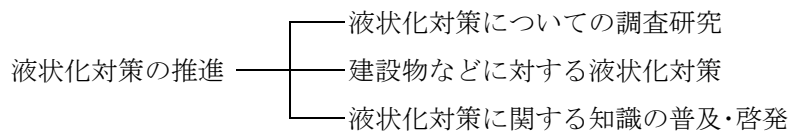
第6節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

1 液状化対策の推進

町並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



2 液状化対策の調査研究

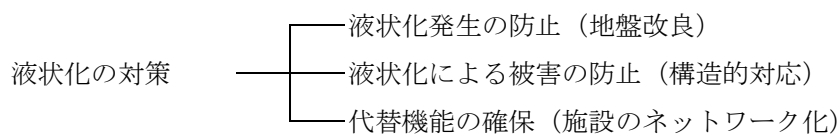
町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査、研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次に掲げる対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(手法の体系)



4 液状化対策の普及、啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査、研究に基づき、住民、施工業者等に対して知識の普及、啓発を図る。

第7節 積雪・寒冷対策計画

第4章第4節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第 8 節 土砂災害予防計画

第 4 章第 5 節「土砂災害予防計画」を準用する。

第 9 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等整備計画

第 4 章第 9 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等整備計画」を準用する。

第 10 節 避難体制整備計画

第 4 章第 10 節「避難体制整備計画」を準用する。

第 11 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第 4 章第 11 節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第 12 節 自主防災組織育成等に関する計画

第 4 章第 14 節「自主防災組織育成等に関する計画」を準用する。

第 13 節 防災訓練計画

第 10 章「防災訓練計画」を準用する。

第 1 4 節 防災知識の普及計画

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対しても地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及、啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。

なお、この計画に定めのない事項は、第 11 章「防災知識の普及計画」による。

1 職員に対する防災教育

(1) 応急対策の習熟

町は、職員に対して防災（地震、津波）に関する体制、制度、対策等について、防災訓練の実施、防災資料の作成配布等により、応急対策の周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講習会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等による研修会、講習会等を開催し、防災意識の啓発を図る。

2 一般住民に対する防災教育

(1) 町は、一般住民に対し次により防災（地震、津波）知識の普及、啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震、津波に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 自動車運転時の心得
- (ク) 救助、救護に関する事項
- (ケ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (コ) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (サ) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮
- (シ) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

普及方法は、第 11 章「防災知識の普及計画」による。

(2) 町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

3 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等に対する防災教育は、第 11 章「防災知識の普及計画」による。

第15節 町民の心構え

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、「自らの身の安全は自らが守るのが基本である」との自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

平常時の心得は、第1章第7節「町民及び事業者の基本的責務等」による。

(2) 地震発生時の心得

ア まずわが身の安全を図る。

イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ 揺れがおさまってから、すばやく火の始末をする。（避難の際は電気ブレーカーを遮断する）

エ 火が出たらまず消火する。

オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べり、冬期は屋根の軒下には近寄らない。

キ 山崩れ、がけ崩れ、冬期は雪崩に注意する。

ク 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。

ケ みんなが協力しあって、応急救護を行う。

コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

平常時の心得は、第1章第7節「町民及び事業者の基本的責務等」による。

(2) 地震発生時の心得

ア まずわが身の安全を図る。

イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。

エ 職場の消防計画等に基づき行動する。

- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- カ 正確な情報を入手する。
- キ 近くの職場同志で協力し合う。
- ク エレベーターの使用は避ける。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口、階段などに殺到しない。
- (3) つり下がっている照明などの下からは退避する。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯する等、まわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

イ 走行中に大きな揺れを感じた時は、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

ウ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

(3) 交通規制が行われたとき

基本法等に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域、又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は、次の措置をとる。

- ア 速やかに、車両を次に掲げる場所に移動させること。
- (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第16節 応急活動体制

1 非常配備体制の種別と基準等

本部は、地震災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、被害の防ぎよ及び軽減並びに災害発生後における災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制等をとる。特に、震度5以上の地震が発生したときは、速やかに本部を設置する。

なお、本部が設置されない場合にあっても非常配備体制を取る必要がある場合には、本部長の指示により非常配備に関する基準に準じた体制を取ることがある。

非常配備体制の種別と基準（地震災害関係）

種別	配備時期	配備内容	配備要員
震 災 第1非常配備 (初動体制)	1 震度4以上の地震が発生したとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	地震の情報収集及び伝達並びに被害状況等の把握を行い、状況に応じて次の配備体制に円滑に移行できる体制	総務課長 防災担当職員 西胆振消防本部壮警支署 ※状況に応じた所要職員の招集
震 災 第2非常配備 (出動体制)	1 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各班の所管の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制	各班長全員 総務班職員(総務課全職員) 上記以外の全班職員の係長職以上全職員 ※状況に応じて所要職員を招集し、その他の職員は自宅待機
震 災 第3非常配備 (総動員体制)	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。	本部全員をもって当たるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全員

(注) 災害規模、特性等に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合には、臨機応変の配備体制をとる。

2 職員の動員体制

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、本部長の決定に基づき（本部設置基準に合致し、又は緊急を要するときは災害発生後速やかに）、本部の配備体制に従って、総務班長は各班長に対し配備体制を伝達するとともに、総務班は庁内放送等で各班員にも周知する。

なお、各班長はあらかじめ班内の伝達系統を定めておく。

(2) 休日・夜間発生時における動員配備

ア 自主参集

職員は、勤務時間外に強い地震（震度4以上）を感じた場合は、テレビ、ラジオ等を視聴し、また、周囲の状況から被害状況の把握に努め、電話等により所属長の指示を求め、登庁あるいは自宅待機する。

また、災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い、状況を判断し、自主的に登庁する。

なお、参集の際には、参集途上の被害状況等の情報収集を行う。

イ 非常参集

職員は、交通途絶により、所定の参集場所への配備につくことができないときは、最寄りの公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事する。

3 非常配備体制下の行動

各非常配備体制における各班の活動は、おおむね次により実施する。

種 別	活動内容及び所掌事務
震災第1 非常配備 (初動体制)	総務課長……………関係職員の招集等の連絡に関する事。 災害情報等の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 関係施設被害の情報収集に関する事。 消防機関……………災害情報等の広報活動等の避難伝達に関する事。
震災第2 非常配備 (出動体制)	総務班長……………職員の非常招集等に関する事。 災害情報等の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 企画広報班長……………災害広報に関する事。 避難救護対策班長…要配慮者及び住民への避難対策に関する事。 住民への避難等情報伝達に関する事。 人的被害、関係施設被害の情報収集及び避難所の開設準備に関する事。 医療機関との連絡調整に関する事。 被害調査・物資班長…家屋被害（一般住宅）の情報収集に関する事。 商工観光対策班長…観光客の避難対策及び観光施設被害の情報収集に関する事。 産業振興対策班長…農協との連絡調整に関する事。 建設対策班長……………家屋被害（公営住宅、公共施設等）の情報収集に関する事。 道路、橋梁、急傾斜地等被害の情報収集に関する事。 上下水道施設被害の情報収集に関する事。 教育対策班長……………学校との連絡調整、関係施設被害の情報収集に関する事。 関係施設被害の情報収集に関する事。 消防対策班長……………災害情報等の広報活動、その他応急作業に関する事。 総務班長は、係長職以上の全職員の招集を指示する。 なお、必要に応じ他の職員の招集も指示する。

	<p>各班は、本部所掌事務により災害応急対策に当たるが、職員の参集率が低く、各班で十分な人員を確保できない場合は、順次参集した人員で初動班を編成し、次の業務を行う。</p> <p>(1) 各種情報の収集、広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 無線等による住民への呼びかけ イ 道、消防機関、自衛隊及び警察との連絡調整 ウ 住民組織との連絡 エ 住民等からの問合せの対応及び記者発表 オ 被害調査班の編成 <p>(2) 本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係機関への周知 イ 必要備品の設置 ウ 本部員会議に関する準備・連絡 <p>(3) 避難所等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民の避難状況の確認 イ 避難所の開設 ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請 <p>(4) 食料、物資の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係団体、業者への調達手配 イ 他市町村、道、自衛隊への応援要請 <p>(5) 水道、トイレ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 上下水道の被害状況調査及び応急復旧 イ 被災者に対する給水 ウ 仮設トイレの確保、設置
<p>震災第3 非常配備 (総動員体制)</p>	<p>1 全職員が直ちに登庁し、本部所掌事務により災害応急対策に当たる。</p> <p>2 職員の参集状況及び被災状況によっては、参集職員により震災第2非常配備初動班を編成・対応し、緊急活動が落ち着いた段階で、本部所掌事務体制に移行する。</p>

第17節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりとする。

1 地震に関する情報の種類と伝達方法

(1) 緊急地震速報の発表等

ア 内容

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域及び長周期地震動が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに緊急地震速報（予防）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、予想震度が6弱以上のものを、特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる 府 県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報 で用いる区域の名称	市町村名
北海道	北海道道南	胆振地方西部	伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町



注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。

また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（Jアラート）により、町に伝達するものとする。

町は、町民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 地震に関する情報

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない。」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

推計震度分布 図	・震度5弱以上	観測した各地の地震データを元に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合など ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

第18節 災害情報等の収集、伝達計画

第5章第3節「災害情報等の収集、伝達計画」を準用する。

第19節 災害広報・情報提供計画

地震災害における災害広報・情報提供計画については、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次のとおりとする。

地震災害時において住民の適切な判断による行動と民生の安定、秩序の回復を図るため、住民に正確な情報を提供するよう、積極的に広報活動を実施する。

1 広報内容

広報内容の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震に関する情報（震度、震源、危険区域等）
- (2) 避難について（避難指示等の状況、指定避難所の位置、経路等）
- (3) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難等）
- (5) 電気、上下水道、ガス等施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被災状況、復旧状況等）
- (10) 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

2 広報方法

広報の方法については、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」による。

第20節 避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画

避難救出計画については、第5章第5節「避難救出計画」によるほか、次によるものとする。

1 指定避難所の開設及び管理等

指定避難所の開設及び管理等については第4章第10節「避難体制整備計画」による。

2 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また、地震の規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- (1) 家から最も近い避難所を2か所以上確認しておき、指定避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておく。
- (2) 指定避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は、近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い指定避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。
- (4) 要配慮者に対しては、日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底しておく。

第21節 地震火災対策計画

地震発生時において出火防止、初期消火、延焼拡大防止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施し、また、地域住民や自主防災組織等の協力により住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、第4章第8節「消防計画」による。

1 地震による火災の特徴

同時多発し、危険物の漏洩など延焼拡大の危険性が大であり、地震動や建物倒壊等から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であることや倒壊した建物により、道路の遮断、通信途絶が有効な消防活動を阻害する。

2 被害状況の早期把握

通報←参集職員、消防団員及び地域住民からの情報を総合し、被害の状況を的確に判断し、活動体制を確立し、消防署等防災関係機関に災害の状況を通報、報告する。

3 消防活動

延焼火災が多発し拡大したときは、人命の安全を優先した避難地や避難経路を確保するとともに重要かつ危険度の高い施設及び地域を優先した消防活動を行う。

4 応急救出活動

震災時の混乱した状況下における救出活動は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに緊急性の高い要配慮者を優先して行う。

5 救助資機材の調達

家屋等の倒壊により、通常の救助資機材では対応困難な場合は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を実施する。

6 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達し、各家庭に出火防止を呼びかけ、火災発生時には消火器、軽可搬ポンプを活用した消火活動に努める。また、要救助者の救出及び負傷者への応急処置を行う。

7 住民の活動

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) ガスはガスボンベのバルブ、石油タンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は、電源コードをコンセントからはずしておく。停電時における火気の使用及び通電時における器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 地震発生直後は、消防署に電話が殺到することが予想されるので、119番通報は火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。
- (5) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で助けを求めらる。

第22節 被災建築物安全対策計画

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否について、速やかに応急危険度判定を実施し、所有者等に周知し、被災建築物による二次災害を防止する。

1 応急危険度判定の活動体制

建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度の判定を実施する。また、応急危険度判定士については、北海道に派遣を要請する。

2 応急危険度判定の基本的事項

- (1) 判定対象物は、すべての被災建築物とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。
- (2) 判定開始は、地震発生後できる限り早い時期に実施し、主として目視により構造種別ごとの調査表により行う。
- (3) 判定結果の表示
 - ア 「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の見やすい場所に貼付する。
 - イ 応急危険度の判定は、余震などで被害が進んだ場合又は、適切な応急補強が行われた場合は、判定結果が変更されることがある。

第23節 災害警備計画

第5章第7節「災害警備計画」を準用する。

第24節 交通応急対策計画

第5章第8節「交通応急対策計画」を準用する。

第25節 輸送計画

第5章第9節「輸送計画」を準用する。

第26節 食料供給計画

第5章第10節「食料供給計画」を準用する。

第 2 7 節 給水計画

第 5 章第 11 節「給水計画」を準用する。

第 2 8 節 衣料、生活必需物資供給計画

第 5 章第 12 節「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第 2 9 節 石油類燃料供給計画

第 5 章第 13 節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第 3 0 節 生活関連施設対策計画

地震災害の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信、放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急対策についての計画は、次のとおりである。

1 水道施設

第 5 章第 14 節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

(1) 応急対策

町は、地震災害により被災した施設の応急対策についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際して本計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(2) 広報

町は、地震により水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 電気

(1) 応急対策

北海道電力ネットワーク株式会社は、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって応急対策を講ずる。

(2) 広報

ア 北海道電力ネットワーク株式会社

停電状況及び復旧見込み等を直接又は報道機関を通じて速やかに周知を図る。

イ 町

町は、北海道電力ネットワーク株式会社からの停電、復旧見込みなどの状況について、必要に応じて住民への広報を行う。

3 通信

(1) 応急対策

東日本電信電話(株)北海道事業部などの電気通信事業者は、災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

(2) 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について、理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

4 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第31節 医療救護計画

第5章第15節「医療救護計画」を準用する。

第32節 防疫計画

第5章第16節「防疫計画」を準用する。

第 3 3 節 廃棄物等処理計画

第 9 章第 2 節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第 3 4 節 家庭動物等対策計画

第 5 章第 17 節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第 3 5 節 文教対策計画

第 5 章第 18 節「文教対策計画」を準用する。

第 3 6 節 住宅対策計画

第 5 章第 19 節「住宅対策計画」を準用する。

第 3 7 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

第 5 章第 20 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」を準用する。

第 3 8 節 障害物除去計画

第 5 章第 21 節「障害物除去計画」を準用する。

第 3 9 節 応急土木対策計画

第 5 章第 22 節「応急土木対策計画」を準用する。

第40節 応急飼料計画

第5章第23節「応急飼料計画」を準用する。

第41節 労務供給計画

第5章第24節「労務供給計画」を準用する。

第42節 ヘリコプター要請計画

第5章第25節「ヘリコプター要請計画」を準用する。

第43節 自衛隊派遣要請及び活動要請計画

第5章第26節「自衛隊派遣要請及び活動要請計画」を準用する。

第44節 広域応援・受援計画

第5章第27節「広域応援・受援計画」を準用する。

第45節 災害ボランティアとの連携計画

第5章第28節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第46節 災害救助法の適用計画

第5章第29節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第7章

事故災害対策計画

第1節 道路災害対策計画

道路構造物の被災により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、早期に初動体制を確立し、被害の軽減を図るために実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

(1) 道路管理者

ア トンネル及び橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るための情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため、必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携し、道路災害時の情報伝達、活動手順等について、徹底を図るとともに、必要に応じ体制改善等の必要な措置を講じる。

カ 道路災害時に、施設、設備等の被害情報の把握及び応急復旧を行うための体制並びに資機材等を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 災害の原因究明に資する調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 伊達警察署

道路交通の安全のため情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の

関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統は、別図のとおりとする。

(2) 災害広報

町及び関係機関は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」による。ほか、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に次に掲げる情報を提供する。

ア 道路災害の状況

イ 家族及び被災者の安否情報

ウ 医療機関の情報

エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ 施設の復旧状況

カ 避難の必要性、地域に与える影響

キ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第4章第8節「消防計画」及び第5章第5節「避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画」によるが、道路管理者は、関係機関による救助救出活動が迅速かつ的確に行われるよう協力する。

(5) 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬については、第5章第20節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」による。

(6) 交通規制

道路災害時における交通規制は、第5章第8節「交通応急対策計画」によるほか、次により実施する。

ア 伊達警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を行う。

イ 町及び道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を行う。

(7) 消防活動

ア 消防機関は、第4章第8節「消防計画」に基づき、速やかに道路災害による火災の発生状

況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、道路災害による災害が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際して、消防機関による迅速かつ的確な初期消防活動が行われるよう協力する。

(8) 広域応援要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第27節「広域応援・受援計画」により、北海道及び他の市町村へ応援を要請する。

(9) 危険物流出対策

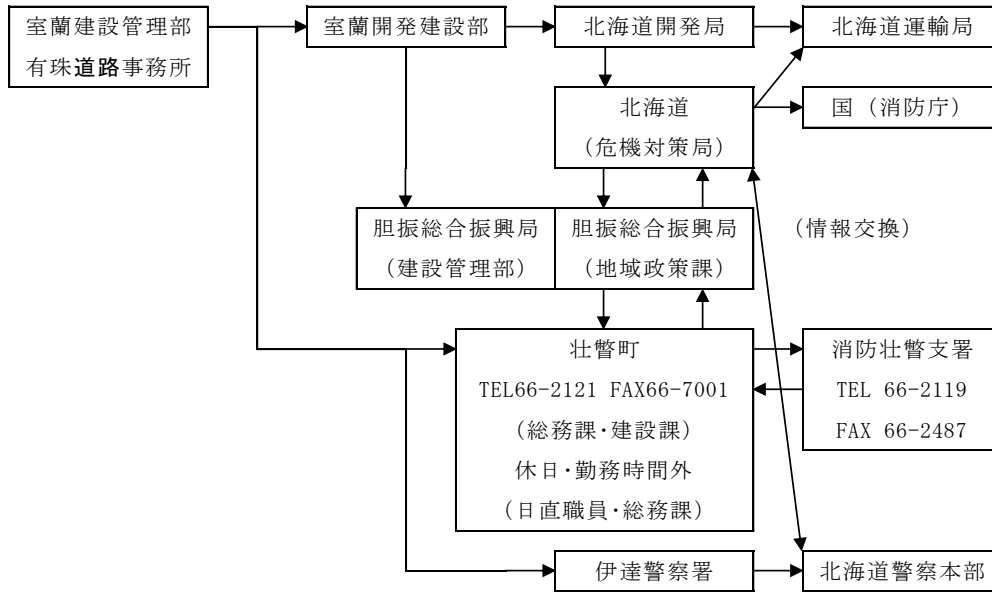
道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第3節「危険物等災害対策計画」により速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣応援要請

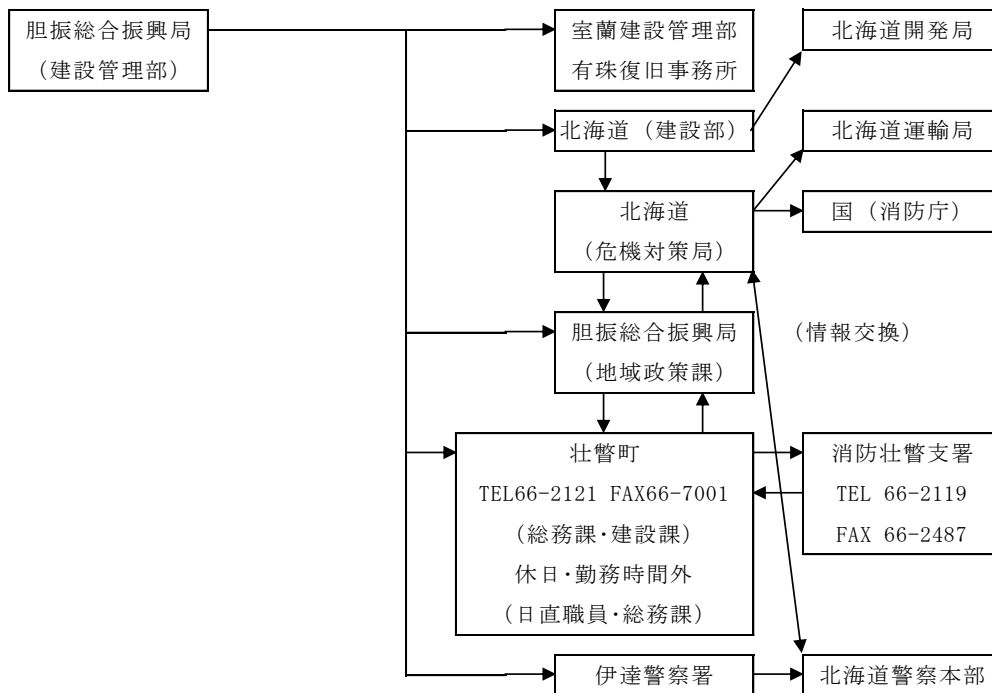
町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第26節「自衛隊派遣要請及び活動要請計画」により、胆振総合振興局を通じて北海道に、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

別図

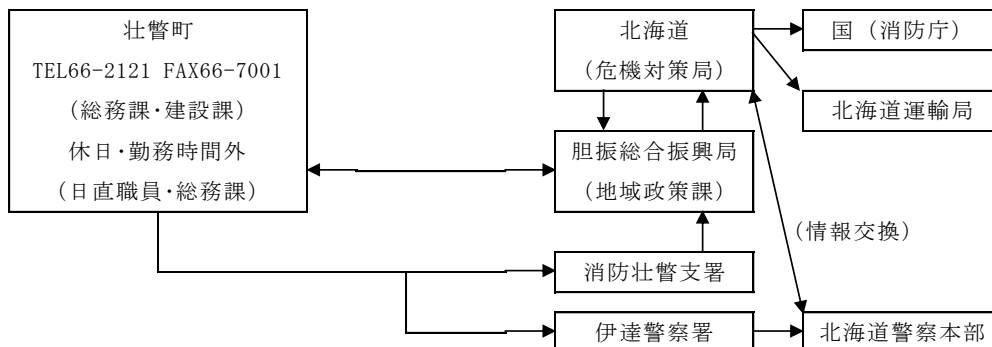
1 国の管理する道路の場合



2 北海道の管理する道路の場合



3 壮瞥町の管理する道路の場合



第2節 航空災害対策計画

町の区域において、航空機の墜落炎上等により大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、早期に初動体制を確立し、被害の軽減を図るために実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害応急対策

(1) 情報通信

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図のとおりとする。

(2) 災害広報

町及び関係機関は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、被災者の家族、旅客及び地域住民等に次の情報を提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族、旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町は、航空災害時、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第15節「医療救護計画」を準用する。

(5) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第4章第8節「消防計画」及び第5章第5節「避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画」を準用する。

(6) 消防活動

ア 消防機関は、第4章第8節「消防計画」に基づき、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

イ 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第5章第20節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」を準用する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び道路交通の確保のための交通規制は、第5章第8節「交通応急対策計画」により、伊達警察署が行う。

(9) 広域応援要請

町及び関係機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第27節「広域応援・受援計画」を準用する。

(10) 自衛隊派遣応援要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、災害派遣を要請する。

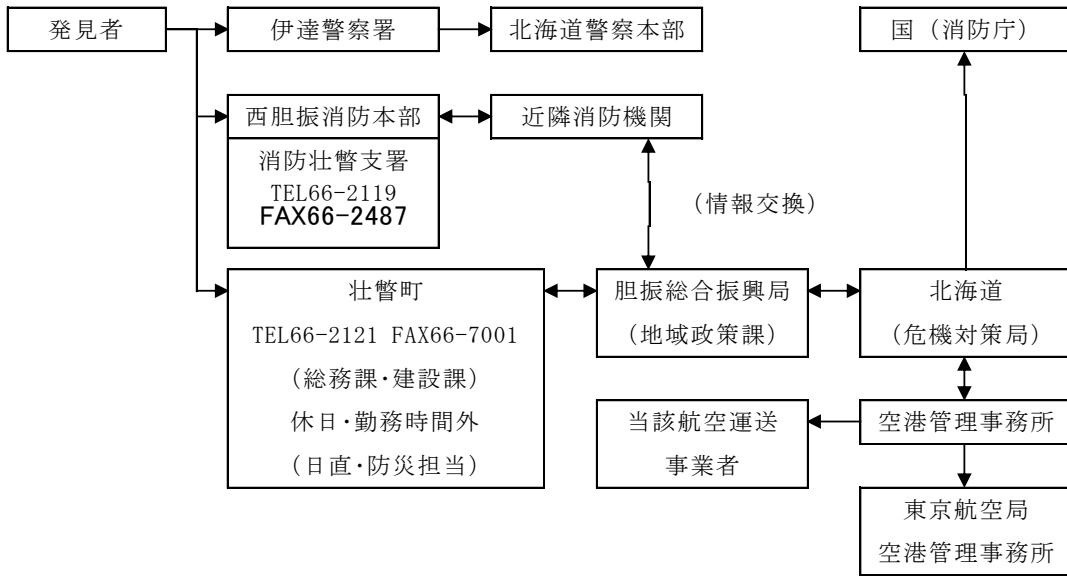
(11) 防疫及び廃棄物処理等

ア 災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第16節「防疫計画」により実施する。

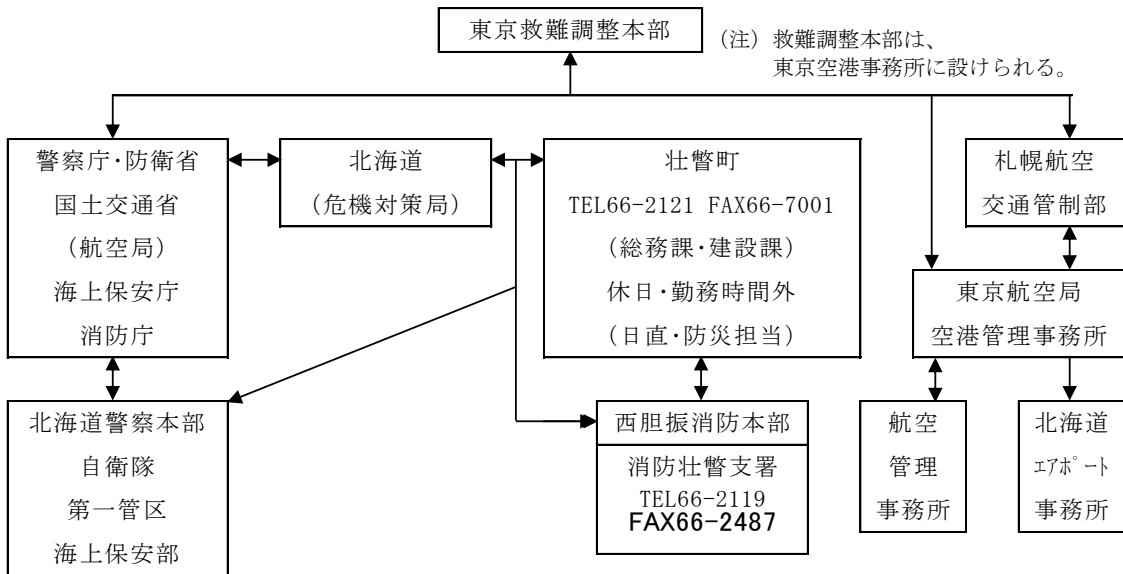
イ 廃棄物処理等に係る応急対策は、第9章第2節「廃棄物等処理計画」を準用する。

別図

1 発生地点が明確な場合



2 発生地点が不明な場合



第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、早期に初動体制を確立し、被害の軽減を図るために実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害予防

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

- (ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守し、予防規程の作成、保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (イ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のため応急の措置を講ずるとともに、消防及び警察に通報する。

イ 北海道、消防機関

- (ア) 消防法の規定に基づく保安検査、立入検査を行い、法令に違反する場合は、必要な措置命令を発する。
- (イ) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導を行う。

ウ 伊達警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

- (ア) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

イ 北海道産業保安監督部

- (ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- (イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。
- (ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

ウ 北海道

- (ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- (イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。
- (ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

エ 伊達警察署

- (ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。
- (イ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。
- (ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

オ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

- (ア) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の定める設備基準、保安基準を遵守し、危害予防規程の作成、保安教育の実施、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届き出る。

イ 北海道産業保安監督部

- (ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 北海道

- (ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。
- (ウ) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

エ 伊達警察署

(ア) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に報告する。

オ 消防機関

火災予防上の観点から事業者の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により、自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

(ア) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）の定める設備基準、保安基準を遵守し、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(イ) 毒物・劇物が飛散する等により、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがある場合、事業者は、直ちに胆振総合振興局保健環境部保健行政室、伊達警察署、西胆振消防本部に届け出るとともに、必要な措置を講じる。

イ 北海道

(ア) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を実施し、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

ウ 伊達警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

エ 消防機関

火災予防上の観点から事業者の実態を把握し、消防用設備等の保守管理等、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(イ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防機関その他関係機関へ通報する。

イ 消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等によ

る自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 伊達警察署

- (ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
- (イ) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 災害が発生したときの連絡系統は、別図のとおりである。

(2) 災害広報

- 町及び事業者等は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、被災者の家族及び地域住民等に次に掲げる情報を提供する。
- ア 災害の状況
 - イ 家族及び被災者の安否情報
 - ウ 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
 - エ 医療機関の情報
 - オ 関係機関の応急対策に関する情報
 - カ 避難の必要性、地域に与える影響
 - キ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、危険物等災害、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、第4章第8節「消防計画」に基づき事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った消防活動を実施する。

(5) 避難措置

人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画」により、爆発性、引火性及び有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

第5章第5節「避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画」及び第5章第15節「医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬については、第5章第20節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」による。

(7) 交通規制

災害の拡大防止及び道路交通の確保のための交通規制は、第5章第8節「交通応急対策計画」により、伊達警察署が行う。

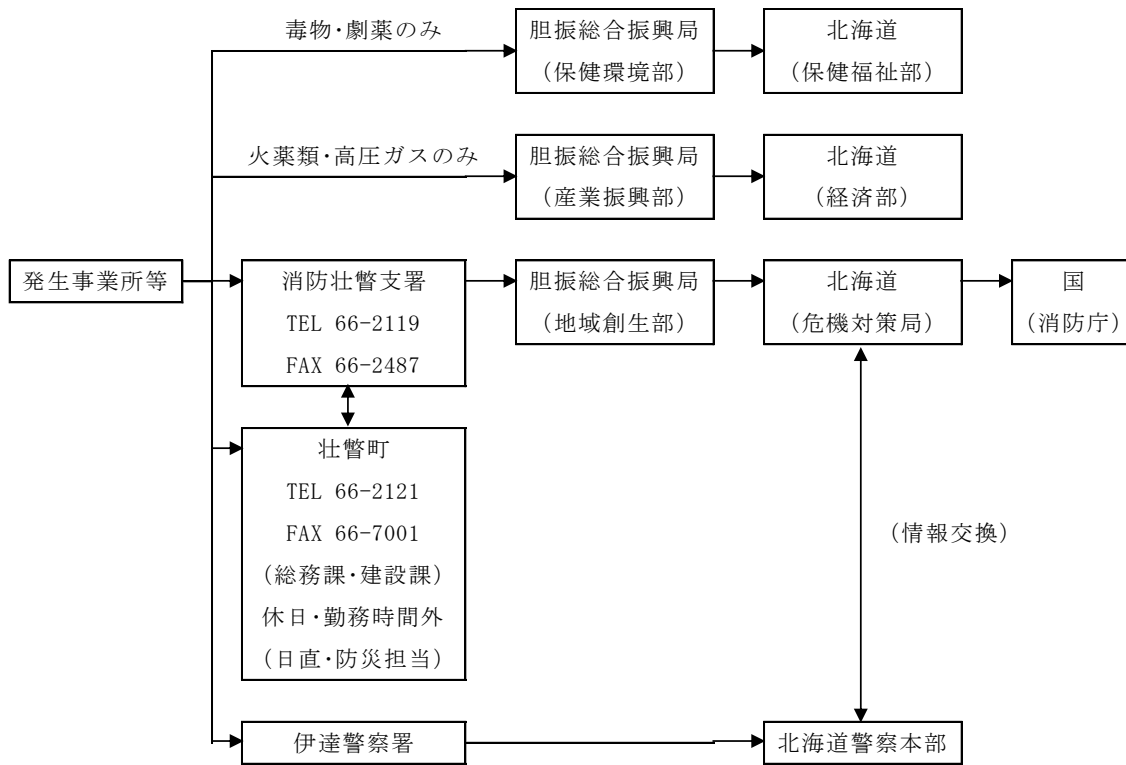
(8) 広域応援要請

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第27節「広域応援・受援計画」により、北海道、他の消防機関、他の市町村へ応援を要請する。

(9) 自衛隊派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、胆振総合振興局を通じて北海道に、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

別図



第4節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、早期に初動体制を確立し、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るために実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、次により対策を講ずる。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。

- (ア) タバコ、焚き火の不始末による失火の危険性について、掲示板等の設置等あらゆる機会を利用して啓発を図る。
- (イ) 入林しようとする者には、許可、届出等が必要であることを指導する。
- (ウ) 火災警報発令時等、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月から6月まで）中の火入れは極力避け、火入れ対策として次の事項を推進する。

- (ア) 火入れ方法の指導、許可及び附帯条件の遵守
- (イ) 火災警報発令、又は気象状況の急変の際は、火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。
- (エ) 森林法（昭和26年法律第249号）及び山野火入取締条例（昭和29年条例第4号）で規制している火入れ以外の火入れについても、出火防止対策について指導する。

(2) 消火資機材等の整備

ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した資機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の整備に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(3) 林内事業者

ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。

イ 事業箇所に、火気責任者の指定する喫煙所並びに焚き火、ごみ焼き箇所を設け、標識及び消火設備を完備する。

ウ 火気責任者は、あらかじめ連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期する。

エ 林内で道路整備等の事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防策を講じる。

(4) 機械力導入に対する対策

林業機械の普及による山火事の発生が懸念されるので、チェーンソー、刈払機等を使用するときは、油脂類等の火気取扱に十分注意する。

(5) 森林所有者が実施する事項

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

2 気象情報対策

気象予警報を的確に把握し、林野火災の予防に万全を期するための気象通報の連絡体制は、第3章第3節「気象予警報等の伝達計画」による。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 広範囲にわたる林野等の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別図のとおりとする。

オ 林野火災が発生した場合は、町及び胆振総合振興局においては「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく、林野火災被害状況調書を速やかに提出する。

(2) 災害広報

町は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、被災者の家族及び地域住民等に、次の情報を提供する。

ア 災害の状況

イ 家族及び被災者の安否情報

ウ 医療機関の情報

エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ 避難の必要性、地域に与える影響

カ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

林野火災時は、関係機関に積極的に協力を求め早期消火に努めるとともに、消防機関による消火が困難な場合は、第4章第8節「消防計画」、第5章第25節「ヘリコプター要請計画」に基づき、応援を要請し、消火の万全を期する。

(5) 避難措置

人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画」により必要な避難措置を実施する。

(6) 交通規制

災害の拡大防止及び道路交通の確保のための交通規制は、第5章第8節「交通応急対策計画」により、伊達警察署が行う。

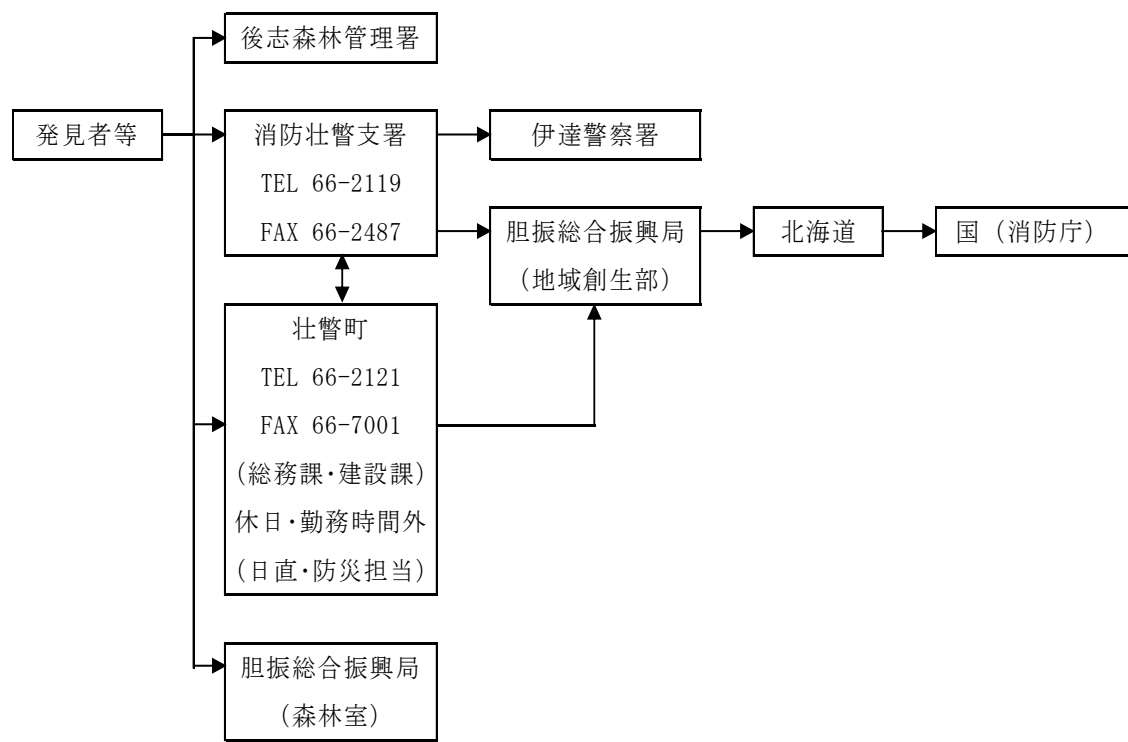
(7) 広域応援要請

町は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第27節「広域応援・受援計画」により、北海道及び他の市町村等へ応援を要請する。

(8) 自衛隊派遣要請

町は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、胆振総合振興局を通じて北海道に、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

別図



第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し、被害の軽減を図るために実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害予防

大規模な火災の予防については、西胆振消防本部壮警支署との緊密な連携のもと、第4章第8節「消防計画」及び「西胆振消防本部消防計画」に基づく対策のほか、必要な対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地、緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする施設や事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

火災予防運動等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等によ

り、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械、資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

西胆振消防本部管理者及び副管理者は、北海道から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（第3章第3節「気象予警報等の伝達計画」）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令し、消防機関に通知する。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 災害が発生したときの連絡系統は、別図のとおりである。

(2) 災害広報

町及び関係機関は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、被災者の家族、地域住民等に次に掲げる情報を提供する。

ア 災害の情報

イ 家族及び被災者の安否情報

ウ 医療機関の情報

エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ 避難の必要性、地域に与える影響

カ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害時、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止に努めるとともに、次により消火活動を行う。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所、避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画」により、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町は、第5章第5節「避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画」及び第5章第15節「医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町は、第5章第20節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制は、第5章第8節「交通応急対策計画」により、伊達警察署が行う。

(8) 広域応援要請

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第27節「広域応援・受援計画」により、他の消防機関、他の市町村等へ応援を要請する。

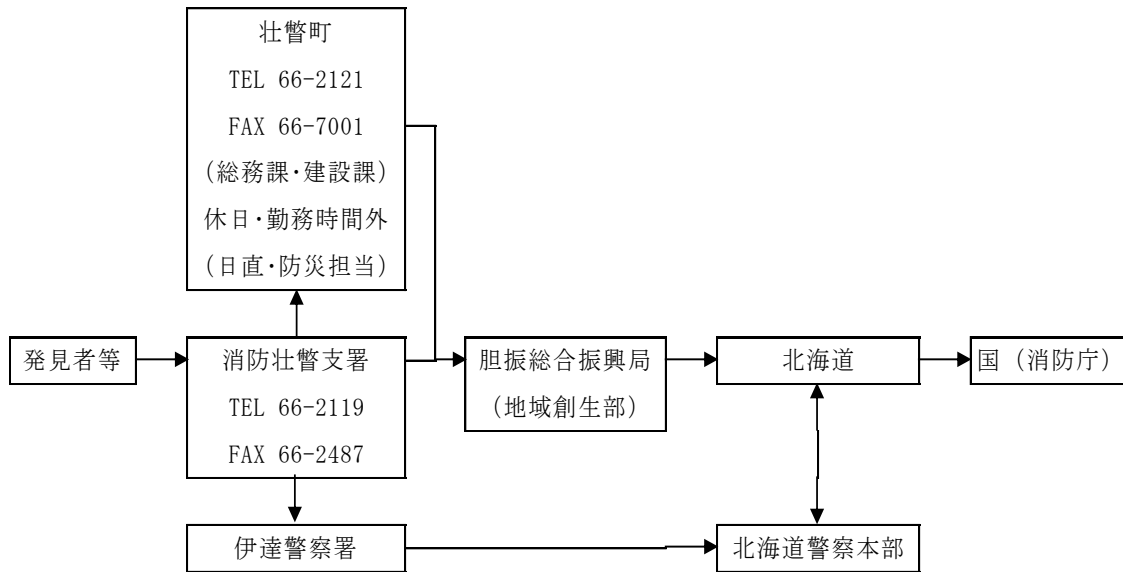
(9) 自衛隊派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、胆振総合振興局を通じて北海道に、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧・被災者救護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

別図



第8章

火山災害対策計画

有珠火山の噴火活動に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害を軽減するため実施する予防及び応急対策は、次に定める計画のほか、有珠火山防災会議協議会（現「有珠山火山防災協議会」）が定める有珠火山防災計画（平成19年11月30日改訂。以下「火山防災計画」という。）、及び火山防災計画を補完する資料編として有珠山火山防災協議会が令和3年7月に策定した有珠山火山避難計画による。

第1節 有珠火山の概況

有珠山は、内浦湾の北側に位置し、洞爺カルデラの南壁上に約2万年前に成長した成層火山である。

有珠山の母体となる洞爺カルデラは、直径約13kmでほぼ円形をしている。現在のようなカルデラが形成されたのは9～12万年前で、数度の噴火で徐々に沈下したと考えられている。4～5万年前には、カルデラ中央部に多数の溶岩ドームからなる火山が噴出し、現在の中島となった。

有珠火山自体は山頂部に直径約1.8kmの外輪山を持つ、玄武岩～安山岩質の成層火山（基底直径6km、比高約500m）で、デイサイト～流紋岩質溶岩からなる10個以上の溶岩ドーム群、そして北東麓に形成されたスコリア丘がある。

有珠山の南麓には、多数の小丘（流れ山）をもつ岩屑なだれ堆積地形が見られる。これは山体崩壊で形成されたもので、崩壊による馬蹄形火口の地形は、現在は確認し難い。成層火山形成時の外輪山溶岩は北から東部で確認することができる。また、有珠山の北麓や、南東・南西麓には、火山麓扇状地が発達している。

第2節 有珠山の火山活動

1 有珠山の噴火史

期	年代 [休止期間]	前兆地震 継続期間	噴火 地点	噴出物	生じた 山体等	災害その他
外 輪 山 形 成 期	1.5万～2万年前		山頂 東麓	有珠外輪山溶岩 ドンコロ山 スコリア	成層火山 ドンコロ山 スコリア丘	山体崩壊により流れ山地 形形成
	7,000～8,000年前		山頂	善光寺岩屑 なだれ	馬蹄型火口	
休 止		数千年				
	寛文3年(1663年)	3日	山頂	降下軽石 降下火山灰・ 火砕サージ		多量の火砕物降下で家屋 埋積・焼失、死者5名

新 期 活 動	17 世紀末頃	不明	不明	不明	先小有珠	不明
	明和 5 年(1769 年)	地震発生 期間不明	山頂	降下軽石・火山灰 ・明和火砕流	オガリ山	火砕流により南東麓で家 屋火災
	文政 5 年(1822 年)	3 日	山頂	降下軽石・火山灰 ・文政火砕流	小有珠	火砕流で南西麓の 1 集落 全焼、死者 82 名、負傷者 多数、集落移転
	嘉永 6 年(1853 年)	10 日	山頂	降下軽石・火山灰 ・嘉永火砕流	大有珠	住民避難、赤く光るドー ム出現
	明治 43 年(1910 年)	6 日	北麓	降下火山灰・ 火口噴出型熱泥流	明治新山	火砕物降下、地殻変動、 熱泥流により山林・耕地 に被害、火口噴出型熱泥 流で死者 1 名
	昭和 18 年～20 年 (1943-45 年)	6 か月	東麓	降下火山灰 火砕サージ	昭和新山	火砕物降下・地殻変動で 災害、幼児 1 名窒息死
	昭和 52 年～57 年 (1977-82 年)	約 32 時間	山頂	降下軽石・ 火山灰降雨型泥流 ・火砕サージ	有珠新山	火砕物降下・地殻変動・ 泥流で市街地・耕地・山 林等に被害、降雨型泥流 で死者・行方不明者 3 名
平成 12 年(2000 年)	約 4 日	西麓	降下軽石・火山 灰、火口噴出型熱 泥流、火砕サージ	2000 年 隆起域	地殻変動、火口噴出型熱 泥流、噴石により国道 230 号、道央道、鉄道、市街 地建物に被害、死者・負 傷者なし	

有珠山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	●危険な居住地域からの避難等。	●噴火発生前に体に感じる地震が多発し、著しい地殻変動が目視でも確認される。 過去事例 2000年3月29日、1977年8月6日、1943年12月29日及び1910年7月23日:体に感じる地震が多発 2000年3月31日、1977年8月7日:道路、山体等に亀裂・断層が発見 ●山頂から噴火が発生し、大きな噴石や火砕流・火砕サージ、火山泥流が居住地域まで到達。 顕著な地殻変動。 過去事例 1977年8月7日:山頂火口原からの噴火により、大きな噴石が火口から約2kmまで飛散、多量の軽石・火山灰が広範囲に堆積 1978年8月16日:山頂火口原からの噴火により火砕サージが洞爺湖畔まで流下 ●山麓から噴火が発生し、大きな噴石や火砕サージ、火山泥流が居住地域まで到達。 顕著な地殻変動。 過去事例 2000年噴火、1943-45年噴火: 火口から約1kmまで大きな噴石が飛散 1944年7月11日:火口から約2km先まで火砕サージが到達 2000年噴火、1943-45年噴火、1910年噴火: 火口からの火山泥流が発生
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	●警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。 <i>山体に近い地域で、何度も揺れを感じた場合には、避難するなど早めの行動を心がけてください。</i>	●体に感じる地震の発生や、膨張性の地殻変動が検出される。 過去事例 2000年3月28日、1977年8月6日、1943年12月28日: 体に感じる地震が発生
			3 (入山規制)	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生することがある。	●入山規制等、危険な地域への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。 <i>レベル3はレベル5から下がる段階で運用します。</i>	●大きな噴石、火砕流・火砕サージ及び火山泥流が居住地域の近傍に達する。 過去事例 2000年5月中旬頃～9月頃の活動: 火口周辺から居住地近くまで噴出物が到達
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	<噴火発生前> 居住地域に重大な被害を及ぼすマグマ噴火に移行する可能性がある。 <噴火発生後> 噴出物の飛散が火口近傍に留まる程度のごく小規模な水蒸気噴火が発生することがある。	●山頂火口原及びその周辺、避難に時間を要する地域への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。 ●高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 <i>山体に近い地域で揺れを感じた場合には、高齢者等の要配慮者の避難や、住民の避難の準備など、早めの行動を心がけてください。</i> ●活動的な火口周辺への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。	●体に感じない微小な地震活動の高まりがみられる。 過去事例 2000年3月27日、1977年8月6日: 体には感じない火山性地震が増加 ●噴火に至った後に火山活動が沈静化していく段階で、噴出物の飛散が火口周辺に留まる程度のごく小規模な水蒸気噴火が発生することがある。 過去事例 2000年9月頃～2001年10月頃の活動:噴出物の飛散が火口内に留まる水蒸気噴火が発生
			1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	●山頂火口原及びその近傍等への立入規制等。 ●住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	●火山活動は静穏。状況により、山頂火口原内及び近傍等に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性がある。

※レベル5において噴火発生後、火山活動が低下した場合は居住地域への影響を勘案し、警戒が必要な範囲を活動している火口等の周辺に限定したレベル5への切り替え、またはレベル3への引き下げを行います。

※噴火活動の低下に伴ってレベルの引き下げを行う過程では、レベル4は運用しません。

※最新の噴火警戒レベルは、気象庁HPでご覧になれます。

平成20年6月9日運用開始 令和2年3月9日改定

第3節 火山現象に関する情報等の収集、伝達計画

1 異常現象発見時における措置

第5章第3節「災害情報等の収集、伝達計画」及び火山防災計画第2編第2章第2節「1. 3 異常現象の通報」を準用する。

2 火山現象に関する警報・予報、情報等の種類

(1) 噴火警報（居住地域）及び噴火警報（火口周辺）

気象業務法第13条の規定により、札幌管区気象台が噴火に伴い生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に火山名警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表するもので、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、札幌管区気象台が火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。札幌管区気象台が登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

ア 噴火警報が発表されていない場合に、噴火が発生した場合

イ 噴火警報が発表されている場合に、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表される。

ウ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断された場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用される。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

・噴火警報発表中に、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表される。

- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した場合に、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表される。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

（注）降灰予報（定時）発表中の場合は、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表される。降灰予報（定時）未発表の場合は、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。


ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した場合に、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表される。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供される。

（注）降灰予報（定時）発表中の場合は、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。

降灰予報（定時）未発表の場合は、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

降灰予報（速報）が発表された場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や下水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≧厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うすすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
 ※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

(5) 火山ガス予報

札幌管区気象台が居住地に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(6) 火山の状況に関する解説情報

ア 火山の状況に関する解説情報（臨時）

札幌管区気象台が現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるために発表する。

イ 火山の状況に関する解説情報

札幌管区気象台が現時点で、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表する。

(7) 火山活動解説資料

札幌管区気象台が写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(8) 月間火山概況

札幌管区気象台が前月1ヵ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

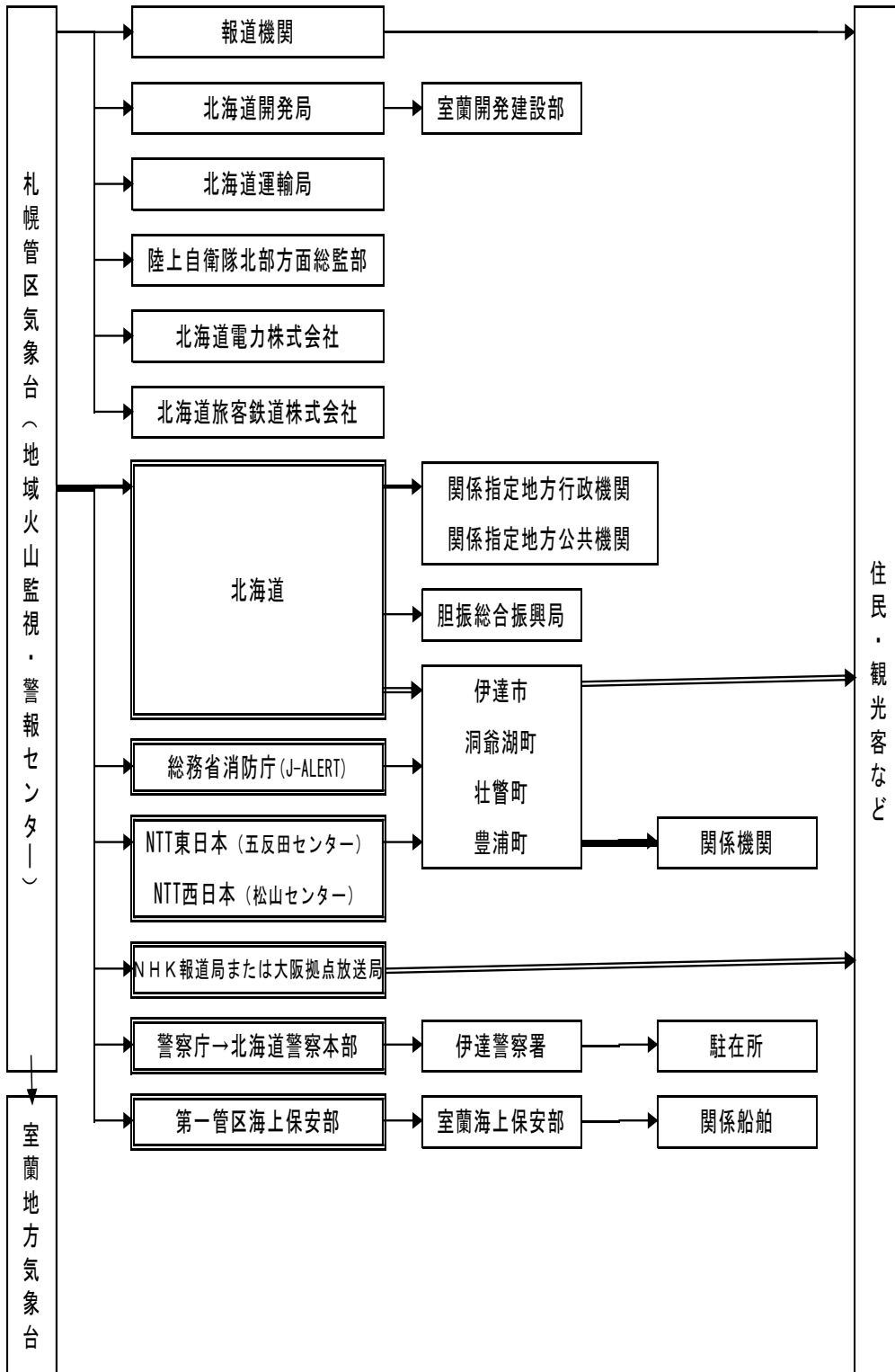
(9) 噴火に関する火山観測報

札幌管区気象台が噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

3 火山現象に関する警報・予報、情報等の伝達

気象台から発表された噴火警報等について、各関係機関は別図（噴火警報等伝達系統図）に基づき、防災情報システムや電話、FAXなどを用いて伝達し共有する。関係機関は必要に応じて、緊急速報メールや防災行政無線、広報車などを用いて住民に広報する。また、報道関係機関に対して、テレビやラジオ等での広報を依頼する。

なお、情報の発信に際して、風評被害などを考慮し、過度な不安をあおらないよう注意する。



- 注
1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 2. 太線は、「噴火警報」(火口周辺)、「噴火警報」(居住地域) (特別警報)及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報要請等が義務づけられている伝達経路
 3. 二重線の経路は、活動火山対策特別措置法の規定に加えて、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

第4節 災害情報通信計画

第5章第2節「災害情報通信計画」を準用する。

第5節 火山観測体制

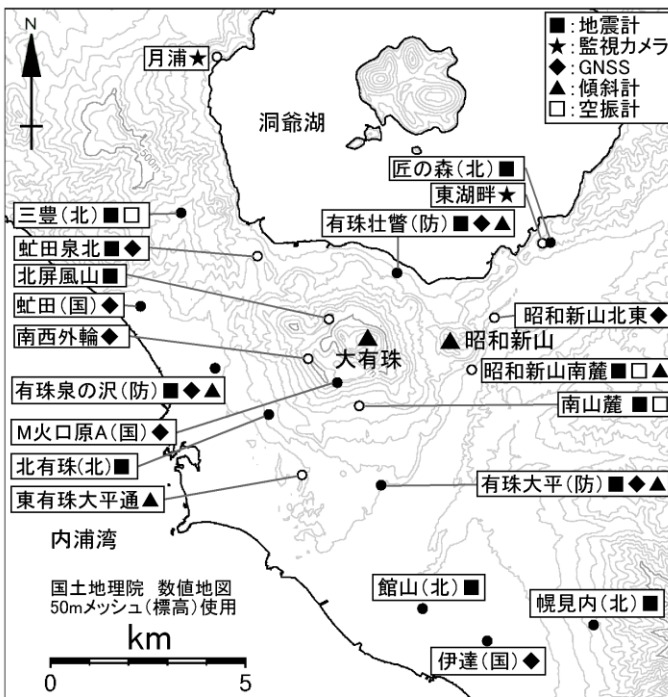
町、北海道及び防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知ワイヤーセンサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化、充実を図る。

札幌管区気象台は、有珠山について常時、次の体制により震動、地殻変動観測、空気振動観測及び遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。

(1) 常時観測対象火山観測体制

火山名	担当官署名	観測機器
有珠山	札幌管区気象台 (地域火山監視・警報センター)	地震計、監視カメラ、GNSS、空振計、傾斜計

(2) 有珠山の観測点配置図 (出典：気象庁ホームページ)



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は他機関の観測点位置を示しています。
(国):国土地理院、(北):北海道大学、(防):国立研究開発法人防災科学技術研究所

第6節 避難体制整備計画

指定緊急避難場所及び避難路等をあらかじめ設定し、日頃から住民や観光客等への周知に努めるものとし、発災時の避難の迅速化を図るほか、次の点に留意する。

- (1) 噴火活動に伴う避難は長期化が予測されることから、避難生活環境を良好に保持できる施設整備に努めるとともに、火山災害の影響範囲が大きいことも考慮し、近隣市町と避難住民の受け入れに係る協定の締結による避難施設の確保を図る。
- (2) 住民や観光客等が、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難することができる国道、道道及び町道を避難路に指定するほか、新たなルートにより整備が進められている重要路線については、整備完了後、避難路に指定する等、常に避難路のネットワーク化に努める。
- (3) 移動手段を持たない等の自力避難が困難な住民及び観光客等の避難のため、公園やグラウンドを一時集合場所として設定し、大型車両（バス、トラック等）での避難を実施する。
一時集合場所の設定については、住民等の利便性に配慮するほか、新たな整備が進められる公園等についても、一時集合場所として設定することの妥当性の検討を行う等、常に迅速な避難の計画化に努める。

その他、避難体制に関する計画は、第4章第10節「避難体制整備計画」を準用する。

第7節 二次災害の予防対策

町、北海道及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。

第8節 防災知識普及計画

- (1) 町及び北海道は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される地区の把握に努める。また、有珠山火山防災協議会が作成した「有珠山火山防災マップ」や町が作成した「壮瞥町防災マップ」により、住民等への情報提供の充実を図る。
- (2) 町、北海道及び防災関係機関は、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努める。また、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所について、掲示板を設置するなど住民、登山者等への周知を図る。

- (3) 観光客に対しても有事の際に安全に避難できるように、観光施設等への防災マップの掲示やガイドブック設置に努める。また、火山噴火に関する資料館や火山遺構を通じた啓発を推進する。
- (4) 気象庁、北海道大学等の火山専門家等と互いの情報を共有するよう努める。有珠山について知識を広げるために、火山専門家等を招いて住民及び一般参加による講演会や見学会を実施する。
- (5) 「洞爺湖有珠山ジオパーク」としてユネスコ世界ジオパークに認定されている当地域の特徴を踏まえ、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会及びNPO法人有珠山周辺地域ジオパーク友の会と連携し、防災教育、講演会、野外学習会等を通じて地域の自然を知り、過去の災害を知り、その教訓を後世に伝える取り組みを推進し、地域防災力の向上を図る。

第9節 防災訓練計画

防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施する。その他、防災訓練に関する計画は、第10章「防災訓練計画」を準用する。

第10節 警戒レベルに応じた基本的な行動

有珠山火山避難計画に定める警戒レベルに応じた基本的な行動は次のとおりである。ただし、火山活動の状況によっては、

- ・噴火警戒レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らないこと
- ・噴火警戒レベル4のままで噴火がなかなか発生しない状態が続く可能性もあること
- ・気象庁の噴火警戒レベルの引き上げを待たず、高齢者等避難・避難指示を発令する可能性もあることなどに留意する。

警戒レベルに応じた基本的な行動

警戒レベル	想定される現象	町の体制	住民等への対応
レベル 1	火山活動は静穏	通常体制	○協議会で災害危険区域を指定し、規制緩和区域以外への立入禁止を実施中
レベル 2	体に感じない微小な地震活動の高まりがみられる（体に感じない微小な地震の増加）。	第1 非常配備	○火山活動の変化について周知、情報の収集を呼びかけ ○登山禁止 ○避難促進施設へ情報伝達
		第2 非常配備	○避難所の開設準備 ○危険区域内の高齢者等避難準備【対象区域：壮警温泉・洞爺湖温泉・昭和新山】 注) 体に感じる地震が発生した場合などは、気象庁からの情報や相互連絡による結果をもとに、噴火警戒レベル4への引き上げを待たずに噴火警戒レベル4と同等の対応をとることがある。
レベル 4	体に感じる地震が発生。膨張性の地殻変動が検出（気象庁等の観測データによる確認）。	第3 非常配備	○観光客の受入れ中止と退去、避難所開設、避難促進施設は利用者の避難誘導 ○危険区域内住民の避難準備・高齢者等避難開始【対象区域：レベル2と同じ】 注) 体に感じる地震が何度も発生した場合などは、気象庁からの情報や相互連絡による結果をもとに、噴火警戒レベル5への引き上げを念頭において、噴火警戒レベル5と同等の対応をとることがある。
レベル 5	体に感じる地震が多発。著しい地殻変動を目視で確認（地割れなど）。山頂または山麓から噴火。	第3 非常配備	○危険区域内住民への避難勧告、避難指示（緊急） ○危険区域内住民の避難完了【対象区域：レベル2と同じ】 ○噴火規模や開いた火口の位置により避難勧告、避難指示（緊急）【対象区域：状況により避難指示（緊急）区域を拡大】

※レベル3は火山活動が高まっていく段階では運用しません。

第 1 1 節 応急活動体制

応急活動体制については、第 5 章第 1 節「応急活動体制」によるほか、次によるものとする。

有珠山の火山現象により災害が発生又は発生するおそれがあり、噴火警報（火口周辺規制）／噴火警戒レベル 2 が発表された場合は、本部を設置し、近隣市町及び他の関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

1 災害対策本部の編成等

噴火活動の場合は、災害による影響規模が非常に大きくなることから、特に初動対応時においては、次のとおり、各班を 3 グループに区分し、各グループ内で人員や業務を調整し、それでも過不足が生じる場合は全体で人員を調整し、対応にあたるものとする。

火山噴火災害対応時の災害対策本部の編成

- ①各班は下記3グループに区分し、各グループ内で人員や業務を調整。それでも過不足状態が生じる場合は、全体で人員を調整。
- ②各班の編成には会計年度任用職員を含む。 ※ () 内の人数はR3.4.1現在の正職員+会計年度任用職員数。ただし、保育所・学校職員は除く。



2 非常配備体制

噴火活動に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準により非常配備体制を取る。特に噴火警報（火口周辺規制）／噴火警戒レベル 2 が発表され、噴火活動による大規模な被害の発生が予想されるときは、速やかに本部を設置する。

なお、本部が設置されない場合であっても、非常配備体制をとる必要がある場合には、本部長の指示により非常配備に関する基準に準じた体制をとることがある。

(1) 非常配備体制の種別と基準（火山災害）

種 別	配備時期	配備内容	配備要員
火山噴火災害 第1非常配備 (警戒体制) レベル2	異常な火山現象発生 の通報があったとき。	各種情報の収集を行 うとともに、災害の 発生が予想される場 合の職員参集連絡を 速やかに行える体制	総務班長及び総務班全員 (総務課長及び総務課職員) ※状況に応じた所要班長及び職員の 招集
火山噴火災害 第2非常配備 (出動体制) レベル3	異常な火山現象によ り、災害の発生が予想 され、その対策に備え る必要があるとき。	関係各班の所管の人 員をもって当たるも ので、状況によりそ れぞれの応急活動が できる体制	全班長（全課長） 総務班全員（総務課全員） 上記以外の全班職員の係長職以上全 職員 ※状況に応じて所要職員を招集し、 その他の職員は自宅待機
火山噴火災害 第3非常配備 (総動員体 制) レベル3～5	噴火し、又は噴火によ り人的被害の発生する おそれがある場合にお いて、本部長が当該非 常配備を指令したと き。	本部全員をもって当 たるもので、総力を 挙げて応急活動に対 処する体制	全員

(注) 災害規模、特性に応じ、基準によらず臨機の配備をすることができる。

(2) 職員の動員体制

ア 職員の動員体制

(ア) 平常執務時の伝達系統

職員の動員は、本部長の決定に基づき、総務班長は各班長に対し配備体制を伝達するとともに、総務班は庁内放送等で各班員にも周知する。

(イ) 休日又は退庁後の伝達及び参集

a 自主参集等

職員は、勤務時間外に有感地震の頻発を感じた場合は、テレビ、ラジオ等を視聴し、電話等により役場に情報確認の連絡を入れ登庁あるいは自宅待機する。

また、地震の活発化等により本部長が必要と判断したときには、その指示に基づき総務班は職員の招集を行う。

b 参集場所

職員は、交通規制等により、所定の参集場所の配備につくことが困難なときは、最寄りの公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従って防災活動に従事する。

(3) 非常配備体制下の行動

種 別	活動内容及び所掌事務
火山噴火災害 第1非常配備	<p>総務課長…関係職員の招集等の連絡に関する事。</p> <p>火山情報等の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>消防機関…住民からの通報收受、役場との情報交換、町内パトロールに関する事。</p>
火山噴火災害 第2非常配備	<p>総務班長は、係長職以上の全職員の招集を指示する。</p> <p>なお、必要に応じ他の職員の招集も指示する。</p> <p>各班は、本部所掌事務により災害応急対策に当たるが、対策初期段階においては、緊急性のある応急対策の実施に多くの人員を要することがある。この場合は、臨機応変な事務分担により初動班を編成し、次の業務を行う。</p> <p>① 各種情報の収集、広報活動</p> <p>ア 無線等による住民への呼びかけ</p> <p>イ 北海道、消防機関、自衛隊及び警察との連絡調整</p> <p>ウ 住民組織との連絡</p> <p>エ 住民等からの問合せの対応及び記者発表</p> <p>オ 被害調査班の編成</p> <p>カ 避難を要する区域の世帯数、人口及び避難行動要支援者の把握</p> <p>② 本部の設置</p> <p>ア 関係機関への周知</p> <p>イ 必要備品の設置</p> <p>ウ 本部員会議に関する準備・連絡</p> <p>③ 避難所等の設置</p> <p>ア 住民の避難状況の確認</p> <p>イ 避難所の開設</p> <p>ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請</p> <p>④ 食料、物資の調達</p> <p>ア 関係団体、業者への調達手配</p> <p>イ 他市町村、北海道、自衛隊への応援要請</p> <p>⑤ 水道、トイレ対策</p> <p>ア 上下水道の被害状況調査及び応急復旧</p> <p>イ 被災者に対する給水</p> <p>ウ 仮設トイレの確保、設置</p>
火山噴火災害 第3非常配備	<p>1 全職員が直ちに登庁し、本部所掌事務により災害応急対策に当たる。</p> <p>2 噴火活動及び応急対策の状況によっては、火山噴火災害第2非常配備初動班を編成、対応し、緊急活動が落ち着いた段階で、本部所掌事務体制に移行する。</p>

3 本部の設置場所

本部は、壮瞥町役場に置く。ただし、噴火活動の規模等により庁舎が使用不能となった場合、又は使用不能となるおそれがある場合には、そうべつ情報館に本部を設置する。

なお、この場合、速やかにその旨を関係機関に連絡する。

4 住民組織の活用

災害の状況により、住民の協力が必要と認めた場合は、本部長は、住民組織等に対し、主に次の事項について協力を要請する。

ア 災害現場における応急手当と患者の搬出

イ 避難所内における救護活動

ウ 在宅高齢者、在宅障がい者等要配慮者の安否確認、避難誘導

エ 避難者の確認、掌握及び誘導

オ 緊急炊き出し

カ その他救護活動に必要で協力を求めた事項

第12節 災害広報・情報提供計画

災害広報については、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 要配慮者への広報

町は、福祉施設、学校などに対して電話、FAX等により避難する旨について伝達する。特に福祉施設・病院には、職員を派遣して避難方法や避難先について調整を図る。また、一人暮らしの高齢者等の在宅者については、住民組織の協力を得て、各戸伝達を行う。

(2) 登山者への広報等

有珠山では、平常時より協議会が災害危険区域を設定して立入規制を行っているため、登山者が入域できるのは、安全性が確保された規制緩和区域のみである。

有珠山の山頂（外輪山展望台、南外輪山展望台、ロープウェイの火口原展望台）へのルートは3本であり、登山者への情報伝達は、伊達市側では有珠登山道、有珠山遊歩道入口地点において立て看板やチラシで行う。

また、立入規制を行う場合は、立て看板やチラシで周知するとともに、伊達市が車両や徒歩により、山頂部展望台や有珠登山道、有珠山遊歩道に残留者がいないことを確認する。

ロープウェイの火口原展望台へは、ロープウェイを利用して行く登山者・観光客が多いことから、壮瞥町が搭乗口でのチラシや放送で情報を伝達する。

(3) 観光客・観光施設への広報

体に感じない微小な地震の増加が観測された場合、関係市町は、観光協会に対して電話、FAX等により火山活動の状況を伝達し、ホテルや旅館などの宿泊施設や観光施設への連絡を要請する。また、外国人観光客対応として、多言語化したチラシの配置などに努める。

宿泊施設や観光施設は、観光客や宿泊者に火山活動の状況や避難経路等を啓発するとともに、旅行会社等へも状況を説明するなど安全対策の強化を求める。

体に感じる地震に移行した場合、これまでの有珠山の活動歴から噴火につながる可能性が高いため、関係市町は、観光協会に避難する旨を伝達し、宿泊施設や観光施設への連絡を要請する。事態が切迫している場合は、直接宿泊施設や観光施設に電話、FAX等により伝達する。

宿泊施設や観光施設は、観光客の受入れを中止するとともに、既宿泊者等に状況を伝達し、避難経路の案内により区域外へ退去を求める。

(4) その他の広報

町は、避難区域、避難所その他の情報を防災行政無線や町ホームページ、Lアラートなどを通じて広報する。

第 1 3 節 避難指示・伝達、避難所開設・運営、救出計画

有珠火山の噴火活動により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難救出等は、次のとおりとする。

なお、この計画に定めのない事項は、第 4 章第 10 節「避難体制整備計画」、第 5 章第 5 節及び第 6 章第 20 節「避難救出計画」による。

1 住民避難の基本的考え方

住民等への避難情報は、火山現象による影響範囲に対し、その活動に応じた段階的な避難情報の発令を基本とする。

2 避難情報の発令基準

(1) 入山規制の実施基準

噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル 2 に引き上げられた場合、災害危険区域内の規制緩和区域への立入を禁止する。

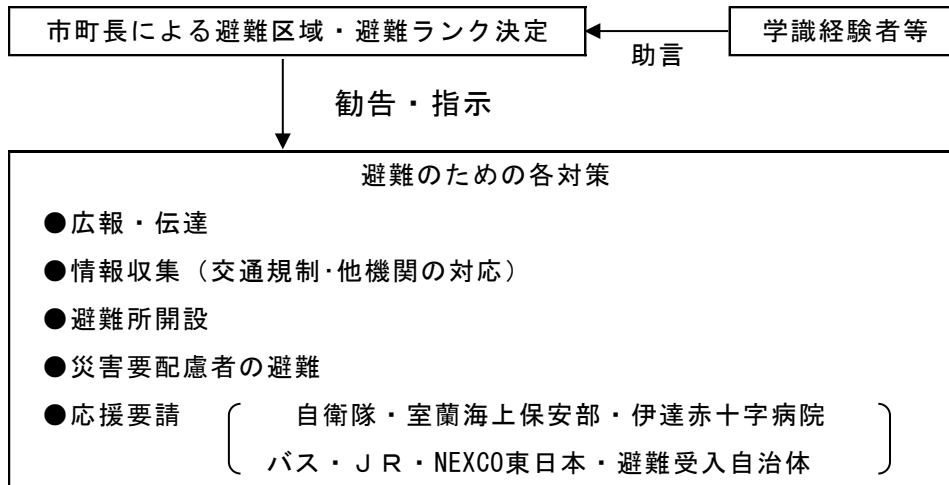
(2) 高齢者等避難の発令基準

噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル 2 でも体を感じる地震が発生するなどして、気象庁との相互連絡による結果や気象庁からの情報を得られた場合若しくは噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル 4 に引き上げられた場合、被害発生が想定される危険区域に町長が発令する。

(3) 避難指示の発令基準

噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル 4 でも、体を感じる地震が何度も発生するなどして、気象庁との相互連絡による結果や気象庁からの情報が得られた場合若しくは噴火警戒レベル 5 に引き上げられた場合、被害発生が想定される危険区域に町長が発令する。

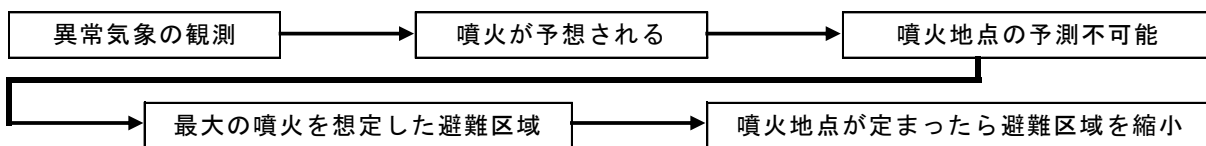
避難決定までの流れ



3 避難区域の設定

- (1) 避難の区域は、噴火活動の状況や防災関係機関及び専門家の助言を受け、町長が決定する。噴火が予測されるものの、噴火地点が確定できない場合は、最大の山頂噴火を想定した避難の範囲とする。
- (2) 町は、円滑な避難を実施するために、あらかじめ防災マップに基づき山頂噴火の火砕流・火砕サージ・噴石の到達範囲及び山麓噴火の火砕流・火砕サージ・噴石の到達範囲を明確にし、当該範囲内の世帯及び人口を含む避難を要する区域図を別に整備しておく。

避難区域の考え方



4 警戒区域の設定

町長は、基本法第 63 条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、その区域からの退去を命ずるとともに、立ち入りを制限、禁止する。

なお、この履行を担保するために、違反については罰則が規定されている。

5 指定避難所・避難経路

(1) 指定避難所

ア 第4章第10節「避難体制整備計画」に定める避難施設の内、噴火活動の影響を受けにくい施設を選定する。

イ 町外への避難の場合、関係市町との緊密な連絡体制のもと、相互応援協定に基づき実施する。

(2) 避難経路

避難時において、住民が自宅から避難場所まで迅速かつ安全に移動可能な国道、道道及び町道を避難経路とする。

なお、噴火活動及び被災状況等により経路を変更する場合は、町長の指示によりその都度変更し周知する。

(3) 一時集合場所及び避難車両

住民の避難は、原則として自家用車による自力避難とするが、移動手段を持たない等の自力避難が困難な者の避難のため、一時集合場所を設定しバス等の車両により輸送する。

バスは、町有及び民間の車両を使用し、不測の事態の対応については自衛隊に協力を要請する。

各一時集合場所には、職員及び消防団員を配置し車両への誘導を行う。

6 避難促進施設

(1) 避難促進施設の指定

町は、火口からの距離等施設の位置や利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として、地域防災計画に位置付けるものとする。

避難促進施設の指定にあたっては、協議会において協議するとともに、施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

(2) 避難確保計画作成の支援

町は、避難促進施設の所有者等に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定めた「避難確保計画」の作成を求めるとともに、本計画と整合のとれた「避難確保計画」となるよう、その支援にあたるものとする。

7 避難方法

(1) 高齢者、障がい者等の避難

福祉施設入所者及び病院入院患者の避難は、施設の管理者が実施する。

町は、各施設での対応が困難として協力の要請があった場合、公用車、救急車、自衛隊等の車両の派遣を行う。

在宅の要配慮者は、住民の避難と同様に扱うが、緊急的な避難が困難な場合は、自治会等の住民組織への協力要請や公用車等により避難を行う。

(2) 幼児、児童、生徒の避難（避難を要する区域内の施設）

噴火活動等の情報については、住民福祉課や教育委員会を通じ、各施設（各施設管理者）に連絡するものとし、就業時間帯での各施設の避難は、町長の指示に基づく住民の避難より前に完了させる。

(3) 観光客の避難

観光客への噴火活動状況や避難の広報は、防災無線や広報車両により行うが、そのほか観光協会を通じ各観光施設からも口頭で伝達を行い、観光客の避難は、原則として自力避難とする。移動手段を持たない等の自力避難が困難な者については、住民避難と同様に一時集合場所からのバス等による避難とする。

(4) 登山客の避難

立入規制となった場合は、ロープウェイの運行を停止するため、登山者・観光客は入城が不可能となる。壮瞥町とロープウェイ会社が協力し、火口原展望台等に残留者がいないことを確認後、従業員も退避させる。

8 救助活動

(1) 現地合同指揮所等の設置

北海道警察、西胆振消防本部、自衛隊、室蘭海上保安部は、救助活動を円滑に行うために、現場活動の一体性、効率性、安全性を考慮し、北海道が設置する現地災害対策本部と連携し、現地合同指揮所等を設置するなど体制を整える。

(2) 救助活動の支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、北海道警察、西胆振消防本部、自衛隊、室蘭海上保安部に加え、必要に応じて、气象台、学識経験者、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道森林管理局後志森林管理署等が技術的支援を行う。

(3) 活動基準の設定

二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や噴火後における地形状況などを考慮した活動基準を検討する。

(4) 救助活動の範囲

監視・観測データなどから予測される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲を関係機関や学識経験者からの助言を参考に判断し、活動が可能な範囲を検討する。

(5) 住民等の救助活動

(ア) 要救助者情報の把握

町は、整備された避難対象者リストと避難所等で作成された避難者名簿の照合や、登山者名簿等から要救助者の情報整理を行い、協議会構成機関と情報を共有する。

(イ) 捜索・救助活動

救助等に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索・救助活動を行う。

(6) 医療活動

要救助者を救出し負傷している場合、救急指定医療機関へ早急に搬送する。

第 1 4 節 災害警備計画

第 5 章第 7 節「災害警備計画」を準用する。

第 1 5 節 積雪・寒冷対策計画

第 4 章第 4 節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第 1 6 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

第 4 章第 9 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」を準用する。

第 1 7 節 被災建築物安全対策計画

第 6 章第 22 節「被災建築物安全対策計画」を準用する。

第 1 8 節 交通応急対策計画

第 5 章第 8 節「交通応急対策計画」を準用する。

第 1 9 節 輸送計画

第 5 章第 9 節「輸送計画」を準用する。

第 2 0 節 食料供給計画

第 5 章第 10 節「食料供給計画」を準用する。

第 2 1 節 給水計画

第 5 章第 11 節「給水計画」を準用する。

第 2 2 節 衣料、生活必需物資供給計画

第 5 章第 12 節「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第 2 3 節 石油類燃料供給計画

第 5 章第 13 節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第 2 4 節 医療救護計画

第 5 章第 15 節「医療救護計画」を準用する。

第 2 5 節 防疫計画

第 5 章第 16 節「防疫計画」を準用する。

第 2 6 節 廃棄物等処理計画

第 9 章第 2 節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第 2 7 節 家庭動物等対策計画

第 5 章第 17 節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第 2 8 節 文教対策計画

第 5 章第 18 節「文教対策計画」を準用する。

第 2 9 節 住宅対策計画

第 5 章第 19 節「住宅対策計画」を準用する。

第 3 0 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

第 5 章第 20 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」を準用する。

第 3 1 節 障害物除去計画

第 5 章第 21 節「障害物除去計画」を準用する。

第 3 2 節 応急土木対策計画

第 5 章第 22 節「応急土木対策計画」を準用する。

第 3 3 節 応急飼料計画

第 5 章第 23 節「応急飼料計画」を準用する。

第34節 労務供給計画

第5章第24節「労務供給計画」を準用する。

第35節 ヘリコプター要請計画

第5章第25節「ヘリコプター要請計画」を準用する。

第36節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第5章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第37節 広域応援・受援計画

第5章第27節「広域応援・受援計画」を準用する。

第38節 災害ボランティアとの連携計画

第5章第28節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第39節 災害救助法の適用計画

第5章第29節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第9章

災害復旧・被災者救護計画

災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は北海道や防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧と将来を見据えた復興について、早急に基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講じる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するための特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

町長、指定行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するときは、速やかに被災した施設及び設備等の災害復旧を実施する。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画に定める基準による。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び北海道は被害の状況を速やかに把握調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみの収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜等の処理（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、次に定めるところによる。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、第5章第21節「障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿

ア 被災地における清掃は、町が実施する。

イ 町のみで処理することが困難なときは、他市町村及び北海道に応援を求めて実施する。

(2) 死亡獣畜

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が行う。

イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町が実施する。

2 処理方法

廃棄物等の処理については、おおむね次に定めるところにより実施する。

なお、収集は、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地区から順次収集する。また、避難所が開設されている場合には、当該避難所を優先して対応する。

(1) ごみ及びし尿処理基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項、第3項、第12条第1項及び第12条の2第1項に規定する基準並びに壮瞥町廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年条例第21号）に従い所要の措置を講ずる。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

ア ごみ及びし尿処理施設

ごみ、廃棄物及びし尿処理施設は、次のとおりである。

ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
西いぶり廃棄物広域処理施設	室蘭市石川町 22-2	0143-59-0705

し尿処理施設

名 称	処 理 区 域
壮瞥町集落排水施設	滝之町処理区
	久保内処理区
	仲洞爺処理区

し尿処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
伊達終末処理場	伊達市長和町48-2	0142-23-2237

(2) ごみの収集及び処理の方法

ア 収集

町の委託業者に依頼するほか、必要に応じ住民に協力を求め、台所の生ごみ類など感染症の源となる汚物から順に収集し、一般的なごみは、その後に収集する。また、災害の状況により町清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両を調達して早期収集に万全を期す。

イ 処理

西いぶり廃棄物広域処理施設を使用し、災害の状況により町地域内に一時貯蔵し、後日処理場で処分する。また、リサイクル等資源の再利用にも配慮を行う。

なお、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、白老町及び西いぶり広域連合との間で、「廃棄物処理に係る相互支援協定」（資料編）を取り交わしており、災害時の一般廃棄物処理に当たって処理施設の相互使用を定めている。

(3) し尿の収集及び処理の方法

ア 収集

被災地域の完全収集にあたるが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の20～30%程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にする。

イ 処理

集落排水施設を使用して完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日処理場で処理する。

また、町のみでは対応できない場合は、他市町村及び北海道に応援を要請する。

(4) 死亡獣畜の処理

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、埋却及び焼却等の方法で処理する。

イ 移動できないものについては、胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導を受け臨機の措置を講ずる。

ウ ア、イにおいて埋却する場合にあつては1 m以上覆土する。

第3節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 町

町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立するとともに、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

(2) 消防機関

罹災証明書のうち、火災に起因するものの交付に関する事務については、必要に応じて、西胆振消防本部が消防法による火災損害調査の結果に基づき行う。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を壮瞥町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
エ 住所又は居所	
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	セ その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	
コ 罹災証明書の交付の状況	

町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、北海道や他の市町村等に対して被災者に関する情報

の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災地を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2の(1)のス）を含めない。

第 1 0 章

防災訓練計画

防災関係業務従事者の防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練の実施については、本計画の定めるところによる。

1 訓練の実施機関

町及び防災会議構成機関等が訓練計画に基づき実施するほか、他の災害予防責任者と共同してこれを実施する。また、訓練実施後においては事後検討を行い、それを踏まえた体制の改善についての資料とする。

2 訓練の種類

(1) 防災総合訓練

防災関係機関及び協力団体等が、被害想定に基づく各訓練項目について相互連携のもとに実践的な訓練を行う。

(2) 災害情報伝達訓練

災害情報等の通報、気象特別警報・警報の伝達が迅速かつ的確に実施できるように、通信施設の点検整備を行うとともに、操作方法等の訓練を行う。

(3) 非常招集訓練

勤務時間外において、一般加入電話が途絶した場合等を想定し、迅速に人員配備体制を確立するための、非常招集の発令、伝達及び動員要領について訓練を行う。

(4) 消防訓練

「西胆振消防本部消防計画」による。

(5) 避難救出訓練

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、住民の生命、身体を保護できるよう、安全な場所への避難及び救出に関する訓練を行う。

(6) その他災害に関する訓練

応急対策を図上により検証する図上訓練、協定締結先との協定に基づく訓練及び自主防災組織等の住民団体との連携訓練等は、防災体制の強化を図るため、随時総合訓練での訓練項目に組み入れ行う。

3 相互応援協定に基づく訓練

町、北海道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第 1 1 章

防災知識の普及計画

防災活動の成果を上げるためには、職員はもちろんのこと全町民の防災意識を高め、その理解及び協力を得ることが最も必要である。したがって、平常時から各種広報媒体を活用し、町防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、もって防災知識の普及高揚を図る。

また、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会及び洞爺湖有珠火山マイスターと連携し、洞爺湖有珠山ジオパークを活用した、地域の自然を知り、過去の災害を知り、その教訓を後世に伝える取り組みを推進し、地域防災力の向上を図る。

1 普及の方法

- (1) 各種防災訓練行事への参加
- (2) 新聞掲載
- (3) 広報誌への掲載、パンフレット、リーフレット等の配布
- (4) 広報車の巡回
- (5) 講習会等の開催
- (6) 防災教育用ビデオの作成及び配布
- (7) ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、防災行政無線等の活用
- (8) その他

2 普及を要する事項

- (1) 町防災計画の概要
- (2) 主要災害の概要
- (3) 気象知識
- (4) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）、共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 農作物の災害予防事前措置
 - オ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - カ その他
- (5) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成及び分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - オ 気象特別警報及び警報の種別と対策
 - カ 避難時の心得
 - キ 職場、家族との連絡手段及び連絡先の確認
- (6) 災害復旧措置
 - ア 被災農水産物に対する応急措置

イ その他

(7) その他必要な事項

3 教育機関における防災思想の普及啓発

- (1) 学校等において、児童生徒に対し、災害の現象、災害予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (3) 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒の発達段階に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、団体の会合や研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

4 普及の時期

防災の日、防災週間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。